

平成29年第4回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成29年12月1日 開会

}

平成29年12月15日 閉会

吉田町議会

## 平成29年第4回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	10
○議会広報特別委員会委員長報告	13
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	14
○吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告	16
○議案第83号～議案第93号の一括上程、説明	17
○散会の宣告	29

### 第 2 号 (12月5日)

○開議の宣告	30
○議事日程の報告	30
○発言の追加	30
○議案第85号の質疑、討論、採決	30
○議案第86号の質疑、討論、採決	41
○議案第87号の質疑、討論、採決	41
○散会の宣告	42

### 第 3 号 (12月11日)

○開議の宣告	43
○議事日程の報告	43
○一般質問	43
山口 一 博	43
藤 田 和 寿	55
大 石 巖	67
杉 本 幸 正	77
山 内 均	91
○散会の宣告	104

第 4 号 (12月13日)

○開議の宣告	105
○議事日程の報告	105
○議案第88号の質疑	105
○散会の宣告	105

第 5 号 (12月15日)

○開議の宣告	106
○議事日程の報告	106
○委員会活動報告	106
○議案第88号の討論、採決	108
○議案第83号の質疑、討論、採決	108
○議案第84号の質疑、討論、採決	114
○議案第89号の質疑、討論、採決	115
○議案第90号の質疑、討論、採決	116
○議案第91号の質疑、討論、採決	117
○議案第92号の質疑、討論、採決	117
○議案第93号の質疑、討論、採決	118
○議員派遣について	118
○議会閉会中の継続調査について	118
○町長挨拶	119
○議長挨拶	120
○閉会の宣告	120

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成29年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 9月の定例会以降、お目にかかれなかった議員もおりますけれども、こうして改めて議員の皆さんの元気な顔に接し、うれしく思っております。

この12月定例会、どうぞよろしくお祈いします。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、平成29年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、9番、八木 栄君、10番、大塚 邦子君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（藤田和寿君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

初めに、委員長、副委員長選任について報告します。

9月22日金曜日、議会閉会中に吉田町議会委員会条例第7条第1項の規定により、吉田町教育改革調査特別委員会を開催し、委員長として9番、八木 栄君、また副委員長として5番、大石 巖君が選任されました。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政的援助団体等監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。

9月11日月曜日、平成29年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、平成28年度静岡県町村議会議長会事業報告、平成28年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出の決算、平成30年度国の施策・予算に対する要望・提言事項、平成30年度県の施策・予算に対する要望・提言事項についてそれぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

9月25日月曜日、坂口谷川水門建設促進期成同盟会の要望活動に出席いたしました。

10月17日火曜日、平成29年度静岡県町村議会議長会総会及び議長・副議長・事務局長研修会が静岡市内で開催されました。

初めに、自治功労者表彰があり、県内の町議会から4名の議員が表彰されました。

表彰の後、平成30年度県の施策・予算に対する要望・提言書が米山会長から吉林副知事に手渡され、総会を終了いたしました。

また、あわせて午後に行われました議長・副議長・事務局長研修会では、政治ジャーナリストの泉 宏氏による「冒頭解散の舞台裏と選挙情勢分析」と題した講演がありました。

10月31日火曜日から11月2日木曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、長野県小川村、長野県小布施町を視察しました。

11月7日火曜日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会の議員研修会が、藤枝市内で開催されました。

この研修会では、東京農工大学大学院客員教授福井 隆氏による、「ここに生きる、守りから攻めへの地方創生」と題しての講演がありました。

11月9日木曜日、国営大井川用水農業水利事業完工式が島田市内で開催されました。

11月20日月曜日、地方自治法施行70周年記念式典が東京都の東京国際フォーラムで開催されました。

式典終了後、「地方自治法70年の歴史と展望～人口減少社会における地方自治制度のあり方について～」と題したテーマによるシンポジウムが行われました。

11月22日水曜日、第61回町村議会議長全国大会が、東京都のNHKホールで開催されました。

大会では、5項目の特別決議と26項目の要望事項、9項目の各地区の要望事項が承認されました。

また、閉会后、元総務大臣増田寛也氏による「地方自治を誇り豊かに」と題した特別講演が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます前に、改めて皆様へ、職員による放課後児童クラブ利用料の横領事件につきまして、おわびと御報告を申し上げます。

本年8月15日に、町内において発生いたしました殺人未遂事件の容疑者として、当町のこども未来課職員が翌16日に逮捕され、現在、起訴拘留中となっております。

この事態だけでも大変申しわけなく、おわび申し上げているところでしたが、さらに、当該職員が本年4月から、放課後児童クラブ利用料の一部を横領している事実が判明をいたしました。今回の一連の事態は、当町に対する信頼を著しく損なうものであり、町政を預かる最高責任者として極めて重く受けとめております。重ね重ねの不祥事となり、町民の皆様へ大変な御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを、改めて心からおわび申し上げます。申しわけございません。

今回の事件の発覚についてでございますが、逮捕された職員の業務を引き継ぐために事務点検を行う中で、徴収した放課後児童クラブ利用料の中に会計処理されていない不明金があることが判明し、詳細を調査した結果、平成29年4月から7月までの間に、97万4,500円の不明金が発生していることを把握いたしました。この事態に対し、町では、即座に被害届を提出し、公表しなければならないと考えましたが、捜査上の理由により、警察から適切な時期まで公表などを控えるよう要請を受けましたことから、被害届の提出が10月2日となりました。

また、並行して起訴拘留中である当該職員への事実確認を、当該職員の弁護人を通じて行っておりましたが、10月11日に利用料を個人的に使用したことを認める自認書が役場に提出をされました。これを受けまして、町では懲戒分限審査委員会を経て、10月16日付で当該職員を懲戒免職、事件発生当時の上司を3カ月間減給10分の1といたしました。

なお、不明金となっております97万4,500円につきましては、既に家族から全額弁済をされております。

今回のような業務上横領事件が発生した原因は、放課後児童クラブの利用料金の徴収方法にあったと反省をいたしております。これまでの徴収方法は、保護者が現金を入れた集金袋を放課後児童クラブの職員に直接手渡し、その現金入りの集金袋を放課後児童クラブの職員がこども未来課に届け、最終的に受け取ったこども未来課の担当職員が会計課に入金するというものでございました。これは保護者の皆様の利便性を考慮して行っていた方法でございましたが、何度も人の手を介して現金を納入するということが、今回の業務上横領を誘発したものと判断をしております。

このため、放課後児童クラブの利用料金の納入につきましては、11月分から保護者御自身が金融機関や会計課の窓口で納付書と現金を持参し、払い込みいただく方法に変更いたしました。また、来年4月からは金融機関からの自動引き落としが可能となるよう、今議会定例会に電算システム改修にかかわる補正予算を上程をさせていただきます。御承認いただきましたならば、すぐにシステム改修に取りかかりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、役場では、この不祥事を教訓として、再発防止策を講じるように取り組んでおりますが、現在は、特に現金の収受を直接的に行う必要がある業務につきまして実態調査を行うとともに、確実に事務処理をチェックできる補完的なルールづくりを行っているところでございます。今回の業務上横領事件公表後、町では、放課後児童クラブ利用者の皆様に対する説明会や町政報告会等、あらゆる機会を捉えて事件の概要について御報告するとともに、お詫びをさせていただきました。

また、このような事態を二度と引き起こすことのないよう、職員に対しましても、さまざまな場面において意識の醸成を図っております。引き続き全庁を挙げて一日も早い町民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせる町づくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場盛り土工事の状況につきまして御報告申し上げます。

本工事につきましては、9月下旬から現地に仮置きしてありました建設発生土を活用して、盛り土工事に着手しており、10月上旬からは、山土の搬入と並行しながら工事の進捗を図っているところでございます。今後につきましても、シーガーデンシティの核となる施設として、防潮堤整備との連携を図りつつ、上部利用を含めた整備を計画的に進めていくことで早期完成に努め、町民の皆様のお安全・安心を確保するとともに、新たなにぎわいを創出する施設となるよう整備を進めてまいります。

次に、地域水産物供給基盤整備事業により実施しております旧6号岸壁を航路護岸に改修する工事と水産物供給基盤機能保全事業による4号岸壁の防食工事についてでございますが、両工事とも9月下旬に発注し、事前測量等の準備工を終え、現在、本工事に着手しております。今後も、漁業者の皆様のお協力を得ながら、来年2月末の完成に向けて工事を進めてまいります。

続きまして、当町が取り組んでおります内陸のフロンティアを拓く取り組みにつきまして御報告申し上げます。

初めに、北オアシスパークを核として事業を進めております物資供給拠点確保事業の状況でございますが、現在、防災公園東側に建設を進めております株式会社杏林堂薬局につきましては、平成30年3月のオープンを目指し、工事が順調に進められております。

また、富士見幹線南側の商業施設区域内に建設を進めております株式会社ソルーナによりますハードオフ、オフハウスの商業施設につきましても、平成30年2月のオープンを目指して工事が順調に進められておるところでございますが、来春には、北オアシスパークを中心に、さらなるにぎわいがもたらされるものと期待をしております。それぞれの店舗とは災害時支援協定を締結させていただき、当町の防災機能をさらに充実をさせてまいります。

次に、川尻高島地区で進めております企業活動維持支援事業の基盤整備についてでございますが、道路改良工事及び大幡川右岸側の橋梁下部工事につきましては、10月下旬から工事に着手をしており、これに続く左岸側の橋梁下部工事及び水路工事に係る入札を今月中旬に執行する予定でございます。さらに橋梁上部工事及び舗装工事につきましても、来年1月に工事を発注する予定でございます。

この企業活動維持支援事業の区域内に、新たに3区画の事業用の用地を確保するため、現在、基盤整備を進めているところでございますが、既に町外の水産加工会社2社が進出することが内定をしております。また、残りの1区画につきましても、既存企業が拡張する予定で、区域内の全ての区画が埋まる予定でございます。町といたしましては、進出する企業の皆様が計画どおり事業に着手できるよう、着実に基盤整備を進めてまいります。

続きまして、同報系防災行政無線の整備についてでございますが、平成34年12月1日から簡易無線局におけるデジタル波全面移行に対応するため、平成29年度から平成32年度までの4カ年で、全ての同報系防災行政無線機器をデジタル対応のものに更新する工事請負契約を、10月26日の第4回吉田町議会臨時会においてお認めいただきましたので、目下、円滑な工事の進捗が図られるよう、詳細スケジュールにつきまして、請負業者と調整を進めているところでございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKA I—O 事業」についてでございます。

昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するためのプロジェクト「TOUKA I—O 事業」につきましては、本年1月から制度を拡充したことも後押しとなり、10月末現在で、無料耐震診断に45件、耐震補強計画策定に12件、耐震補強工事に10件、ブロック塀等耐震化補強事業に1件のお申し込みをいただき、例年以上に成果を上げております。

また、事業対象者への戸別訪問につきましても、本年度計画している240戸のうち、現在までに170戸の訪問が完了しております。今後も、木造住宅の耐震化を加速させるよう事業対象者のさらなる掘り起こしを図り、耐震補強工事へと結びつけてまいります。

なお、このように津波防災まちづくりに係る事業を着実に進める中、吉田漁港の東側に立地します株式会社ヤマザキが25億円を投じて新工場を建設するということが、去る10月18日付の新聞紙上で報じられました。従業員数は250人規模で、そのうち150人以上の従業員を新規に雇用することが見込まれ、当町といたしましても、身近なところに新たな雇用が生まれることを大変喜んでおります。こうした沿岸部に企業が進出することは、東日本大震災以降は皆無でありましたが、今回の株式会社ヤマザキの新工場建設は、これまで当町が強力に進めてまいりました津波防災まちづくりの目に見える成果の一つであると受けとめております。

しかしながら、津波防災まちづくりに関する住民の皆様の財産と企業の生産活動を守る取



り組みはまだ緒についたばかりでございます。今後も乗り越えなければならない難局が多々あるわけでございますが、町民の皆様、企業の皆様の安全を確保し、安心して生活、生産活動ができますよう、強力に、そして着実に推し進めてまいり所存でございます。

続きまして、「誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康づくり事業につきまして、御報告申し上げます。

11月5日に、健康増進や運動習慣の定着を図ることを目的といたしまして、北オアシスパークを発着点とし片岡区から北区をめぐるウォーキングイベント、「よしだ健康ウォーク2017」を開催いたしました。

このイベントでは、8キロメートル及び4キロメートルのウォーキングコースに加え、6キロメートルのストックウォーキングコースも御用意させていただきましたところ、親子連れや高齢者の皆様など、全体として201人に御参加をいただきました。

また、本年度は各地区へ出向く健康相談、各種教室等において体組成計による測定を行い、保健師、管理栄養士等による測定結果の個別相談を実施しておりますが、ウォーキングイベント当日におきましても、体組成計による測定を行い、93人に御参加いただきました。体脂肪率や筋肉量など御自身の身体状況を具体的な数値で確認することで、今後の食生活や運動などの生活習慣を振り返る機会になったのではないかと考えております。

次に、「吉田町食育セミナー」についてでございます。

このセミナーは、町民の皆様にはバランスのよい食事や望ましい食生活などについて学んでいただくことにより、食に対する理解を深め、実践していただくことを目指すもので、株式会社タニタヘルスリンクの管理栄養士を講師に迎え、今月から来月にかけて全3回の日程で開催をいたします。

成長期のお子さんを持つ親世代や、成人から高齢者までの幅広い世代の皆様を対象に、献立づくりのコツや外食、コンビニエンスストアの活用術、間食の上手な選び方など、各回異なる内容で開催いたしますので、多くの町民の皆様には御聴講いただき、御自身や御家庭での食育の実践に役立てていただければと考えております。

次に、第8次吉田町高齢者保健福祉計画及び第7期吉田町介護保険事業計画の策定についてでございます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、3年ごとの見直しが義務づけられており、本年度が現計画の最終年度に当たりますことから、新たな計画策定に向けた策定委員会を8月31日及び11月13日に開催をし、見直しを進めております。

国は団塊の世代と呼ばれる方々が75歳以上となる2025年を見据え、現計画においては、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の推進、在宅医療と介護の連携や新しい地域支援事業など、町が主体となる地域づくりに取り組む内容が盛り込まれましたが、次期計画策定に向けた基本方針には、それらに加え、地域包括ケアシステムの深化・推進、保険者機能の強化と地域マネジメントの推進等を拡充するという内容が盛り込まれました。

こうした国の方針を踏まえ、策定委員会では、町が実施した高齢者の生活と意識に関するアンケート調査の結果に基づき、委員の皆様から認知症に関する具体的な対策等について御意見をいただきました。今後も、策定委員の皆様のお伺いしながら当町の将来像を

見据え、国の方針に沿って計画を策定してまいります。

次に、「高齢者福祉事業における重点的施策の一つであります認知症施策」につきまして、御報告申し上げます。

平成27年1月に国が公表いたしました認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランは、本年7月に数値目標が改定をされ、今後、当町におきましても認知症施策をより一層推進していかねばならないものと認識をしております。

当町の認知症高齢者数は、平成29年4月1日現在、介護保険の申請をされた方のうち、日常生活自立度で認知症と診断された方が572人でございますが、この人数は、今後さらに増えていくのではないかと考えております。

当町では、現在、徘徊の見られる認知症高齢者の早期発見、早期保護を支援するための体制整備を検討しており、9月には視察研修といたしまして、認知症施策における先進的な取り組みを行っていることで大変有名になった福岡県大牟田市が開催した大牟田市認知症SOSネットワーク模擬訓練に、当町及び地域包括支援センターの職員を派遣いたしました。

この視察研修で学んだことを取り入れ、12月6日には、新たな事業として吉田町高齢者見守り声かけ講座を開催いたします。これは、認知症の人への対応として、認知症の症状を持たれているのではないかとと思われる人に配慮した声かけ方法や見守りのポイントを習得していただくとともに、認知症により徘徊してしまう高齢者を隣近所や地域で声をかけ、見守り、保護していく仕組みを参加者全員で考えることを目的として開催するものでございます。

当町では、現在も、御家族の方々だけではなく、福祉関係者の皆様や民生委員の皆様、高齢者見守りネットワーク協力事業所の皆様などが認知症の方の生活を支えてくださっておりますが、今後とも、こうした皆様のお力添えを賜りながら、早期発見・早期対応を高齢者ケアの目指すべき基本とし、増加傾向にある認知症の方を地域で支えていくセーフティネットの構築に力を入れてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、広域連携による観光事業につきまして、御報告申し上げます。

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町の5市2町で構成する静岡県中部・志太榛原地域連携DMOにつきましては、静岡観光コンベンション協会から名称変更した「するが企画観光局」を母体とし、首都圏での認知度向上や観光資源のブランド化を進める方針を掲げ、現在、観光誘客に向けた市場調査を実施をしております。これは当該地域の観光地としての認知度などを全国各地から聞き取り、現状と課題等を分析する基礎資料となるものでございます。

今後も引き続き、DMOと連携を図りながら、当町の水産資源及び観光資源等の魅力を全国に向けて発信し、観光PRの推進に取り組んでまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、福岡県八女市との交流事業につきまして、御報告申し上げます。

当町と八女市とは、平成27年度から、八女市・吉田町未来創造の翼交流事業を展開しております。本年度は、9月26日及び27日に、八女市を会場といたしまして、両市町の施策や現状等について意見交換を行う、八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラムを開催し、八女市における地域活性化の取り組みを視察させていただいたほか、全体会におきましては、「教育」をテーマに、両市町の取り組み発表を行いました。当町からは、吉田町教育元気物語 T

CP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン) の取り組みを発表し、八女市からは、小中一貫教育や義務教育学校の設置など、当町にとって大変参考となる施策を御紹介いただきました。

また、11月3日の小山城まつりには、八女市商工観光課の職員の方にお越しいただき、お茶やお菓子など八女市の特産品を販売していただきました。さらに、11月11日及び12日には、当町の観光協会が、八女上陽まつりに出店させていただき、ウナギやシラス等の販売により、当町の特産品を八女市の皆様に御紹介させていただきました。

今後も、八女市とのさまざまな分野における交流を充実をさせ、両市町にとって有意義な事業となるよう進めてまいります。

次に、結婚機運の醸成を図るための婚活イベントについてでございます。

当町では、新たに「賑わい創出事業費補助金制度」を創設し、町の魅力情報の発信や結婚支援事業に取り組む団体等に対しまして、その事業費の一部を補助しております。

本年度は、当該補助金を活用いたしまして、一般財団法人吉田町まちづくり公社が吉田町商工会青年部の皆様と連携をし、婚活イベント「ピク婚」を開催いたしました。

このピク婚は、「ピクニック」と「ピクチャー」をテーマに、11月12日に県営吉田公園において、公園の持つ魅力を十分に生かした婚活イベントとして開催されました。

結果といたしましては、11組のカップルが誕生したと伺っておりますので、このような取り組みを継続していただけますよう、引き続き町としてサポートしてまいります。

次に、町営住宅の長寿命化についてでございます。

当町が管理している21棟141戸の町営住宅のうち、現在、吉田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、松下団地及び住吉団地の修繕工事を実施しているところでございますが、本年度は、住吉団地の外壁塗装等改修工事を今月中に発注する予定でございます。

続きまして、「道路網や河川の整備」につきまして、御報告申し上げます。

初めに、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

5月中旬より実施しております主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの区間における測量業務につきましては、現地測量が完了し、現在は、物件補償の事前確認を行っているところでございます。

次に、町内道路の舗装修繕事業についてでございますが、東名吉田インターチェンジから大井川方向へ向かう町道東名大井川線につきましては、昨年、舗装打ちかえ工事が完了した時点から大幡堤3号線までの未実施区間におきまして、今月中に舗装打ちかえ工事を実施する予定でございます。

次に、準用河川大幡川の河川改修事業についてでございますが、11月上旬から川尻地区におきまして、落差工の改修工事に着手をしており、来年2月まで実施する予定でございます。

また、問屋川につきましては、今月中旬に改修工事に係る入札を執行し、本年度中に工事を完了させる予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン) の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。

本プランの概要につきましては、本年2月の吉田町総合教育会議において合意されておりましたが、その後、教育委員会事務局による保護者説明会、学校説明会、意見募集等を経て、

9月末から10月にかけて教育委員会が6回開催され、いただいた御意見等を踏まえ検討を重ねた上で、プランの今後の方向性が示されました。

そして、10月27日に開催した総合教育会議におきまして、教育委員会から示された方向性にに基づき協議し、プランを一部修正及び追加することで、再度合意されたものでございます。

概要について具体的に申し上げますと、「授業日の平準化」につきましては、「授業日数220日以上」の表現から、「以上」をとり、「授業日数基本220日」とするとともに、小学校の新たな学習指導要領が全面実施となる平成32年度までに完全実施すること。「授業日の平準化」以外の施策につきましては、新たな施策として「トイレの洋式化」や「学校照明のLED化」、「職員室のオフィス化」を追加するとともに、「サマースクールの実施」や「放課後児童クラブの拡充」についても合意をされました。

今後は、この合意事項をもとに、町と教育委員会が一丸となって、本プランの実現に向け、各種施策に取り組んでいくとともに、教職員、保護者及び町民の皆様への御理解と御協力をいただきたいと思いますよう、引き続き御意見もいただきながら、丁寧に説明を尽くしてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業といたしまして、「地域経済と連携した省CO2化手法促進モデル事業」につきまして、御報告申し上げます。

先ほど御報告させていただきました「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」の施策の一つに位置づけられております学校照明のLED化につきましては、本事業を活用して整備を行うものでございますが、本年度につきましては、9月に環境省所管の補助事業に採択をされ、10月から町内3小学校、吉田中学校、さくら保育園、わかば保育園及び図書館の計7施設におきまして、LED照明等の低炭素設備導入に伴う工事に着手しております。

現在、工事は計画どおり進んでおりますので、来年2月末の完了に向け、引き続き、事業の進捗を図ってまいります。

次に、上水道事業についてでございます。

本年度予定している工事のうち、中原中央線ほか4路線配水管布設がえ工事や青柳北原4号線配水管布設がえ工事などにつきましては、既に発注が済んでおり、順調に工事が進んでいる状況でございます。残りの工事につきましても、年度内の工事完了に向けて準備を進めてまいります。

次に、公共下水道事業についてでございます。

管渠建設につきましては、住吉、片岡地区の県道住吉金谷線と町営住宅松下団地周辺の町道における工事に着手しており、今後は、町営住宅松下団地周辺の町道に布設している管渠のさらに上流側を中心として布設工事を行う予定でございます。

また、浄化センターの電気設備更新工事につきましては、沈砂池設備、用水、消毒設備における電気機器の更新を平成29年度及び平成30年度の債務負担行為により行っているほか、水処理設備における汚泥ポンプ、送風機及び汚泥かき寄せ機の更新工事を行っているところでございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町情報発信アプリケーションにつきまして、御報告申し上げます。

町では、新たな情報発信ツールといたしまして、若者に限らず、幅広い年代で広く利用されておりますスマートフォンやタブレット端末等の電子媒体に当町の最新情報をお届けする

吉田町情報発信アプリケーションの構築に取り組んでおります。

現在、町で運用しておりますホームページは、みずからが欲しい情報を検索し、閲覧するといった能動的な仕様となっておりますが、このアプリケーションは、スマートフォン等の通知機能を利用し、情報が自動的にお手元へ飛び込んでくる受動的な仕様となっており、町民の皆様がイベント情報や子育てに関する情報などを即座に知ることができるとともに、このアプリケーションを利用していただくことにより、吉田町をより身近に感じていただけるものと期待をしております。

なお、このアプリケーションは、名称を「よしだポケットNEWS」といたしましたが、皆様により身近に感じていただけるよう、愛称を「よしポケNEWS」としてお知らせしてまいります。

来年1月から町民の皆様にご利用いただけるよう準備を進めておりますが、スマートフォンへの登録方法や、どのような情報がお手元に届けられるかにつきましては、広報よしだやチラシ等を活用して、幅広く周知してまいります。

また、ホームページや「広報よしだ」につきましても、町のさまざまな情報をお届けする重要な発信手段でございますので、より一層内容の充実に努めてまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、本年度は、防潮堤の整備やシーガーデンシティ構想に係る取り組みを含めた津波防災まちづくりと、当町の新たな教育プランであります吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）を中心に、各事業を展開をしております。本年度も残すところ4カ月を切りましたので、いま一度、各事業の進捗状況を確認するとともに、次年度以降を見据えた効果的な行政運営に尽力をしております。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（藤田和寿君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いします。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会閉会中の活動報告をいたします。

開催年月日、平成29年10月16日月曜日。

場所、吉田町役場4階第1会議室。

時間、午前9時から午前11時10分。参加人数、議員6人、番外1人、事務局2人。

協議事項は、議会改革推進会議について、吉田町会議規則改正案及び運営要項について協議いたしました。会議規則改正案及び運営要項案については法令的にどうかを確認し、次回

再度協議することを決定しました。

開催年月日、平成29年10月24日火曜日。

場所、吉田町役場 4階第1会議室。

時間、午前9時から午前9時55分。参加人数、議員6人、番外1人、事務局2人、総務課長。

協議事項は、平成29年第4回吉田町議会臨時会の運営について、町長提出議案の審議方法、会期、審議予定、会議録署名議員の指名について協議し、決定した。

また、その他では、議会運営委員会調査事項として議長の諮問事項というものがあり、議長の諮問を受け、調査を行っていることを確認しました。

開催年月日、平成29年11月24日金曜日。

場所、吉田町役場 4階第1会議室。

時間、午後1時30分から午後3時。参加人数、議員6人、番外1人、事務局2人、総務課長。

協議事項は、平成29年第4回吉田町議会定例会の運営について、町長提出議案の審議方法は議案11件、うち早期議決は3件を常任委員会に付託審査なしで行うことを決定しました。

また、会期の決定及び審議予定、会議録署名議員の指名、一般質問の取り扱いについて協議しました。

一般質問の取り扱いについては、通告があった5件について検討し、訂正や確認事項を議長に報告しました。また、11日午前3人、午後2人とすることを決定しました。

以上、報告とします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いいたします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

調査事項は、地域包括ケアシステムについて。

目的は、団塊の世代が75歳を迎える2025年に備えた地域包括ケアシステムを調査研究する。

平成29年10月20日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしました。

委員会では9月5日、9月21日の議会開会中に行った委員会において、地域包括ケアシステムについて具体的な調査をすることを協議し、吉田町における居場所づくりの実際の実例と状況を視察し、調査してまとめることを決定しました。

具体的な居場所づくりの視察と調査については、1、みんなの広場ふつか会を9月2日に、藤田議員、遠藤議員、三輪美由紀議員で視察。2、おしゃべりサロンカフェを9月3日に、三輪正邦議員、増田議員、山口議員、山内で視察。3つ目の喫茶杉のこを9月27日に三輪正

邦議員、山口議員、山内で視察。4、ふれあいの場、野いちごを10月5日に藤田議員、遠藤議員で視察。5、手芸を楽しむサロンを10月17日に、三輪正邦議員、山口議員、山内でそれぞれ視察を行った。

視察の結果は、居場所づくりの視察報告として作成し、検討した。検討した結果、各報告書には活動の写真を添付すること、PRのために、居場所づくりのパンフレット等を添付することを決定した。

調査の結果、居場所づくりの活動の課題は、会議費や光熱費の援助が必要、移動手段の支援が必要、PRを必要とする、スタッフが不足している、利用者の性別に偏りがあることが見られました。

平成29年11月6日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開催しました。

調査事項、居場所づくりの報告書の訂正を行い、最終報告とすることを決定しました。

協議の結果、最終報告書には1、女性の元気が目立ち、男性が少ない。2、参加者が固定化されていないか。3、PRの不足。4、町への要望と総合支援を望む。5、ユニバーサルトイレや、バリアフリーの整った施設と使用場所の提供を望む。6、ボランティア養成講座受講者の活躍できる場の提供とシステムづくりを望む、を盛り込み、12月7日に委員会で最終のチェックをし、最終報告として決定することを決めました。

議会の最終日の12月15日に議長に報告し、調査を終了することを決定いたしました。

以上が、総務文教常任委員会の閉会中の調査報告であります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。

産業建設常任委員会より、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

9月21日、所管事務調査事項のうち、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてのうち、道路の管理及び整備について中間取りまとめを行い、引き続き、議会閉会中も継続調査することを決定し、議長に通知をいたしました。

10月5日、出席議員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催し、所管事務調査事項のうち、河川の管理及び整備について協議し、これまでの議会報告会でも出された意見、要望等について項目を整理し、以下の4項目について当局から説明を受けることといたしました。

1、土地利用の変化と降雨量に対する河川の整備・改修の計画について。2、大雨時の冠水対策について。3、河川・側溝の整備・清掃について。4、2級河川に対する要望についてであります。

10月27日、7名全員、番外1名、事務局2名、建設課長ほか2名の出席で委員会を開催をいたしました。

前日、4項目について、建設課より説明を受け、質疑を行いました。

11月16日、7名全員、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催し、前回委員会での当局からの説明に対し整理をし、現地調査の必要性や課題を整理いたしました。今後、現地調査の日程などを調整をしていくこととします。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議会広報特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第5、議会広報特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会広報特別委員会委員長、お願いします。

2番、三輪美由紀君。

〔議会広報特別委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（三輪美由紀君） 議会広報特別委員会より、閉会中の委員会活動について報告をいたします。

9月29日、全国市町村議会広報研修会が、東京シェーンバッハ・サボーにおいて3名の講師による講演会が開催され、議員3名、事務局1名参加をいたしました。

小田順子氏による議会広報紙の文章として、「伝える広報から伝わる広報へ」と題して、理解しやすい文章、伝わる文章、読みたくなる文章の書き方など、基本的なことを教えていただきました。

吉村 潔氏による議会広報紙と電子広報、何がどう変わってきたか、広報紙のさらなる活性化として、特集を組むことや、さまざまな形の住民参加型があること、ネットや新聞報道の速報性にはない、情報の付加価値をつけて発行することなどの講義をお聞きしました。

芳野政明氏の第31回議会広報コンクール、「優秀賞受賞紙から学ぶ」と題しまして、全国1位の宮城県利府町「りふ 議会だより」、全国2位の岩手県金ケ崎町「議会だより かねがさき」を参考にクリニックを行いました。

表紙の写真は、表現力豊かな写真か、企画構成が住民ニーズに合致しているか、読みやすい紙面、レイアウトになっているかななどを興味深く勉強させていただきました。

また、11月8日、静岡県町議会広報研修会が静岡市のクーポール会館において開催され、議員6名、事務局1名参加をいたしました。

10時30分から15時まで行われ、講師吉村 潔氏、「地域に浸透する広報へ、議会広報の最



前線」と題しまして、「議会広報の現状と課題」、「住民参加が広報を活性化」、「議会活動全てが特集になり得る」、「スマホ向け情報発信の強化へ」などを講義していただきました。午後から河津町、函南町、清水町、長泉町、4町の議会だよりのクリニックを行いました。

全国町村議会広報と静岡県町議会広報研修会の講義では、上記のとおり、議会広報の基礎となることを勉強してまいりました。

今までの研修をもとに、よしだ議会だよりは表紙の文字の色と中身を、季節によって色を変えるようにいたしました。色のバランスを考えながら作成しておりますが、思うような色になっていないのが現状であり、勉強不足を痛感しております。一般質問のページでは、見出し、問答、15字以内、簡単明瞭に。写真、表は大きく。文字数は800字以内と文字数が少なく読みやすくなっていることと思います。

ことしの研修会でも多くのことを学びました。できるところから改善していき、さらに議会だよりを「伝える」から「伝わる」広報へと変えていき、読みやすいよしだ議会だよりにしていきたいと考えております。

以上、議会広報特別委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

### ◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第6、議会ICT推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、8番、杉本幸正君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 杉本幸正君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（杉本幸正君） 議会ICT推進特別委員会から報告をいたします。

各回とも、翌月の掲載内容と担当者を決めておりますが、それは省かせていただきます。どのような議論をしたかということについて報告させていただきます。

9月26日火曜日、午前9時から午前10時25分まで。議会ICT推進特別委員会の今後の進め方についての検討を行いました。その中で議会ホームページの開設、フェイスブックの動画配信、メール配信、資料等のペーパーレス化などを検討し、今後どうするかということを確認いたしました。

課題としては、議会の動画配信、ICTを利用した情報の共有化、クラウド化と、プロジェクト等を利用した会議資料の作成、議員のICT意識向上のタブレット化、これは全議員対象の勉強会をとということですが、速報性の確保等に問題があることなどの意

見が多く出されました。課題につきましては、順次協議していくということでこの日は終了しております。

10月25日、午後1時半から午後3時まで。出席議員は7名、うち番外1名、事務局1名でした。

このときの協議内容は、I T Cを利用した情報の共有化のためのクラウド化を学ぶと、そういう中で、1として、議員のI T C意識向上を図るため、全議員対象の研修会を開催することはどうかと。2として、議会のタブレット化を図っていこうと。それから速報性の確保をしていこうと。この3点が議題としております。それからプロジェクター等を利用した会議資料の作成を今後試みていくと。それから議会ホームページ及びフェイスブック動画配信を確認すると。議会の動画配信については継続して協議していくことを決め、終了いたしました。

11月29日水曜日、午前9時から午前10時15分。出席者、議員6名、欠席1名、この6名のうち番外が1名、事務局2名でした。

この中では、クラウド研修の開催について、12月22日のI T C推進特別委員会において研修日を決めると。研修期日は1月中にしたいということで検討しております。これ以外に全議員の研修をということで、今後十分考えて、早く取り組むということで1月に我々特別委員会の委員だけが研修しますけれども、2月以降、早期にやって、皆さんにレベルアップをしていくということでしていくと。それから誰もが必要なことは取り組むというような議員の体制をとりたいということで協議しております。

それからこのとき、12月22日の次回の委員会までに委員会の委員はクラウドについての基礎知識を各自で勉強しておいて、12月22日には十分協議できるような体制をとっておくということで協議を終了しております。

以上、議会I T C推進特別委員会からの報告でございました。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 読み間違いではあるかと思うんですが、委員長、さんざんI C TをI T Cと読んでいますので、そこは訂正いただきたいと思います。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○議会I C T推進特別委員会委員長（杉本幸正君） 8番、杉本です。

議会I C T推進特別委員会ということで置きかえさせていただいて、訂正をさせていただくということでよろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

## ◎吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第7、吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

吉田町教育改革調査特別委員会委員長、お願いします。

9番、八木 栄君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

吉田町教育改革調査特別委員会の報告をいたします。

平成29年10月5日木曜日、午後1時30分から正副委員長決定後となります第2回特別委員会を開会しました。

これからの委員会の運営について協議し、1、教育改革に伴う授業時間の平準化について、他市町の方針を調査する。2、教員の多忙化の原因と解消策について調査する。3、教育委員会の方向性が示された後の疑問点について調査するという3点について調査していくことに決定いたしました。

次回、開会は10月18日とし、授業時間の平準化について他市町の情報を事前に提出することを決定いたしました。散会は午後3時でした。

平成29年10月18日水曜日、午前9時から第3回特別委員会を開会しました。

教育改革に伴う授業時間の平準化について協議しました。各委員より他市町の実施状況、検討状況について資料の配付と説明を受けました。今後委員会を進めるに当たり、新学習指導要領の理解が必要であることから、新学習指導要領の授業時間の平準化に関する資料を配付し、疑問点を上げて質問事項を検討することに決定しました。

次回、開会は、10月25日としました。

散会は10時45分でした。

平成29年10月25日水曜日、午後3時5分から第4回特別委員会を開会しました。

教育改革に伴う授業時間の平準化について協議しました。新学習指導要領の授業時間の平準化についての疑問点を出し合い、町の進め方における疑問点と質問事項を検討しました。授業時間の平準化に対する疑問点は20項目上げられました。

次回、これらの項目から質問事項をまとめることに決定しました。

散会は午後4時40分でした。

平成29年11月14日火曜日、午前9時から第5回特別委員会を開会しました。

教育改革に伴う授業時間の平準化について協議しました。

教育委員会に対する質問事項をまとめたところ、1、新学習指導要領への対応としての授業日の平準化とは。2、吉田町教育大綱の中での確かな学力とはTCPプランと同じものか。3、10月末に報告のあったTCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）決定までの経緯は。以上3件の質問に決定しました。

次に、行政報告会におけるTCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）の方向性の報告について協議したところ、次回確認したいこととして、1、教職員の多忙化の実態、2、新しい方向性のプランに対する意見が上げられました。

次に、議会報告会で出された意見について協議しました。報告会でいただいた御意見をA、

委員会で取り上げて検討する課題。B、回答を検討する項目。C、意見として取り上げるもの。D、取り上げないものに振り分けをしました。これについては、次回検討することに決定しました。

散会は11時50分でした。

以上が、吉田町教育改革調査特別委員会の報告です。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第83号～議案第93号の一括上程、説明

○議長（藤田和寿君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第8、第83号議案から日程第18、第93号議案までの11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について2件、補正予算について4件、規約の変更について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について2件の合計11件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第83号議案は、吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町総合体育館の耐震補強改修工事に伴いまして、既存の会議室及びトレーニング室の環境整備を行うことから、総合体育館にある施設の利用料の額などを定める内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第84号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）が、本年7月26日に施行されたことにより、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の規定の中で引用している条項ずれを改めるなど、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第85号議案は、平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の吉田町一般会計歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,676万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ117億8,086万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第86号議案は、平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億3,312万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第87号議案は、平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億4,552万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第88号議案は、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億6,314万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第89号議案は、吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、当町が藤枝市に救急医療事務を委託しております志太榛原地域救急医療センターにつきまして同センターにかかわる運営費の取り扱い費を見直すことから、当町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を変更することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第90号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、内陸のフロンティアを開く取り組みのうち川尻地内の企業活動維持支援活動事業の区域内にある4路線の道路区間を変更する必要がありますことから、一旦この4路線を廃止することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第91号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、第90号議案を廃止させていただく4路線について、企業活動維持支援事業の区域を除き町道として再度認定する必要がありますことから、川尻地内の4路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第92号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町住吉の桑田 榮さんが本年12月16日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉2449番地の7、久保田則夫さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお願いするものでございます。

第93号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現在、人権擁護委員であります吉田町片岡の吉永優子さんが平成30年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡2527番地の1、吉永優子さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします11議案の概要でございます。

なお、第85号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について、第86号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、第87号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係るシステム改修に関しまして、国の補正予算に呼応し、早期に事業着手する必要がありますことから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは御審議をよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いたします。

初めに、総務課長、久保田明美君。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課が関連します2議案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

まず、第92号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町住吉の桑田 榮さんが本年12月16日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉の久保田則夫さんを吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、議会の御同意をお願いするものでございます。

久保田さんの住所は、吉田町住吉2449番地の7、氏名は久保田則夫。生年月日は昭和25年9月3日で、現在、67歳でございます。委員の任期は、本年12月17日から平成32年12月16日までの3年間となります。

久保田さんは現在、住吉地内に所在します久保田会計事務所の代表でございまして。税理士として御活躍されており、これまで東海税理士会島田支部の広報委員長や税務研究委員長、税務支援対策委員長を歴任されるなど、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちであります。

また、地域住民からの信望も非常に厚いため、同委員に就任していただきたいことから、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

続きまして、第93号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書17ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、人権擁護委員に就任されております吉永優子委員が、平成30年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より、候補者の推薦依頼がございました。

町としましては、引き続き吉永優子さんを人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

吉永さんの住所は、吉田町片岡2527番地の1。氏名は吉永優子。生年月日は昭和25年6月9日で、現在、67歳でございます。委員の任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日

までの3年間となります。

吉永さんは人権擁護委員として、3期9年の御経験を積まれており、人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方でございます。また地元の片岡自治会からも引き続き強い推薦をいただいております、人権擁護委員として適任であるものとして推薦をするものでございます。

なお、本議案につきましては、任期満了まで期間がありますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞いて人権擁護委員の推薦を行うこととなりますことから、本議会に議案上程し、御意見を求めるものでございます。

以上が、総務課から2議案についての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、谷澤智秀君。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第85号議案の1件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、第85号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,676万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,086万5,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算につきましては、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをごらんください。

まず、3ページ、13款国庫支出金でございます。166万3,000円の増額でございます。

まず、2項2目民生費国庫補助金におきまして、様式のレイアウト修正に対応するためのシステム改修を実施するために、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、国民年金システム分を10万5,000円増額するもので、これは10分の10事業として、歳出の3款1項社会福祉費に計上いたしました社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料に充当するものでございます。

同じく、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、国民健康保険システム分36万1,000円。社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、障害者福祉システム分14万4,000円。社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、介護保険システム分36万円をそれぞれ増額するもので、これは3分の2事業として、それぞれ歳出の3款1項社会福祉費に計上いたしました職員給与費等繰出金、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料及び事務費繰出金に充当するものでございます。

次に、障害者総合支援事業費補助金、福祉介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業につきまして21万6,000円増額するもので、これは10分の10事業として、歳出の3款1項社会福祉費に計上いたしました自立支援法改正に伴う電算処理委託料に充当するものでございます。

次に、地域子ども・子育て支援事業費交付金につきまして、23万4,000円増額するもので、これは歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました放課後児童クラブシステム導入に係る電算処理委託料に充当するものでございまして、補助率は事業費の3分の1でございます。

続きまして、4ページ、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、児童福祉システム分を14万4,000円増額するもので、これは3分の2事業として歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料に充当するものでございます。

次に、子ども・子育て支援推進費補助金につきまして、10万円増額するもので、これは10分の10事業として、歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました保育士等の処遇改善導入円滑化対策事業に伴う電算処理委託料に充当するものでございます。

続きまして、14款県支出金でございます。59万1,000円の増額でございます。

まず、2項2目民生費県補助金でございますが、地域子ども・子育て支援事業費補助金を23万4,000円増額するもので、これは歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました放課後児童クラブシステム導入に係る電算処理委託料に充当するものでございまして、補助率は事業費の3分の1でございます。

次に、多様な保育推進事業費補助金につきまして、35万7,000円増額するもので、これは2分の1事業として、歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました町外の認定こども園に対する多様な保育推進事業費補助金に充当するものでございます。

続きまして、5ページ、17款繰入金でございます。1,406万7,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金でございますが、今回の補正予算の歳入不足を補うための繰入金でございます。財政調整基金から1,406万7,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

次に、19款諸収入でございますが、44万5,000円の増額でございます。5項2目雑入でございますが、教育課程研究指定校事業経費補助金を44万5,000円増額するもので、これは10款1項教育総務費に計上いたしました国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会に出席するための普通旅費に充当するものでございます。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出につきまして、御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

2款総務費でございますが、589万2,000円の減額でございます。これは1項1目の一般管理費につきまして、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を、構成市町で案分した471万4,000円を減額するものでございます。

次に、6ページから7ページの2項1目の税務総務費につきましては、人事異動に伴い、職員人件費247万9,000円を減額する一方、臨時職員賃金79万1,000円を増額するものでございます。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、時間外勤務手当51万円を増額する



ものでございます。

続きまして、8ページ、3款民生費でございますが、1,433万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目の社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費39万6,000円を増額するものでございます。

次に、2目国民年金事務費につきましては、歳入でも御説明申し上げました国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当して、様式のレイアウト修正に対応するための社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料10万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、9ページ、3目の国民健康保険費につきましても、国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当するものでございまして、国民健康保険事業特別会計で実施いたします社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料に対する繰出金といたしまして、職員給与費等繰出金54万円を増額するものでございます。

次に、5目の心身障害者福祉費につきましては、歳入でも御説明申し上げました国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当しまして、様式のレイアウト修正に対応するための社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料21万6,000円を増額するとともに、同じく国庫支出金の障害者総合支援事業費補助金、福祉介護職員処遇改善加算所得促進特別支援事業を充当して、自立支援法改正に伴う電算処理委託料21万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、7目の介護保険費につきましては、歳入でも申し上げました国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当するものでございまして、介護保険事業特別会計で実施いたします社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料に対する繰出金及び同じく介護保険事業特別会計で実施いたします介護保険制度に伴う電算処理委託料に対する繰出金といたしまして、事務費繰出金151万2,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目の児童福祉総務費につきましては、時間外勤務手当を153万増額するとともに、歳入でも御説明いたしました国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当して、様式のレイアウト修正に対応するための社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料21万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、11ページ、2目の児童措置費につきましては、平成28年度の児童手当交付金の精算に伴う返還金といたしまして、児童手当費返還金5万6,000円を増額するものでございます。

次に、3目保育所費につきましては、保育園に途中入園する園児に対応するための臨時職員賃金758万4,000円、保育園人材派遣委託料45万円を増額するとともに、歳入でも御説明申し上げました県支出金の子ども・子育て支援推進費補助金を充当して保育士等の処遇改善導入円滑化対策事業に伴う電算処理委託料10万円を増額するものでございます。

また、歳入でも御説明申し上げました県支出金の多様な保育推進事業費補助金を充当して町外の認定こども園に対する多様な保育推進事業費補助金71万4,000円を増額するものでございます。

次に、4目児童会費につきましては、歳入でも御説明申し上げました国庫支出金及び県支出金の地域子ども・子育て支援事業費交付金を充当して放課後児童クラブ利用料の収納方法

を、指導員への現金手渡しから納付書払い及び口座振替にするためのシステム導入に係る電算処理委託料70万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、12ページ、4款衛生費でございますが、559万1,000円の減額でございます。この内訳でございますが、1項3目の環境衛生費につきましては、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金として広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分いたしました688万7,000円を減額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費につきましては、3歳児健康診査における視覚検査のための携帯型機能スクリーニング機器の購入経費でございますが、携帯型式のスクリーニング機器を活用した視覚検査体制を整え、平成30年4月の3歳児健康診査から開始できるよう医療器具類129万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、13ページ、7款商工費でございますが、68万円の増額でございます。これは1項1目の商工総務費につきましては、時間外勤務手当68万円を増額するものでございます。

続きまして、14ページ、8款土木費でございますが、261万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1目の土木総務費につきましては、時間外手当149万円を増額するものでございます。

次に、4項4目の公共下水道費につきましては、人事異動に伴うものとして、公共下水道事業繰出金112万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、15ページ、9款消防費でございますが、40万9,000円の増額でございます。その内訳でございますが、1項1日常備消防費につきましては、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分した2万1,000円を減額するものでございます。

次に、5目の災害対策費につきましては、時間外勤務手当43万円を増額するものでございます。

続きまして、16ページ、10款教育費でございますが、1,020万8,000円の増額でございます。まず、1項2目の事務局費につきましては、人事異動に伴うものとして、職員人件費212万2,000円を増額するものでございます。

次に、16ページから17ページ、3目教育諸費につきましては、既に実施済みの中央小学校除く小・中学校3校のトイレ洋式化を図るため、設計委託料1,611万4,000円を増額するとともに、歳入でも御説明申し上げました諸収入の教育課程研究指定校事業経費補助金を充当して、国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会に出席するための普通旅費11万5,000円を増額するものでございます。

最後に、5項2目の給食施設費につきましては、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金として、広域施設組合補正予算（第1号）に伴う減額を構成市町で案分いたしました814万3,000円を減額するものでございます。

ただいま申し上げました内容が平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで、暫時休憩といたします。再開は10時45分。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、町民課長、太田順子君。

町民課長、太田順子君。

〔町民課長 太田順子君登壇〕

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

町民課からは、議案つづり7ページ、第86号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,312万7,000円にするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんください。

初めに、歳入の9款繰入金でございますが、54万円の増額でございます。これは一般会計からの繰入金で職員給与等繰入金を増額計上するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

1款総務費でございますが、54万円の増額でございます。これは一般会計からの繰入金を財源に、社会保障・税番号制度に係るシステム改修を行うための委託料として増額計上するものでございます。

町民課から提出させていただきました議案についての御説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、福祉課長、杉田香織君。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

本定例会に上程いたしました第87号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

議案書の8ページと別冊の吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をあわせてごらんください。

平成29年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,552万1,000円とすることをお認めいただく

とするものです。

詳細につきましては、補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ、事項別明細書をごらんください。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金でございます。介護保険制度改正に伴う電算処理委託料を、事務費交付金として97万2,000円増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金でございます。介護保険制度改正に伴う電算処理委託料と社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を、一般会計より151万2,000円を繰入金として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

1款総務費でございます。介護保険制度改正に伴う電算処理委託料と社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を合わせて248万4,000円を増額計上するものでございます。

以上が第87号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、健康づくり課長、増田稔生子君。

健康づくり課長、増田稔生子君。

〔健康づくり課長 増田稔生子君登壇〕

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課からは第89号議案 吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページと参考資料ナンバー3をごらんください。

本議案は、藤枝市が志太榛原地域の市町から事務委託を受けて開設をしております志太榛原地域救急医療センターの運営費を見直し、保険診療に係る収入を直接指定管理者の公益社団法人志太榛原地域救急医療対策協会の収入とするため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、使用料または手数料の収入を全て藤枝市の収入とすることを規定しております第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条関係につきましては、地方自治法の改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、第7条中の第233条第5項を第233条第6項に改めまして、同条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げ、附則で施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上が、第89号議案についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、大石 充君。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

本議会に上程いたしました第90号議案、第91号議案の2議案について御説明いたします。

この2議案は、企業活動維持支援事業区域内にある町道の路線延長を短くすることに関連するものでございます。

それでは、第90号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の12ページ、13ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするもので、今回廃止しようとする路線は、4路線でございます。

企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に伴い、町道の路線延長を短くする必要がありますことから、一旦廃止をお願いするものでございます。

それでは、議案書の13ページをごらんください。

1つ目の路線は、高島3号線で延長が435.4メートル、幅員が2.1メートルから3.9メートルでございます。

2つ目の路線は、高島5号線で延長が287メートル、幅員が3.1メートルから3.2メートルでございます。

3つ目の路線は、高島9号線で延長が463.7メートル、幅員が2.3メートルから4.3メートルでございます。

4つ目の路線は、高島12号線で延長が204.5メートル、幅員が2.5メートルから3.1メートルでございます。

次に、第91号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の14ページ、15ページ及び参考資料ナンバー5をごらんください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、先ほど御説明申し上げた廃止4路線を企業活動維持支援事業区域を除く形で各路線の延長を短くし、再認定をお願いするものでございます。

それでは、議案書の15ページをごらんください。

1つ目の路線は、高島3号線で延長が306.7メートル、幅員が2メートルから3メートルでございます。

2つ目の路線は、高島5号線で延長が178.2メートル、幅員が3メートルから3.2メートルでございます。

3つ目の路線は、高島9号線で延長が338.2メートル、幅員が2.4メートルから6メートルでございます。

4つ目の路線は、高島12号線で延長が146.6メートル、幅員が2.5メートルから3.5メートルでございます。

以上が、2議案の説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、石間智三郎君。

都市環境課長、石間智三郎君。

〔都市環境課長 石間智三郎君登壇〕

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、第84号議案の1議案につきまして御説明申し上げます。

第84号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書4ページ、5ページ、参考資料ナンバー2をごらんください。

本議案は、関係法令の改正が行われたことに伴いまして、発生いたしました条項のずれを修正するものでございます。内容としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）、いわゆる第7次地方分権一括法の一部が平成29年7月26日に施行されたことによりまして、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部が改正されました。これに伴いまして吉田町営住宅管理条例の規定の中で引用しております当該施行令及び施行規則の条項にずれが生じたため、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第11条中の第10条を第11条に、第12条中の第11条を第12条に、第14条中の第8条を第7条に、第38条及び第39条中の第11条を第12条にそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からの施行とするものでございます。

以上、都市環境課からの1議案の説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、山脇一浩君。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、1件上程させていただきました第88号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

別冊吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の表紙裏面をごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,314万6,000円とするものでございます。

まず初めに、歳入について御説明申し上げます。

1ページ、第1表、歳入歳出予算補正及び補正予算第2号に関する説明書2ページをあわせてごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金であり、112万5,000円を増額し、6億1,973万8,000円とするものでございます。これは歳出で予定しております職員人件費の財源として、一般会計からの繰入金として増額を行うものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

説明書の3ページをごらんください。

1款1項公共下水道事業費112万5,000円を増額し、6億1,434万4,000円とするものでございます。その内訳としまして、3目浄化センター維持管理費の2節給料を39万3,000円、3節職員手当等を52万2,000円、4節共済費を21万円、それぞれ増額するものでございます。

増額理由としましては、10月1日付の人事異動に伴い増額とするものでございます。

以上が、第88号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、生涯学習課長、浅井勝巳君。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

〔生涯学習課長 浅井勝巳君登壇〕

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、第83号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページと参考資料ナンバー1をごらんください。

本議案は、吉田町総合体育館の耐震補強改修工事が平成30年3月末に完了し、新たに開館するに当たり、既存の第1会議室が耐震補強壁の設置により分室されること、また既存のトレーニング室の環境が整備され、現在、トレーニング機器等の更新を計画していることから総合体育館内の室名及び関係する使用料等の変更についてお認めいただこうとするものでございます。

改正内容でございますが、第3条第1号は前述のとおり既存の第1会議室が分室されるため、分室後の名称をそれぞれ「第1会議室」と「第2会議室」とし、既存の「第2会議室」を「第3会議室」に改めるため、カ、第3会議室、キ、トレーニング室を加えようとするものでございます。

次に、別表（1）吉田町総合体育館使用料は、表中に第3会議室とトレーニング室、1人1回の欄を加えるとともに、個人使用料欄の括弧内の「競技場を除く」を「競技場及びトレーニング室を除く」に改め、また個人使用料欄の時間区分をより明確にするため、9時から13時、13時から17時、17時から21時30分に変更しようとするものでございます。

使用料につきましては、分室後の第1会議室と第2会議室の使用料は分室前の第1会議室の使用料を分室後のそれぞれの面積案分により算出し、第3会議室の使用料は、もとの使用料と同額とするものでございます。

トレーニング室の使用料は、これまで個人使用料欄の料金を適用していたものを、トレーニング室の環境が整うことや、トレーニング機器の更新等の計画をしていることから、トレーニング室の使用料欄を新たに追加し、新料金を規定しようとするものであります。

金額につきましては、他市町、県内先進地の使用料を参考にしながら算出し、激変緩和措置により、9時から13時及び13時から17時までは1回当たり50円を100円に。17時から21時30分までについては、1回当たり100円を200円に改めようとするものでございます。

次に、別表（2）吉田町体育センター使用料は、個人使用料欄について時間区分を9時から13時、13時から17時、17時から21時30分に改めようとするものでございます。

別表（3）附属設備使用料は、バレーボール欄の時間区分を「午前、午後、夜間、各1回につき」を、「9時から13時、13時から17時、17時から21時30分の各1回につき」に改めるとともに、新たに第3会議室冷暖房の欄を加え、第1会議室冷暖房、第2会議室冷暖房の使用料は分室前の第1会議室冷暖房の使用料を面積案分し、それぞれ算出し、第3会議室の冷暖房の使用料はもとの第2会議室冷暖房の使用料と同額とするものでございます。

なお、附則において、施行期日を平成30年4月1日と定めております。

以上が、第83号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 担当課長からの説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時08分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会5日目でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎発言の追加

- 議長（藤田和寿君） ここで、理事兼学校教育課長から発言を求められておりますので、ここで許可します。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

- 理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

冒頭申しわけありません、先週金曜日の全員協議会の中で御質問いただきまして、回答ができなかった部分がございますので、冒頭お時間をいただきまして、その点につきまして回答させていただきたいと思っております。

内容といたしましては、補正予算に計上させていただいておりますトイレ改修に係る設計業務の御質問の中で、今回の改修工事に係る小・中学校のトイレの便器数はというような御質問がございましたけれども、後日調べて御報告をさせていただきますということで、こちらで確認をしておったところでございます。

便器数でございますけれども、自彊小学校から順次申し上げさせていただきたいと思っておりますが、自彊小学校につきましては73基、住吉小学校につきましては111基、吉田中学校につきましては139基ということとなっております。

以上でございます。

---

◎議案第85号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第85号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第85号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を

行いたいと思いますので、質疑につきましては、数値は説明を受けた内容などについて確認の質問とにならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

総務費の時間外勤務手当について、お伺いをいたします。

この時間外勤務手当については、総務費だけじゃなしに、ほかの科目についても計上されておりますが、ことしの場合は台風等の災害に対する対応ということで、土木関係あるいは消防関係、そういう点での出動があったということです。そういう理由以外に、ここの7ページの戸籍住民基本台帳の時間外勤務手当あるいは児童福祉の関係、商工費の関係など計上されていますこの勤務手当について、どうした理由、特別な理由、あるいは臨時的な業務、そういうものがどういうふうな理由であったのか、その点について伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 2款総務費でございますけれども、所管が総務課でございますので、他款にまたがることではございますが、時間外については今ここで質疑について関連があると思いますので、お願いしたいと思いますが。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回の時間外の補正につきまして、今回は2款以外に3款、7款、8款、9款、10款というところで、補正のほうをさせていただくように予算計上させていただいています。予算計上するに当たりましては、9月までの実績を見ながら年間のトータルとして取得が見込まれるかどうかというところも見まして、時間外をのせさせていただいているわけでございますけれども、議員がおっしゃったように2款のところでございますけれども、2款につきましては、今、コンビニ交付が始まりました。コンビニ交付とマイナンバー制度の今回の補正のほうをお願いしているんですけれども、マイナンバー制度も新たに加わってきている情報の連携というところで、執務のほうが増えてきているというところで、戸籍関係のところ、今時間外のほうを見ていたところ、少々の時間外が増えているというところで、計上をさせていただいております。

今、7款というふうにおっしゃってございましたけれども、7款につきましても7款、8款、9款につきましては先ほど委員がおっしゃったように大雨と台風が9月、10月に連続して来ていたというところでは、その災害対応がありましたので、そのところではかなりの時間数を費やして、日曜日の真夜中というところで職員も頑張っ、そのところを対応してき

ていたというところが事実でございまして、そのこのところの災害対応についても時間外が必要になったというところで、今、計上のほうをさせていただいております。

3款につきましては、今、職員のほうも児童福祉のところの職員につきましても10月に異動させていただきながら、職員を補充させていただいているんですが、その中で事件絡みで警察のほうの捜査もなかなか入ってきておまして、かなりの時間のところで捜査が入ってきたところで、職員の負担も増えておまして、そのところで業務のほうが負担になってきたところで、時間外も増えてきているというところもあります。

新たに、放課後児童クラブの拡充というところもやはり引き続きやってきている中での業務でございまして、そんなところで時間のほうを見させていただいております。

10款につきましては、やはり教育改革プラン、そして、今回補正のほうも載せさせていただいていますトイレ改修がございまして、そういうところの対応についても必要な時間が時間外のほうのをせさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、説明をいただいたように、臨時的に業務が入るということは当然あり得るわけですが、昨年も非常に時間外勤務手当が多額になったということがありまして、その後、私も夜時々通りますが、時間外の電気の明かり、それほど全部についているということではないような感じがしますので、当局のほうで時間外勤務についてはかなり厳しく指導されているのかなと思えますが、昨年からことしになって、そうした時間外の勤務を制限あるいは縮小するというところでの努力をどういうふうにしたのか、今年度の中で具体的な措置があれば、お聞かせいただければと思えます。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 時間外の全体としては、今のところ、9月までの様子を見たときには昨年度に比べまして、減少している状況でございます。

その中で、非常に時期的に時間外が必要になったときとか、そういうところもありまして、遅くまで電気がついていう状況もあったかと思えますけれども、全体としては昨年度に比べましては減っている状況でございます。

その中で、どのような制限をしてきたかとか、というところでございますけれども、今、制限というところではなくて、ちゃんと時間外の管理を各課の指導の中で、時間外は申し出た者に対して、結果として、この時間をやったというところで、おおよそ何時間の時間外をするというところで、結果として、それ以上に時間がかかった場合には、このような時間が必要になったとか、そういうところの理由というか、結果もちゃんと述べさせるようお願いしているところでありますので、そういうところで、ちゃんと時間外の管理のほうもしてきている状況でございます。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

社会保障税番号制度にかかるシステム改修委託料ということで、マイナンバーのシステム改修ということで、何項目か上がっているわけですが、それぞれの科目ごとの金額については、それほど大きい金額ではないわけですが、業者への発注ですね、個々にそれぞれ担当課ごとに発注するのか、あるいは全体として一括で特殊な業務ということで発注するのか、その点について伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

マイナンバーの関係につきましては、今、システムの改修というところでは、当町に入っているのがSBS情報システムでございます。その中で、発注についてはそれぞれのシステムが内容が違っておりますので、当課が取りまとめをさせていただいておりますけれども、その中で発注状況、システムの内容についてはそれぞれの課でベンダーと相談しながら、改修のところは話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） もう少し具体的に言ってもらえますか。

もう少し具体的にお願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） それぞれのシステム、例えば、5つのシステムがございまして、それぞれ福祉でいいますと、障害者の関係、児童の関係、そして介護保険の関係、そして国民健康保険、そして国民年金というところで、システムのほうがあります。

その中で、それぞれ行うに当たりましても標準のレイアウトがやっぱり決まっております、そのレイアウトにそれぞれのシステムの中に組み込むに当たってはそれぞれのシステムで使っている画面、あるいは操作というところがございますので、それぞれ修正をするに当たっては仕様がそれぞれ組み込まれていますので、それに合わせた仕様でSBSと連絡調整しながら改修していくような形になっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

SBS情報システムがこれまでもこうしたシステムの構築、あるいは改修作業については委託業者ということでやっているわけですが、このSBS情報システムについてはこれは静岡県下全体としての各市町、全体がこのシステムに委託をしているということでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） うちの町の中のもの全てSBSでなくて、うちの外ということでいいですか。

○5番（大石 巖君） はい。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 当町はSBS情報システムに委託をしておりますけれども、こ

の連携システムの仕様は全国統一ではございますけれども、県下全てがSBSというわけではなくて、市町によってベンダーさんが違っておりますので、当町はSBSでその使用に合わせた形で改修をさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ここで終わります。内容確認になりますので、しっかりと最後まで御意見を言ってください。

よろしいですか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまでも先ほども言いましたが、システムの構築改修についてはSBS情報システムというところが携わってきたということで、この吉田町はそういうところをお願いをしているということで了解をしましたが、昨年何回もこうしたシステム改修あるいはそうした入れかえ等の補正が国のほうからついてくるわけですが、その都度、これは全部その委託先についてはSBSということになるわけですね。

そうしますと、結局は国からのシステム改修あるいはそういうふうな業務についてはこの町を経由してSBSに行くということで町の予算をつけて、そこに行くという、言葉は悪いんですが、国からの業務委託を町を通して迂回をして委託をするというような形になるんじゃないかなというふうな感じがするわけですが、そういう考えというのは間違いなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） システムにつきましては、それぞれの町で入れているシステムになるので、町を通して委託というところがやっぱり当町が職員がやればよいんですけども、そうではなくて全体がSBSの情報システムのシステムを使いながら、戸籍であり、それぞれシステムを行っているわけがございますので、その中で、国からの一応の仕様は出てきておりますので、それに合わせて町が委託先をお願いをするような形ですので、町が自分でやるというところではなく、委託先をお願いをするという形でやらせていただいています。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

11ページの保育園の人材派遣委託料ですけれども、人材派遣の中にもいろんな人がおりまして、保育園の保母さんもちんとした資格を持っている人ということであると思っておりますけれども、仕事に対する、人それぞれなので、なかなか一概には言えませんが、本当に保母さんとしての仕事というものがよく耳にするものは正社員と派遣の方を比べると、派遣の方がちょっと正社員の衆ほどには、まあ直接の社員じゃないものですから、働きぐあいがちょっとよくないように見られるというのが正社員の方からの話を伺うんですけれども、保母さんなもので、子供に対することなものですから、本当にその辺をしっかりといただかないと、困るんじゃないかと思うんですけれども、そういう実際の人それぞれいいところ、悪いところ、余り言いにくいことなものですから、そういう方たちが本来のその職員の方と比べて、それ以上とかそれに劣らないかという形で、そういうものを何かしらちゃんとチェックしていると思っておりますが、その辺で遜色ないよというようなそういうことを伺いたいんですけれども、

ども。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

人材派遣により当町に派遣されている保育士についてですが、各園の園長から評価、評判を聞いております。

人材派遣にそもそもその方が登録しているというのは、例えば、ピアノの講師もやりたいと、半日だけ保育園、人材派遣のほうへ登録して保育園に行きたいけれども、夕方は兼業というかピアノの講師もやりたいんだというような方は我々が直接雇用することができません。地方公務員の兼業の禁止ができますので、そういう方は人材派遣に登録して、我々が活用させていただいているわけですが、保育園、現場においての保育士としての働きぶりは大変よい評価が耳に入ってきておりまして、この人材派遣も昨年の途中から活用させていただいているんですが、評判もいいものですから、同じ方を29年度についても同じ方を引き続き、派遣をしていただいている状況でございます。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

教育振興事業費ということで先ほどありましたけれども、トイレの改修ということでございます。

国のほうの予算で昨年度、もうこういったものに使える予算が出ているんですね。今回、この時点でやるという、このことになった理由というようなものがございましたら、挙げていただきたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、国のほうの予算ということでございますけれども、基本的には毎年、学校施設改善交付金というような形で、その補助金自体がメニューとしてはあるものというふうに理解しております。

その中で、なぜこのタイミングかということですが、今回、特にこうというわけではないですけれども、やはり早急に学校の環境を改善して、特にトイレの中では汚いであるとか臭いであるとか、そういったことによって使い控えというんでしょうか、使わないというような状況も聞いていたり、1年生で、一度お話しさせていただいたことがあるかもしれませんが、和式を使ったことがないということで、洋式の指導から入るというようなこともありましたので、そういった子供たちの健康面であるとか、衛生面であるとか、そういうことも考慮いたしまして、可能な限り早くやったほうがいいんじゃないかということで、今回、設計業務ということではありますけれども、計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

この間、公表されたトリビンス・プランのほうにもトイレ改修が出ていました。その絡みもあるのかなと思います。

それはそれで置いておいて、全協で聞いたときには校舎内のトイレだけですよということでお伺いしております。体育館であるとか、校舎外のトイレに関しては今後やっていくというようなことはあるんでしょうか。

というのは、小学校、中学校にしても避難所に指定されておりますよね。そうしたときにトイレがやっぱり洋式になっているほうが避難される高齢の方とかというのは、それこそ洋式のほうが用をしやすいというようなことも言われております。

そういう中で、今回はやらないだけけれどもという話なんですけど、その辺も踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回のトイレ改修工事の概要といいますか、現在考えているところでは和式の便器を洋式に変えるというものとともに、現在湿式といってタイル張りになっていたり、あと、配管がそこからおいが出るというところがありますので、それを乾式にかえようというようなこともあわせて、この洋式化ということで、工事を行いたいと考えておるところです。

そういったときに、例えばプールのトイレでありますとか、あと、屋外にあるトイレでありますとか、そういったところは乾式にするというよりは基本的には湿式のままののかなというふうに思いますので、今回の全体の工事としては対象外ということで、今、考えておりますけれども、便器自体を湿式のままそのつけかえるとか、あとは和式の便器の上に置くだけで洋式になるようなものもあると聞いていますので、まだ、現時点でどうこうということ

ではありませんけれども、今おっしゃっていただいた利用状況であるとか、ニーズだとか、そういうところに応じて、今後検討していく課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 学校教育的にはそのような形になると思うんですが、では、防災的に考えたときに、どのような町としてお考えがあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現時点では避難所のトイレの改修という計画は全体的には持ってございませんが、例えば、いろいろな被災地なんか見ますと、もちろん大規模災害でありますと、避難所に来られても、少し若干断水とかいうようなところで、洋式、水洗トイレも使えないというところもございまして、そうしたことに关しまして、例えば、住小であるとか吉中のほうにマンホール式のトイレを整備したりとか、そうした緊急的なトイレの設置しておりますし、例えば、トイレが使えないときの簡易トイレにつきましても、計画的に配備をしているというところもございまして、もともとのその学校、避難所になるようなところの洋式化といいますか、トイレの改修といいますか、いったところは今のところはちょっと計画はしていないということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

すいません、一つ私の説明不足がありましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

各小・中学校に、まず体育館ですけれども、多目的トイレということで、これは乾式で洋式のものですが、それが全小・中学校の体育館には必ず多目的トイレがございまして。なので、洋式の便器はそこに必ずありますと、あと、それ以外の体育館のトイレですけれども、こちら和式と洋式が併用というか、和式のトイレもあるんですけれども、洋式のトイレも必ず一つの箇所にはあるということでございますので、洋式のトイレが全くないという状況ではないということでございます。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほど、数のことは教えていただきまして、今回聞きたいのは、自彊小学校の件がちょっと一つ、具体的に聞かせていただきます。

2011年の大震災の後、2017年ことしの4月に自彊小学校の生徒が100人、333人から433人増えましたね。そのときに今回、トイレの改修は当然早くやっていただきたいんですけれども、その数に対して、これからこういう増え方をしてくると、将来的にはどのくらいを多分予測をして、そして、その予測に合うようなものを当然設計の中に考慮をしていくと思うんですけれども、その辺の町のほうの考え、これから各学校側の動向とそれと今、自彊小学校



のように増えていくところ、その辺の間違いなく、安全であるかどうか、数的にね。それはちょっと調べましたら、バリアフリー法とか労基法とか、その中には数が何に対して、幾つにしないと、これは決められているんですね。

ところが、学校教育法の中には全く決められていない、土木事務所にもそういう返事もあって、皆さんからも聞きました。

その中で、適切な数をといる非常に曖昧な適切な数ということが入っていますものですから、それに対して、今回の自彊小学校の各学校の洋式化にするときに、どのような形でその辺の安全であるとか、数的には十分であるとか、そういう配慮というのはどのようにされたのか、これからされるのか、ちょっと聞かせていただければ。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、議員がおっしゃられたとおり、学校の施設に関しては何人に対してどのくらいのトイレを用意しなければいけないかというような基準がございませんので、適切な数を配置しているという状況でございます。

もう一つ、議員おっしゃられたとおり、自彊小につきましては今後、児童数の増というのを見込んであるわけではありますけれども、現在、試算としてということですが、今後増えていったとしても、今、2011年とおっしゃいましたけれども、それ以前にもっと自彊小の児童がピークだった時代があるわけですが、その数を超えることはないのではないかなというのが現在の教育委員会としての見積もりでございますので、トイレの数自体が今回児童数の増によって、増えないからといって、適正な規模ではなくなるというわけではないというふうに考えていますので、基本的には現時点においてはトイレの増というのは検討はしておらず、洋式化ということで考えているのみということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 過去の数というのを具体的に言っていただいたほうが理解しやすいと思いますが。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

例えばですけれども、現在平成29年度におきましては大体420名ほど自彊小の児童がおりますけれども、過去は500名程度いたというふうに記録として残っているのがございますので、数としてはそういった数値になります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、自彊小学校の生徒というのは4月の段階で433人で1人増えたということで、現在434人いるはずですが。

それで、なぜこれを聞いたかという、数としては適切な数ということで、これをしないというのはないんですね。

ところが、先ほど言われた当時はという話になりましたね。

要するに、今回も子供たちの生活環境であるとか、住環境であるとか、それらに対して洋式化するわけですね。そうすると、その辺の数字、要するにその当時のものよりも当然環境

が変わってきている中で、我々が設計する中には当然考慮の中に入ってきますので、そういう部分に対しての考慮、これから設計するとなると、そういうものについての考慮が必要と思うんですけども、どんな意見というか、お考えをお持ちなんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現時点の考えについては先ほど申し上げたとおりですけれども、もちろん、我々の予想を超えることでありますとか、それ以外の要因、例えば、耐震化の問題とか、そういった要因も今後あるかもしれませんので、そういった中で今後検討していく内容かというふうには思っておりますが、ただ、今回の補正予算に限って申し上げれば、トイレの洋式化ということでございますので、今回は今ある箇所のところで洋式化を図ってまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、環境の中で変わっていくということは返事いただきましたので、それは十分考慮した中でやっていただきたいし、子供たちが困るようであれば、非常にもっと困りますから、ただ、もう一つ、中央小学校、洋式化にさせていただきましたよね。そのときにスペースがそのまま和式から洋式にするときに皆さん御存じのとおり、座って、前が非常に来ますので、そのときに要するにトイレの環境、そのものが配管含めて、後ろがあいて、目の前に壁が来る状況。

ところが、そういう状況というのは、今の子供たちはトイレ、設計の中ですごく広くとってありますので、そういうのが子供たちに違和感を持たせていないのかなという心配をします。その中で、これから設計するに当たって、今言った当然パーテーションでやるんでしょから、その辺を例えば、10センチ、15センチのスペースをこれから設計する中では考慮しているのか、していなかったらそれを当然考慮していただいて、トイレの中の環境、座って状況の環境そのものをまたしっかりとした考慮の中で設計をしていただきたいと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、トイレの改修に当たってですけれども、既にあるスペースを広げるというのはこれはかなり難しいことだと思っております。なので、今あるスペースの中で和式のものを洋式にかえていくというような改修になるかと思っておりますけれども、そういった中で今議員おっしゃられたとおり、当然のことながら子供たちにとって、どういった配置であるとか、空間であるとかというのが使い勝手がいいものかということは当然考えながら進めていくものと我々も考えておりますけれども、ただ、どうしても既にあるスペースの中でという限られた中でどう使い勝手のいいものにしていけるかという視点からということはお理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） スペースのとり方というのは、多分今パーテーションというか、その

壁のがちとした壁の中にあるわけではなくて、多分どこでも横ではないですよ、前ですよ。前の部分はそういう形の意外と今の増改築の関係なんかも含めて、金がかかるんですね。金をかからずに意外と易しくできるものですから、できればそういう状況をせっかくつくるのであれば、状況を含めてつくっていただきたいという思いがあったんですけども、その辺は考慮はもうそういう考慮は間違いなくできないということなんですか。

○議長（藤田和寿君） 配置とスペースで工夫すると言われてますから、議員が言われているとおりのことはやられると思いますが、ただ、構造物を変えることはしませんよという説明ですが、それでも求めますか。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げたとおりではあるんですが、私が申し上げたのは床の面積を大きく変えることは難しいですということなので、その限られた面積の中で、議員がおっしゃられたように、より我々もそう思っておりますけれども、子供たちの使い勝手のいい、よいスペースを実現できるように考えてまいりたいとは思っております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 先ほど、冒頭に何基という数を伺ったものですがけれども、この数はそれぞれ学校の数ですがけれども、これは既存の和式の便器であって、それをそのまま洋式にかえるということで数の増減はないということによろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げた数につきましては、大便器と小便器も含めた数となっておりますけれども、あとはそのスペースの中でどう配置していくかということで、基本的にはもちろんその数を維持しつつということが基本とはなろうとは思いますが、その設計の中で、また考えていくものになろうかと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

それじゃ、先ほど聞いた何基というのは、既存の数なのか、それとも、計画された数なのか、それだけちょっと伺います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

既存の数でございます。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） できれば、内容確認だけで済まないような格好でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほか、いかがでしょうか。

私語は謹んでください。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。  
以上で、第85号議案についての質疑を終結します。  
これから討論を行います。  
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第2、第86号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
これから第86号議案の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第87号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第3、第87号議案 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第

2号) についてを議題といたします。

これから第87号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程を終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時43分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会第11日目でございます。  
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎一般質問

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。  
会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。  
また、同乗第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。  
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。  
それでは、順番に発言を許します。
- 

◇ 山 口 一 博 君

- 議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。  
〔1番 山口一博君登壇〕
- 1番（山口一博君） 1番、山口です。  
ラーニングプラン事業及び全国学力テストについて、お聞きします。  
平成26年度から平成29年度までの4年間、当町では吉田町ラーニングプラン事業を進めてきています。確かな学力向上のために、教師の指導力や授業力向上の授業改善を基盤にして、家庭環境や幼稚園、保育園、地域での取り組みの活性化を目指しました。  
以上のことを踏まえ、次の質問をします。
- 1、4年間で約6,200万円を事業に費やす予定だが、費用対効果はいかほどか。また、この事業を推進しない場合の町への影響は。
  - 2、ラーニングプラン事業の最終目標は、今年度の全国学力テストが小・中学校ともに全国平均を上回ることを目指しましたが、その結果や取り組み内容は。また、生活習慣や学習環境等に関する調査報告での因果関係や見立ては。
  - 3、ラーニングプラン事業は、今年度から始まったTCP・トリビンス・プランにどのよ

うに引き継いでいくのか。

御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問にある、4年間で約6,200万円を事業に費やす予定だが、費用対効果はいかほどか。また、この事業を推進しない場合の町への影響は、についてお答えします。

吉田町ラーニングプランは、平成26年度から平成29年度までの4年間のプランであり、その決算額は、平成26年度は約2,000万円、平成27年度は約1,200万円、平成28年度は約1,300万円であり、平成29年度は約1,700万円の予算計上をしており、議員御指摘のとおり、4年間で約6,200万円を事業経費としております。

また、その内容は、学校、家庭、幼稚園、保育園、社会教育、教育委員会の取り組みを整理し、それぞれがそれぞれの立場で各種取り組みを実行していくとともに、その全ての取り組みに対して教育委員会が支援することで、児童・生徒に確かな学力を育成しようとするものです。

教育委員会としては、その中でも特に、プランの総論に「学校での授業改善を基盤」とあるように、学校における授業改善を中心として取り組んでまいりました。具体的には、吉田町学力・学習状況調査の実施により得られた結果を分析し、分析したデータに基づき、児童・生徒の学力定着が不十分な単元を集中的に繰り返し指導したり、正答率が低かった単元についての自身の指導を見直し、より児童・生徒の実態に応じた指導をしたりするなどして、確かな学力の定着を図ろうとするものです。

また、そのほかにも、例えば授業の支援に当たるラーニングプラン支援員を学校規模に応じて1から2名配置、学力定着に課題を抱える児童・生徒を対象とした放課後補充学習の実施、吉田町学力・学習状況調査で正答率が低い分野を中心として学習を進める公設学習塾の実施、家庭での学習習慣の定着のための「家庭学習の手引き」の作成・配付などを行ってまいりました。

このような中で、初めに議員の御質問の中にある、かけた費用に対してどれくらいの効果が見られたのかという費用対効果についてお答えさせていただきます。

まず、その効果を「全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率との差」という観点から見れば、小学校ではプラン実施前の平成25年度は全ての科目で全国の平均を下回っていましたが、プラン1年目である平成26年度は4科目中3科目、平成27年度は5科目中3科目で、平成28年度は4科目中2科目で全国平均を上回り、また、全国平均を下回った科目においても徐々にその差が縮まるなどの成果が見られております。

そして、最終年度である今年度は、全ての科目において全国の平均正答率を上回ることができ、プランの効果が学力調査の平均正答率という形で見られたと言えます。

一方、中学校では、プラン実施前の平成25年度は、全ての科目で全国の平均と同等または下回っており、平成28年度に1科目で全国平均を上回ることがありましたが、それ以外は全国平均を上回ることができず、今年度も全ての科目において全国の平均正答率を上回ることができませんでした。したがって、プランの効果が学力調査の平均正答率という形では見ら

れなかったと言えます。

また、「各学校における全国学力・学習状況調査の得点分布」という観点から見れば、平成26年度から平成29年度の間で、小学校では全体としての上昇が見られるとともに、中学校では、特に国語において上位層が増えるとともに、全体として下位層が減りました。

具体的には、全国学力・学習状況調査の問題について全ての問題を同じ配点と考え、それを100点満点に換算し直し、100点から75点をA層、75点から50点をB層、50点から25点をC層、25点から0点をD層としたとき、平成26年度調査と平成29年度調査を比較すると、小学校のA層の割合は、国語A問題での全体の54.4%から55.1%に、国語のB問題で25.4%から31.7%に、算数のA問題で66.1%から67.1%に増加しています。

また、D層の割合については、国語、算数のA問題では1%以下となり、B問題においても平成26年度は国語で13.4%、算数では18.9%であったのが、平成29年度は国語で11.6%、算数で17.3%と減少傾向にあります。

中学校では、国語のB問題でA層が平成26年度は18.1%あったのが、平成29年度は57.0%となっており、その他の科目のA層については、平成27年度に大きく減少しましたが、その後、順調に増えてきている状況にあります。

さらに、中学校で特筆すべき満点の生徒の人数ですが、国語Aについては平成26年度は6人でしたが、平成27年度は1人、平成28年度は5人となり、今年度は11人でした。また、国語Bについては平成26年度は4人でしたが、平成27年度は13人、28年度は33人と増え、今年度は54人でした。

数学Aについては、平成26年度は4人でしたが、平成27年度、平成28年度は1人であり、今年度は4人でした。数学Bについては、平成26年度以降、満点の生徒はおりませんでした。今年度は1人いました。

以上のように、中学校においては平均正答率の全国との差としては効果を見とることはできませんでしたが、それ以外の面では効果の一端を見てとることもできると考えています。

また、さらに具体的に目を向けてみますと、例えば昨年度、公設学習塾に来た中学生は、吉田町学力・学習状況調査の数学において、平均正答率が全体でプラス3.72ポイント上昇しました。

また、児童・生徒対象の公設学習塾アンケートを実施したところ、「わからないことがわかるようになりましたか」の項目で、小学生で93%の児童が、中学生で90%の生徒が「とてもわかるようになった」もしくは「わかるようになった」と回答しております。

さらに、「公設学習塾に参加してもっと勉強したいと思ったり、勉強がおもしろいと思ったりしましたか」の項目で、小学生で80%の児童が、中学生で70%の生徒が「とても思う」もしくは「そう思った」と回答しております。

それに加えて、公設学習塾に参加している児童・生徒の保護者を対象としたアンケートにおいては、「公設学習塾は、お子さんの学力や学習意欲につながっていると思いますか」の項目で、「とてもつながっている」もしくは「つながっている」と回答した保護者が、小学校保護者で85%、中学校保護者で70%おりました。また、その理由について質問したところ、「学習時間が増えた」と回答した保護者が一番多く、小学校で38%、中学校で58%おりました。

次に、「学力調査の結果がよかった」と回答した保護者が多く、また、その他の理由とし



て、「学習習慣が身についた」、「毎回、公設学習塾を楽しみにしていた」、「苦手がなくなった」、「本人に適した教材で学習できた」などの回答もあり、公設学習塾が学力向上や学習習慣の定着につながったと捉えております。

なお、御質問の「この事業を推進しない場合の町への影響」については、そもそも実施した場合と実施しない場合とで比較して、本施策の効果を図ろうという意図のもとに行っている取り組みではないため、お答えすることはできません。

次に、2点目の御質問である「ラーニングプラン事業の最終目標は、今年度の全国学力テストが小・中学校ともに全国平均を上回ることを目指したが、その結果や取り組み内容は」また、「生活習慣や学習環境等に関する調査結果での因果関係や見立ては」についてお答えします。

まず、御質問の取り組み内容についてお答えさせていただきます。そもそも吉田町ラーニングプランは、平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果を深刻に受けとめ、吉田町児童生徒学力向上委員会を立ち上げ議論を重ね、その対策を検討する中で作成したものです。

その委員会において、学校での授業改善を基盤としつつ、児童・生徒を取り巻く家庭や幼稚園、保育園、地域での取り組みを実施していくことを通して、学習指導要領に定める確かな学力を育成するプランとして吉田町ラーニングプランを作成しました。この吉田町ラーニングプランは、確かな学力の向上のために取り組むべき事業をそれぞれの主体ごとに掲げ、教育委員会は、その全ての取り組みに対して支援していくものとすることを決めました。

その具体としては、まず、学校の取り組みとして、授業力の向上、個への対応の充実、家庭学習の支援などを設定しました。

次に、家庭の取り組みとして、家庭学習の見届け、親と子のコミュニケーションの充実、親の学びの充実などを設定しました。

次に、幼稚園、保育園の取り組みとして、学ぶ力の土台づくり、保護者との連携の充実、本との触れ合いの充実などを設定しました。

次に、社会教育の取り組みとして、家庭教育学級の充実、学校支援地域本部事業の充実、読書活動の充実などを設定しました。

最後に、教育委員会の取り組みとして、学校の支援、指導の充実、保護者への支援、連携の充実、学力向上の検証と評価の充実などを設定しました。

そして、これらの取り組みを実施した結果として、吉田町ラーニングプランの最終到達目標を、平成29年度全国学力・学習状況調査の小・中学校の国語、算数及び数学の平均正答率が全国平均以上になることと設定しました。

続いて、御質問にある「その結果」についてお答えします。

本年度がラーニングプラン事業の最終年度であります。小学校では、主として知識に関する問題が出題される「国語のA問題」、「算数のA問題」、また、主として活用に関する問題が出題される「国語のB問題」、「算数のB問題」の全ての科目で平均正答率が全国平均以上となり、最終到達目標を設定することができました。

一方、中学校では、国語のA問題及びB問題、数学のA問題及びB問題の全ての科目の平均正答率で全国平均以下となり、最終到達目標を達成することはできませんでした。

次に、御質問にある「生活習慣や学習環境に関する調査結果での因果関係」につきまして

は、「全国学力・学習状況調査における学力に関する調査の結果と、生活習慣や学習環境に関する調査の結果との因果関係」と受けとめ、お答えさせていただきます。

調査結果からは、「学力に関する調査」と「学習状況に関する調査」の間に因果関係まで分析することはできておりませんが、例えば、「友達の前で自分の考えを発表することは得意ですか」、「友達と話し合うとき、友だちの考えを受けとめて、自分の考えを持つことができているですか」、「授業で学んだことを、ほかの学習やふだんの生活に生かしていますか」、「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」、「家で、学校の授業の復習をしていますか」といった質問に肯定的な回答をする児童は、学力調査の平均正答率が高いなどの傾向を見てとることができる。

さらに、平日の家庭学習について、特に中学校について、1時間以上の家庭学習を行っている生徒の割合が全国よりも低い傾向にあり、特に2時間以上や3時間以上の家庭学習を行っている生徒の割合は、そのあらわれが顕著であります。

そうした中で、1日当たりのゲームの時間や1日当たりの携帯電話やインターネットの使用時間が短いほど、学力調査の平均正答率が高く、ゲームをする時間や携帯電話の使用時間などが長ければ長いほど、平均正答率が低くなる傾向を見てとることができます。

また、「生活環境や学習環境に関する調査」の中に、中学校の部活動について、「ふだん、1日当たりどれくらいの時間、部活動をしますか」という質問がありますが。3時間以上部活動を行っている生徒の国語のA問題の平均正答率が72.5%であるのに対し、「1時間以上、2時間より少ない」と回答している生徒の国語Aの問題の平均正答率は、79.3%でありました。そして、「国語のB問題」や「数学のA問題」の平均正答率でも、同様の傾向を示しています。

一方、「30分以上、1時間より少ない」部活動を行っている生徒の平均正答率が、それ以上の時間部活動を行っている生徒の平均正答率を上回れない科目も存在していることも読み取れます。

今後、こうした結果を踏まえながら、子供や学校の実態に応じて、学校や家庭、教育委員会においてどのような手だてを講じる必要があるのか、さらに検討してまいりたいと考えています。

次に、3点目の御質問である「ラーニングプラン事業は、今年度から始まったTCPトリビンスプランにどのように引き継いでいくのか」についてお答えします。

TCPトリビンスプランは、「子供の確かな学力を保障する環境づくり」、教職員が授業に専念できる環境づくり、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」の3つの柱から構成されております。

例えば、ラーニングプラン事業の一つとして実施してきた吉田町学力・学習状況調査は、全国との比較や経年比較により、その年の児童・生徒の学習状況を正確に把握・分析し、教育指導の成果と課題を検証・改善すること及び結果をもとにして個々の児童・生徒が、みずからの学習等の改善を図ることを目指して実施してまいりました。

したがって、吉田町学力・学習状況調査により、児童・生徒の学習状況を正確に把握・分析し、PLAN・DO・CHECK・ACTIONというPDCAサイクルで教育活動を展開することを理想としてきたわけですが、既に述べたように、小学校においてはその意図としたとおりの結果を得ることができましたが、中学校においては、その意図としたとおりの

結果を得ることができませんでした。

しかし、学力調査とは、児童にとっては、その結果を通じて自身の学習意欲の向上に役立てるものであり、教師にとっては、自身の指導を振り返り、日々の指導に生かしていくものです。教育委員会として、こうした考え方は非常に重要なものであると考えており、小学校ではその効果が顕著にあらわれ、中学校では学力・学習状況調査の平均正答率という面では効果があらわれませんでした。ゆっくりながら浸透してきたと考えられる面があります。

特に、中学校においては、実施に当たっては教員の意識も含め改善しなければならない点がありますが、調査結果に基づいた授業実践は、TCPトリビンスプランの子供の確かな学力を保障する環境づくりに引き継いでいきたいと考えております。

また、放課後学習の充実や公設学習塾の実施などは、子供の確かな学力を保障する環境づくりにおける補充学習や発展学習の充実という取り組みにつなげていくこととしております。さらに、そのような場が保護者の教育ニーズに応じた環境づくりの放課後の子供の居場所づくりの取り組みにも資するものとなるよう検討してまいります。

さらに、ラーニングプラン事業の幼稚園、保育園及び小・中学校の接続、連携、一貫教育の推進の取り組みである幼稚園・保育園連携事業は今後も継続し、小学校への円滑な接続とつなげていくとともに、最終的にTCPトリビンスプランでは、幼・保・小・中の一貫教育へとつなげていく計画を立てております。

今後、4年間のラーニングプランの取り組み状況や予算の状況も踏まえながら、改善すべきところは改善し、学力向上に向けてTCPトリビンスプランへとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御説明を受けたことに対して、再質問をさせていただきます。

今ここにいる13人の議員は多分、皆さんそう思ったと思うんですけども、1番の対費用効果という質問に対して、お答えが学力テストの結果を言われたわけなんですけれども、私としたら、費用対効果が金額は示されませんが、このような効果があったとか、あと、この事業を推進しない町への影響はということはお答えできないという内容だったんですけども、実は一般質問を通告する前に、本来の私の聞きたかったのは、経済的効果はどうかということを実はお聞きしたかったんで、最初、書いたんですけども、議長や議運のほうでそぐわないということで、訂正で、このような「影響は」ということだったんですけども、1番の質問に対して、もう少し具体的に。

このデータというのは、議員配付のほうで中学校、小学校の配当点数、区分とかをもらいますし、この内容に関して説明を受けた以上のことが何も示されておきませんので、もし今、わかる範囲内で結構です。この1番に対して、費用対効果がもし具体的にわかればいいと思います。もしわからないようでしたら、実際に教育というのはこの町に関しては余り科学されていない、データもちゃんと把握していないと私、受けとめてしまったんですけども、本来、私、お聞きしたかったのは、ROYとかSROY、投資利益率を換算しないと、本当の予算というのは立てられないと私、思ったものですから、このような質問をしました。

ですので、1番のところだけで結構ですので、もう少し具体的に対費用効果がわかる範囲

内で教えてもらいたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、冒頭、教育長の答弁のほうで議員の皆様にお示しさせていただいた資料よりも、詳しい効果としてお伝えさせていただいたつもりでございます。

また次に、費用対効果ということですが、今、議員がおっしゃった、例えばSROY、社会投資収益率というものがさまざまな費用対効果をはかる際の指標として用いられることが多くあることは、我々も承知をしております。

また、教育に関してということですが、そのSROYの値というものを設け、考えるときには、アウトカムを定量化して、金銭でそれを評価すると。それを実際、投資した金額で割るというものがSROYの値だというふうに理解しておりますけれども、そうしたときに、アウトカムを金銭であらわすということが、どうしても我々としてはできませんでした。

前例でどういったものがあるのかとか、吉田町の教育委員会だけではなくて、さまざまな教育委員会のいろいろな資料を確認したりであるとか、文部科学省が出しているようなものも拝見をしたんですけれども、そのアウトカムの定量化の金銭で評価するという面については、具体的にそのところが書かれていないというところもあって、我々としては今回、SROYというような形で費用対効果を数値であらわすということは、現時点ではできていないという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） SROYに関して、また勉強してもらったという感じです。対費用効果ということで、なかなか全ての予算に対して出すというのは難しいことだと私も思っていますし、特に教育関係に関しては非常に難しい、今の効果が何年か先に出るというふうには私も思っていますので、ただ4年間でSROYとか収益率を求めているわけではないんですけれども、教育委員会としてそういうお考えがもともとなかったような気がしましたので、去年ぐらいからこのワードをお話をさせてもらっています。

私が何を言いたいのかというと、学力テストの結果も踏まえてなんですけれども、今、国では約60億のお金を使って全国で小学校6年生と中学3年生をテストを行っています。実際のところ、この10年連続で小学校のテストの委託先をベネッセのコーポレーションで、今年度は21億、国では使っております。中学校では19億のお金を使って、電通が今年度は落札をしております。この対費用効果、町もそうなんですけれども、実際のところ、4年間で6,000万も使ったお金の結果が、点数は私が平均点が上がっているとか下がっているとかと言っているわけではなくて、目標としている数値を上げること自体が難しい目標ではなかったのかなと私、思っております。

というのは、点数というのは、その年によって大分、年度によって上がったり下がったりするというのはもっともなものですから、4年前にこの数値を上げたということ自体がちょっと問題ではないのかなと思ったものですから、数値を上げること自体、学力の平均点を全国上回るということがどういうお考えでこういうふうにしたのかなと、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、吉田町ラーニングプランですけれども、平成26年度から始めておまして、そのときの目標というのが、最終到達目標として今年度の全国学力・学習状況調査の小・中学校の国語、算数、数学の平均正答率が全国平均以上という目標を掲げたわけですけれども、議員がおっしゃられているのは、この目標がこういう指標として掲げたことへの、なぜこういう目標だったのかというような御質問かと受けとめさせていただきますが、平成25年度に吉田町だけではなくて、静岡県自体ですけれども、全国の平均からかなり下回るような学力調査の結果であったという状況がございました。

教育委員会としては、その結果、吉田町もかなり低かったわけですけれども、その結果を深刻に受けとめましてこのプランをつくったということでありまして、一つは、やはり子供たちに確かな学力を身につける必要があるんじゃないかというようなところから、その一つの指標として全国学力・学習状況調査の平均正答率というものを上げさせていただきましたけれども、やはり全国平均はもちろんのこと、それ以上に吉田町の小・中学校を卒業する子供たちにそういったことを保障してあげたいというようなところから、この指標を設定したものだということに理解しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 今、お話を伺いました。

次の質問をさせていただくんですけれども、数値を出すということは、保護者のほうにも求められている時代だと思うんですけれども、以前に比べて、現在の学校自体が私は何か商品化されているような気がしております。商品化されている以上は、保護者からは品質を求められたり、説明を求められたり、あとは今見たような学力テストの数値をわかりやすく示されないと、なかなか保護者が納得できないというのがあると思います。

教育長の御答弁の中で、PDCAのサイクルということでお話をされました。これはもともとは企業や会社の目標管理方式だものですから、私自身は教育現場にはそぐわないんじゃないかなと。

次に同僚議員が質問するものですからあえてここ触れないんですけれども、学力テストに関しては、例えば、教育改革市民フォーラムというものがあまして、取り組みの一環として臨床教育学的立場のアンケートを全国で実施しております。教員のアンケートで中止に賛成の方が65.4%。「あなたの学校にとって学力テストは役に立ったのか」というので、62.9%が役に立たない。役に立った方というのが1.3%だそうです。内容としてはただ、4月にテストを受けて、5カ月後に結果が出ます。例えば、中学3年生ですと、もう大分学力も違ってきております。それに対して、改善目標がずれているんじゃないかなと御心配する声もあります。結果に手間がかかり過ぎて、反対に教職員の多忙化が進んでしまうと。

また、肝心の児童や生徒たちが主体的に真剣に余り今もう取り組んでいないというふうに言っております。この学力テスト自身が教育現場や子供たちにだんだんとそぐわなくなってきたんじゃないかなという意見もあるんですけれども、教育委員会としてはどのようなお考えなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ただいま議員がおっしゃられた教育改革市民フォーラムというのは、どういった方々が参加しているのかわかりませんので、その割合が高いとか低いとかということに対することは申し上げる立場にないかなとは思いますが、そもそも全国学力・学習状況調査、吉田町学力・学習状況調査もそうですけれども、大きく理由としては、二つあるかなと思います。一つは児童・生徒側の視点でございます。児童・生徒にとっては先ほど答弁で申し上げさせていただいたとおりですが、その結果を通じて自身の学習意欲の向上に役立てるということが一つです。

あとは、その学習意欲の向上に役立てるとともに、自分の苦手分野であるとか得意分野であるとか、そういったことを自分の中で自覚をして、次の学習につなげていくということが一つ目です。

二つ目といたしましては、教師の側からの理由ということになりますけれども、自分の指導の結果としての調査結果でございますので、自分の指導がどこが至らない点があったのかというところを確認をしながら、自身の授業改善に役立てていくということが、この学力調査を行って、PDCAへというふうには私どもとしては考えておりますけれども、自分で計画を立ててやってみて、調査に基づいて評価をして、それを改善していくというようなサイクルの中で展開できるのではないかなということから、学力調査というものを行っているということですので、教育委員会としてはその調査結果に基づきながら、授業改善であったり、子供の弱点というか、そういったことを把握するという意味では、有効であるというふうに考えて実施をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

先ほど教育長のほうから答弁をいただいた中で、生活の状況もアンケートで聞いたというふうになっております。その中で、平日の家庭学習の時間であったりというお話も聞いておりますし、ゲームや携帯やインターネットをさわっている時間が多岐ほど、点数が低下しているというふうにお聞きしているんですけども、これは私、今、資料を持っているのが、今年度議員配付されたものであります。去年もいただいております。その前の年もいただいておりますけれども、内容自身がずっと変わってなくて、ゲームをやっている子供たちに関して教育委員会としてはどのようにしていくかということだと思っておりますけれども、データとしていろいろ出されているわけなんですけれども、実際に現場に対してどのような指導をされているのかなと思ったものですから、お聞きしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、学力調査を行った後に、我々、WLP実施委員会でありまして、WLP担当者会議というのを月に一回開催をしておりますけれども、学力調査を行った後に、どこが課題であって、それをどう改善を図っていくのかということのを各学校に考えてもらいながら、それを指導に生かしてもらうというような取り組みをしております。

その上でございますけれども、教育委員会といたしましては、家庭学習の手引きというものを作成をして、各御家庭に配付をしております。例えば、小学校のもので低学年というか、1年

生から3年生のものに関しますと、その手引きの中にテレビの視聴のことについての注意事項でありますとか、中学校版のものですと、スマートフォンであるとかゲームに関する時間に関する注意事項でありますとか、そういったものはこの家庭学習の手引きの中には書かれておりますけれども、そういったことを通じて、御家庭でもそういったことを協力をしながらという意味合いも含めてですけれども、対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今のお答えが、私が2番で上げた因果関係ということではなかったのかなと思います。因果関係というのは御存じのように、原因と結果ということなんですけれども、今のアンケート等に対しての結果でどのように施策というか、どのように手引き、今おっしゃっていたんですけれども、というのが因果関係に関してとか見立てというふうな、最初のときの対応がこれだったかなというふうに思っております。

次に、お話ししたいことが一つあります。

何でも学力テストは、自分の考えはそんなに必要じゃないといったら、ちょっと言葉が過ぎてしまうんですけれども、もともと去年の9月に私、一般質問の中で非認知能力というお話をさせていただいたんですけれども、今もっと重要なことが、多分、学校教育の中ではされていると思うんです。教科の横断的能力や教科の点数よりも認知能力のほうが今もう重要視されている時代ではないのかなと私自身は思っております。何でかというと、知・徳・体のいわば「徳」に当たる部分の非認知能力は、文科省の「生きる力」や「キャリア教育」、内閣府の「人間力」、経産省の「社会人基礎力」でも重要視されています。

当局では、このラーニングプランの中で学力点以外の「徳」に当たる非認知能力を確保するというのを、去年一般質問させていただいた続きになると思うんですけれども、それ以降、非認知能力に関しては、教育委員会では何か取り組んでいる、去年より取り組んでいることとか、あとは重要視されているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

非認知的能力ということで、教育委員会でも大変重要であるというふうに考えています。

1点目としては、ラーニングプランの中にも幼・保・小の連携というような話がありまして、吉田町としては、特に幼児期に獲得した非認知的能力というものがその後の人生に大きくかかわっていくというような研究の報告もなされておりますことから、幼児教育に力を入れているということでございます。これは、国立教育政策研究所から指定もいただきながら、また、千葉大学の松寄洋子先生などにも御指導をいただきながら、その幼児教育の推進という意味で、非認知的能力がしっかりそこで獲得できるようにということで重点を置いて取り組んでいるところでございます。

もう一つですけれども、学力というと少し教科に偏ったような話というふうに受けとめられているのかなというふうに思いますが、一つ、教師の授業力向上というところが今回のラーニングプランの前提としてあります。もちろんそこでは、教科に対する指導というものも当然ですけれども、それ以外の例えば道徳でありますとか、特別活動でありますとか、そういったところで育まれる力というものも多くあることから、そういった授業にもしっかりと

授業準備をしながらできるのではないかなというふうにも考えております。

また、来年度からは道徳も教科化されて、さらに先生方が指導方法であるとか、数値ではありませんけれども、評価を行っていかないとということから、そういったところでの指導というの充実をしていくのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

なぜこのようなお話をしたかというふうになるんですけれども、非認知能力というのは一つの物事を続けていく能力であったり、友だちを思う気持ちだったりというのが、小学校、中学校の間にいかに素養を酌むかというふうに私は思っているんですけれども、実は近隣の今の高校1年生のお話をちょっとしよう。

吉田中学校出身の3人の生徒が他校から来る生徒をいじめをしまして、夏前の話だったんですけれども、その子が学校へ行かなくなってしまいました。高校では解決ができないということで相談を受けまして、県の教育委員会に間へ入っていただきまして、その学校に行っていたら、学年集会をしたりということで、吉田中出身の3人の生徒がそういうお話をされる中で、1人は退学をしました。

そういったことが、中学校から高校に行った結果、そのような結果というのは県の教育委員からは報告とかというのは、もともと町のほうには来ないものなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

プライバシー等の問題もあろうかと思っておりますので、そういった高校で起こったことについて町の教育委員会に報告ということはありません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。わかりました。

私、思うのは、中退した子供が将来どうなっていくのかなというのがちょっと心配なものですから、今、御質問をさせていただきました。

最後のほうの質問になるんですけれども、さっきラーニングプランの事業が今年度から、最後の質問でTCPプランに引き継いでいくというお話をされた中で、点数はもちろん大事なんですけれども、教育長の御説明の中で、三者三様ということで、みんなが確かな学力を保障したりというお話もあったんですけれども、やはり学力テストの点数もそうなんですけれども、来年度も同じような感じに変わっていくところがあれば、今お話できることがあれば、お聞きしたいなと思っておりますけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

来年度以降につきましては、特にこの予算にかかわるようなこともございますので、現時点において明確にお答えすることができませんけれども、例えば、全国学力・学習状況調査などは来年度も実施するというような形で国のほうで予算の要求がされているようですので、少なくとも町としてもそれには参加するのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。



○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

では、最後の御質問をさせていただこうかなと思います。

最後は、いつも町長にお話を聞くものですから、御回答できればお願いしたいと思うんですけども、町では、平成28年2月に吉田町教育大綱を発表し、その中で教育目標として、「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を上げ、基本方針として社会を生き抜いていく幅広い知識、思いやりを持ち、温かい心の通う相互の助け合い、喜びを持って学び合う環境を目指しています。その中で、確かな学力は文科省の視点の中で基礎や基本を確実に身につけ、みずから解決する質や能力と言っております。

質問としましては、ラーニングプランからTCPトリビンスプランに継続していく計画ですが、確かな学力について町長のお話を聞いてみたいかなと思います。

皇太子御夫妻が10月19日、中学校教育70年記念式典に御臨席されたときの御挨拶の中で、「教育は国民一人一人がそのとき、その持てる力を伸ばし、豊かな人生を送る役割を担っている」とおっしゃっています。将来を担う子供たちが社会でまた自立して生きていく基礎を培う大切な時期とおっしゃっています。心の触れ合い、学校教育の実践を大切にしつつ、教育に対する国民の期待に応えていかれることを願うと、中学校教育70年記念式典でおっしゃっています。この言葉にあるように、私は子供たちが社会に出て自立した生活が一人一人送れる基礎を身につけさせてあげるのが、義務教育での確かな学力ではないのと思っております。

町長自身はもう来年、TCPもまた継続していくんですけども、お考えをお聞きしたいかなと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、御存じだと思いますけれども、東京大学の入試を突破できる人工知能を開発する東京大学ロボット君、略して「東ロボ君」ですけども、これは基本的に昨年、東京大学の模試から撤退するという形で、東京大学の入学試験を突破する人工知能の開発は、当面、諦めたという結論になったんですけども、この東ロボ君開発のいわばリーダーとなったのが、日本教育学研究所の新井紀子教授。世界的なワイヤー研究のトップリーダーなんですけれども、この方が何でそこから撤退したのかという理由の中に、意味を理解できない人工知能の結果を克服できるミス軸を何としても解決することはできないというのが撤退の理由なんです。今言った新井紀子先生は、こんなことも言っているんですけども、と全国の中学生、高校生、2万5,000人に、いろんなパティストをやったんですけども、最大わかったことは、驚がく的な事実なんですけれども、いわば主語と述語、文章を理解していくのに一番大事なことなんです。主語と述語の基本的な構造を押さえて、文章を正しく読み解くという能力に欠けた中、高生が物すごくいるという結果が出ました。これは新井先生が群馬でやった授業で、ひどい場合には中学生ですけども、半数以上がほとんど文章の意味が理解できないと。こういうふうな結果が出たわけですね。

だから、そういうふうないわば読解力を、文章読んでいるときに主語と述語が何であって、その基本的な構造を押さえた上で文章を理解するという能力を基本的にやっぱり身につけなきゃならないと。これは確かな学力の基本的なものであると私は思っております。

それと同時に、これも付加的な意味で大事なことなんですけれども、OECDの教育・ス

キル局長をやっておりますアンドレアス・シュライヒャーが、読売新聞との恐らく単独インタビューだと思うんですけども、その記事の中で書いているんですけども、いわば総合的な学習、それぞれの教科で学んだ知識というものを相関づける、そういうふうな能力というものをこれからやっていかなきゃならないと。恐らく日本にとって一番必要ではないかと言っているんですけども、今言ったように、この二つのこと、すなわち文章を正しく、主語と述語を押さえて、基本的な構造を押さえて、文章を正しく読み取ると。プラス今度はそこでもって、それぞれの各教科でもって得られた知識というものを関連づけて、いろんなことを考えていくと。

そういうふうなものをやっていくことが、恐らく確かな学力で意味づけることになっていくのではないかと、こんなふうに思いますんで、そういう意味においても、トリビンスプランの中で今、議員が子供の確かな学力をつけると。確かな学力を保障する環境づくりでございますので、そういう中において、これから吉田町の教育の中において、基本的なことでございますけれども、その辺に重点を置いてやっていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

では最後に、先日新聞の感想コンクールというのが掲載されたものですから、これを読んで最後の発言とさせていただきます。

会長賞として、静岡の安東小の6年の女の子がこのような記事を載せておりました。吉田町小・中夏休み16日程度の記事ということの中で、衝撃的なニュースで始まり、女の子がこう書いております。最後のほうでは、こんな既に短い夏休みを終えた吉田町の三者はどう感じたのか。率直な思いを知りたい。現場の意見をしっかり把握した上で、本当の意味で三者三益になるように議論して行ってほしいと結んでおります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、1番、山口一博君の一般質問が終わりました。

続きまして、私が一般質問をしますので、会議規則第50条の規定により副議長と交代します。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○副議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここから、議長にかわりまして副議長が議事を進めます。

---

◇ 藤 田 和 寿 君

○副議長（増田剛士君） 引き続き一般質問を行います。

13番、藤田和寿君。

〔13番 藤田和寿君登壇〕

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田和寿でございます。

平成29年12月、先生も走る多忙な師走でございます。1年を振り返る12月。吉田町の教育を振り返ってみますと、トリビンスプランで多忙化解消として、夏休み10日間と報道されたことから、朝の全国ニュースやさまざまなメディアでも取り上げたことなど、教師、子供、保護者、そして町民の皆さんも、ことしは特に町の教育について、さまざまな角度から注目した1年だったと考えております。また、議会においても、「TCP教育元気物語」について出前会議の要請を受け、初めて開催しました。その後、議会内の議論を経て、吉田町の教育改革に寄与する目的で吉田町教育改革調査特別委員会を設置し、現在調査中であります。さまざまな議論がある中、今回の一般質問を通じ、教育について問うていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

今回、一般質問を行うきっかけは、町が行いました11月15日の調査報告会において配付されました資料を拝見したことからでございます。参考資料としてつけてありますのでごらんください。

本年4月に行われました全国学力状況調査の吉田町の結果はどうだったでしょうか。吉田町の学力向上の目標は、平成29年度全国学力テストの全教科で全国平均正答率を上回ることでした。その目標は達成できたのでしょうか。目標の達成の鍵に関する町教育委員会の見解をお聞かせください。こういうことに関して御回答が示されております。

教科に関する調査結果については、小学校は全国及び県の平均正答率を上回りましたが、中学校は国語A、国語B、数学A、数学Bの全ての科目が全国及び県の平均正答率を下回りました。よって、小学校は吉田町ラーニングプランの最終達成目標を達成することはできましたが、中学校は達成することはできませんでしたと。この文章を見たことがきっかけでございます。

それでは、さきに通告しました吉田中学校の調査結果と全国との差についての一般質問を行います。

町は平成25年度の文部科学省、全国学力・学習状況調査の結果の低迷を受け、平成26年度から4カ年計画の吉田町ラーニングプラン、以後YLPと言いますが、YLPを策定して、これまで取り組んでいます。特に、ベネッセの総合学力調査を毎年4月と11月に実施し、結果を教育委員会とベネッセとで分析しています。そして、その結果をもとに、各学校や公設学習塾などの授業改善へ落とし込むPDCAサイクル体制を構築し、町全体で学力向上に取り組まれています。

本年度の結果においては、小学校はYLPの最終達成目標を達成しましたが、中学校は達成することはできませんでした。そこで、中学校におけるYLPの成果についてお伺いします。

1、YLP実施後、小学校の学力調査結果において全国以上であるのに、なぜ中学校は毎年度で全国以下となっているのか。

2、小学校第6学年から中学校第3学年までの推移結果も昨年度から報告されている。YLPの取り組みを受けて、成果が出る中学校の結果をどのように分析しているのか。

3、中学校における全国学力調査結果と町独自の総合学力調査結果との相違点はあるのか。また、総合学力調査結果を全国学力調査へ生かす取り組みは。

4、中学校での授業改善、教師の指導力、授業力向上のPDCAサイクルを回し、教員の意識改革はなされたのか。

以上について御答弁をお願いいたします。

○副議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 初めに、1点目の御質問であるYLP実施後、小学校の学力調査結果においては全国以上であるのに、なぜ中学校は毎年度全国以下となっているのかについてお答えします。なお、議員の御質問にあります「総合学力調査」とは、吉田町学力・学習状況調査であり、「YLP」とは吉田町ラーニングプランのことであると思いますので、以下私の答弁では、それぞれ「吉田町学力・学習状況調査」、「吉田町ラーニングプラン」と略さずに呼ばせていただきますので御了承ください。

まず、吉田町ラーニングプランの結果についてお答えさせていただく前に、吉田町ラーニングプランの概要について御説明させていただきます。

吉田町ラーニングプランは、平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果を深刻に受けとめ、吉田町学力向上委員会を立ち上げ、議論を重ね、その対応策を検討する中で作成したものです。その委員会において、学校における授業改善を基盤としつつ、児童・生徒を取り巻く家庭や幼稚園、保育園、地域での取り組みを実施していくを通して、学習指導要領に定める確かな学力を育成するプランとして吉田町ラーニングプランを作成しました。この吉田町ラーニングプランは、確かな学力の向上のために取り組むべき事業をそれぞれの主体ごとに掲げ、教育委員会はその全ての取り組みに対して支援していくものと定めております。

そうした前提のもとで、御質問にある小学校の学力調査結果及び中学校の学力調査結果ですが、これまで全国学力・学習状況調査では、平成26年度の吉田町ラーニングプラン実施以降、全国学力・学習状況調査の実施科目のうち、平均正答率が全国を上回った科目数は、小学校において平成26年度が4科目中3科目、平成27年度が5科目中3科目、平成28年度が4科目中2科目、平成29年度が4科目中4科目となっております。

中学校においては、平成26年度、27年度、29年度は全ての科目において全国を上回った科目はなく、平成28年度においては4科目中1科目が全国平均を上回っております。その中で、中学校の結果が平成26年度から平成29年度までの期間で、そのほとんどが全国平均以下になったわけですが、これを吉田町ラーニングプランとの関係で捉えれば、中学校においては大きく二つの理由で、冒頭に述べさせていただいた吉田町ラーニングプラン作成当初において意図していたとおりの流れを実現できなかったと考えています。

一つ目は、中学校の独自性です。小学校は学級担任制であるため、各取り組みが全教職員の共通のこととして捉えられ、学校全体の取り組みに広がりやすいのに対して、中学校は教科担任制であるため、各教科ごとの専門性が高く、教科の枠を超えて各取り組みを全教員の共通のこととして捉えることが組織の構造上難しく、調査結果を授業に生かすことなどについて、全教職員が共通の目標のもと、一丸となって取り組むまでには至らなかったのではな

いかと考えております。なお、吉田中学校が県内でも有数のマンモス校であり、教職員数も県内でトップクラスであるということも、その傾向に拍車をかけている要因ではないかと思っております。

また、これまでの調査の中で、中学校の学力の状況は、家庭学習と関係が深いことや、中学校固有のものとして部活動の存在などがあり、中学校の学力を向上させるためには、小学校と同様の取り組みを継続するだけでなく、授業改善を核としながらも、部活や家庭学習など中学校特有の生徒を取り巻く環境を全体として捉え、検討していくことが求められると考えております。

二つ目は、小学校から中学校への円滑な移行に向けた対応の不足です。中学校は小学校教育の土台の上にさらに専門的な分野を教科ごとに学んでいくため、学習の難易度が上がります。教育委員会といたしましても、学校としても、小・中学校の滑らかな移行に向けて、小・中学校同士が十分な連携を図るとともに、小学校における専科指導や小・中学校の全教員による研修会の実施などを通して、その解消を図るべく取り組んできたところですが、今年度の3年生においては、中学校入学以降、吉田町学力・学習状況調査において、全国の平均正答率を下回るなど、その低下が見られ、これまで以上に小・中の円滑な接続が重要であることを痛感したところです。

その具体を申し上げますと、例えば今年度の3年生につきましては、同学年の生徒が2年生であった平成28年4月に実施された吉田町学力・学習状況調査では、国語でマイナス3.7ポイント、数学でマイナス6.5ポイントという結果であり、既に1年時の学習においてつまづきがあったことが見てとれます。これまで、中学校の取り組みが不十分との分析を述べてきたところではありますが、他方で、こうした中学校2年生の4月時点の状況を踏まえ、中学校の教員が調査結果に基づいた授業改善を行った結果、29年4月の全国学力・学習状況調査では、全国の平均正答率には及びませんでした。国語Aがマイナス2.0ポイント、国語Bがマイナス2.4ポイント、数学Aがマイナス2.4ポイント、数学Bがマイナス3.1ポイントと、全国の平均正答率との差が縮まってきたという成果が見られました。

次に、2点目の御質問にある小学校6年から中学校第3学年までの推移結果も、昨年度から報告されている。YLPの取り組みを受けて、成果が出る中学校の結果をどのように分析しているのかについてお答えします。

御質問のYLPの取り組みを受けて、成果が出る中学校の結果をどのように分析しているのかは、吉田町ラーニングプランの取り組みがどのように中学校の結果に成果としてあらわれているのかと捉えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は、平成22年度以降抽出調査へ移行したり、東日本大震災の影響で実施されなかったりしましたが、平成25年度から再び悉皆調査となりましたので、平成25年度に小学校6年生であった児童が中学校3年生になった平成28年度からその推移を比較することができるようになりました。

まず、御質問にある小学校第6学年から中学校第3学年までの推移結果について述べさせていただきます。平成28年度の中学校3年生については、同学年が小学校6年生のときに比べ、全国の平均正答率との差が、国語Aがプラス8.5ポイント、国語Bがプラス9.3ポイント、算数、数学Aがプラス1.9ポイント、算数、数学Bがプラス3.0ポイントであり、全ての科目で全国の平均正答率との差がプラスの方向で推移し、その向上が見られました。一方、平成

29年度の中学3年生については、同学年が小学校6年生のときに比べ、全国の平均正答率との差が、国語Aがマイナス3.5ポイント、国語Bがマイナス3.0ポイント、算数、数学Aがマイナス3.2ポイント、算数、数学Bがマイナス0.8ポイントであり、全ての科目で全国の平均正答率との差がマイナスの方向で推移し、その低下が見られました。

どちらの学年の生徒につきましても、1年間の差はあるものの、同時期に同学校内で吉田町ラーニングプランに基づく教育実践が行われたわけですが、このように結果の違いがあり、中学校における対応の難しさを感じております。

その上で、御質問の後段にある中学校の結果の分析については、一つ目の御質問である、「なぜ中学校は毎年度全国以下となっているのか」と同趣旨であるため、さきの御質問での回答をもってかえさせていただきます。

次に、3点目の御質問である中学校における全国学力調査結果と、町独自の総合学力調査結果その相違点はあるのか。また、総合学力調査結果を全国学力調査への生かす取り組みはについてお答えします。

全国学力・学習状況調査結果と吉田町学力・学習状況調査結果との相違点についてですが、全国学力・学習状況調査は文部科学省が年に1回、4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施するものであり、基本的には国語、算数・数学について、主として知識に関する問題であるA問題と、主として活用に関する問題であるB問題の四つの科目で実施されるものです。一方、吉田町学力・学習状況調査は年に2回、4月と11月に実施するものであり、4月は小学校1年生及び全国学力・学習状況調査の対象学年以外の学年を対象に、11月は小学校1年生から中学校3年生までの全学年を対象に行うものです。

調査科目は、国語、算数・数学を基本として、小学校4年生には理科が加わり、さらに中学校には英語が加わります。したがって、調査科目や調査問題が異なるため、それぞれの調査を比較することはできず、その相違点を述べることはできませんが、学力・学習状況調査とは、児童にとっては、その結果を通じて、自信の学習意欲の向上に役立てるものであり、教師にとっても自身の指導を振り返り、日々の指導に生かしていくものであるため、吉田町学力・学習状況調査の結果を上手に活用することにより、児童・生徒の学習意欲が向上し、教員の授業改善が進み、結果として全国学力・学習状況調査にも生きてくるといえることは考えられますし、学力・学習状況調査を活用する意図もここにあります。

中学校においても、吉田町ラーニングプランの全国学力・学習状況調査の平均正答率が、全国の平均正答率以上という指標を最終的に達成することはできませんでしたが、中学校3年生の4月に実施される全国学力・学習状況調査までの間に実施している吉田町学力・学習状況調査の結果に基づき、集団や個人の学力に関する傾向をつかみ、日々の授業の指導に生かすといった取り組みが行われていないわけではありません。例えば一つ目の御質問である、「なぜ中学校は、毎年度全国以下となっているのか」においてお答えしたとおりですが、平成29年度3年生につきましても、同学年の生徒が2年生であった平成28年度4月に実施された吉田町学力・学習状況調査において、全国平均をかなり下回る結果でした。

そこで、教育委員会や学校において、この分析結果を深刻に受けとめるとともに、この学年の生徒に対する教科指導について、調査結果に基づき、授業の速度や学習形態、補充学習の教材などについて、より実態に応じたものとするなどの対応をいたしました。その結果、平成29年度3年生につきましても、4月の全国学力・学習状況調査において、各科目の全国

の平均正答率との差が、それぞれ国語Aがマイナス2.0ポイント、国語Bがマイナス2.4ポイント、数学Aがマイナス2.4ポイント、数学Bがマイナス3.1ポイントと全ての科目で全国を下回っているながらも、同学年が2年生のときの吉田町学力・学習状況調査の結果と比べると、全国との差を縮めることができました。

最後に、4点目の質問である中学校での授業改善（教師の指導力、授業力の向上）のPDCAサイクルを回し、教員の意識改革はなされたのかについてお答えします。

学校においては、教員がお互いの授業を検討しながら学び合い、改善していく授業研究が日常的に行われ、このことは国際的に見ても高い評価を受けています。こうした授業研究を行い、それを自身の授業改善につなげるという取り組み自体、PDCAサイクルを回すことです。また、教員は、学習評価を行っています。「学習評価」とは、児童・生徒に何がどう身についたのかということを確認するとともに、その結果、自身の授業を見詰め直し、次に生かすために行うものです。したがって、各個々人が教員に任されている面もあり、個々によって質的な違いが生じますが、教員の日々のPDCAサイクルを回しながら教育活動を行っています。その上で、議員の御質問にある教員の意識改革はなされたのかについてお答えをします。

冒頭に申し上げたとおり、吉田町ラーニングプランは、教員の授業改善を核としたプランであり、調査結果を踏まえながら授業改善を行うことができるようにするため、吉田町学力・学習状況調査を実施いたしました。つまり、日々の授業においてPDCAサイクルを回しながら実践することをより意識してもらうための取り組みであると言えます。その中で、先ほど述べたとおり、学級担任制である小学校においては、調査科目である国語や算数は全教職員が授業を行う科目であることから、学力・学習状況調査結果の成果や課題を共有し、対応しやすい環境にあるため、組織としてPDCAサイクルを回し、授業改善に取り組むことができたと考えられます。一方で、教科担任制である中学校においては、各教科の枠を越えて、学校が一丸となって授業改善に取り組むという土壌が脆弱です。したがって、学力・学習状況調査の成果や課題の共有や、同じベクトルでの授業改善が行われにくい環境にあります。

こうした中で、これまで吉田中学校では、校内研修を通じて、各教科統一の授業スタイルである「吉中授業スタイル」の実践や、全国学力・学習状況調査の早期対応、吉田町学力・学習状況調査の分析を全教員で行うなど、さまざまな取り組みを教員全体の取り組みとして展開するといったPDACサイクルを回して授業改善を行うといった取り組みが行われてきていることは間違いありませんが、それが全教員の意識改革にまでつながっておらず、結果として数字に結びついていないのではないかと考えています。

○副議長（増田剛士君） 再質問はありますか。

13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田でございます。

再質問を行わせていただきます。

御答弁をるるいただきましてありがとうございます。答弁をまとめますと、小学校ではできていたが中学校ではできていないというのは、教科担任制と専門制というところとマンモスということで、1、2、3、4に関しましても全て同じような内容であったところがありますが、答弁を聞いていまして、率直な疑問が湧きました。吉田町だけが小学校が教科担任制で、中学校は専門的になっているんですか。全国、全県下同じようなシステムになって

いるのに、吉田町が全国差で達成できなかったのは、答弁を聞いていますと、4番目に必ずその言葉が出てきていたわけでございますけれども、それが理由にはならないと思うのですが、それについて御答弁のほうお願いします。

○副議長（増田剛士君） 理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

答弁の中で2点、大きな理由として上げさせていただいております。

一つ目といたしましては、中学校の独自性ということで、ここにつきましては、議員おっしゃるように、どこの学校でも同じような状況はあるのかなというふうに思っております。その中で、もちろん同じような状況といえ、個々は違っているということだとは思っておりますけれども、その中で、さらに吉田中というのは県内でも生徒数がトップクラスであります。ということは、イコールとして教職員数がトップクラスであります。なので、教職員の人数が多いということですが、そのほかの学校よりもそういった状況をつくるのが難しいということがあるのではないかなというのが一つ目の理由です。

二つ目としては、小学校から中学校への円滑な移行に向けた対応の不足ということですが、小学校と中学校、いわゆる難易度が上がるということで、これもどこの学校も同じかとは思いますが、少なくともうちの町にとっては、さらに顕著なあらわれが出ているということで、その小学校と中学校の円滑な接続というところがしっかりと対応していけない原因として一つ上げられるのではないかなということと、しっかりと対応していかなければいけないということで、大きく二つ、理由として上げさせていただいている次第です。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田和寿です。

うちの町は人口3万人で小学校三つ、中学校が一つということで、過去においてでありますけれども、教育長は非常に3対1という形で、そのつながりにおいて生徒数から中学校のキャパが大きいところはあるかもしれませんが、非常に連携しやすい学校であるということで吉田町は言っているわけで、今の答弁を聞いていますと、マンモスである、それぞれ小学校と中学校の連携が悪いという、何か今回のラーニングプランをやったことによって余計悪くなってしまったのではないかなという。過去においてそういったよい面があって、吉田町はすばらしい成果として、言葉は悪いんですけども、教育委員会としては管理しやすいんじゃないかなと。政令市みたいに中学校が何校もあって、小学校もたくさんある中で、非常にお互いのところが難しい中、小学校3校、中学校1校という中で、非常に校長先生方の連携もいいであろうし、管理しやすいのに、連携がとれないというのは、このラーニングプランの当初の目的からいって、そういった結果が出たというのは、ラーニングプランをやったことによって連携が悪くなったと聞こえてしまうんですが、そういうことはないんですよ。

○副議長（増田剛士君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まずそういったことはないというふうに認識をしております。

一つは、議員がおっしゃられたように、吉田町は小学校3校、中学校1校ということで、また距離的にも近い位置にありますし、さまざまな面で連携が図りやすいところだというふ



うには思っております。

そうした中で、例えば平成28年度で申し上げますと、逆に小学校から中学校に行ったときに学力というものが、全国平均との差ということですが、それが向上しているという状況が見られます。先ほど理由として二つ申し上げましたけれども、そちらにつきましては、平成29年度の結果をもとに考えたときに、小学校である程度学力があった子供たちが、全国平均からするとということですが、下回ってしまったというところで、一つはそういった独自性の問題と、二つ目として、29年度の生徒のときに限って言えば、小・中学校との円滑な接続というところが、もちろん我々としても研修会でありますとか、さまざまな対応はしてきたところでありますけれども、そういったところが弱かったのかなということでは述べさせていただきます。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

それでは、もう少し具体的なところでお伺いしたいと思うわけでございますけれども、そもそもラーニングプランの目的というのは、先ほど同僚議員も質問していたわけでありまして、全国平均よりも上げるといったところでやってきたわけでございます。町は独自の形で今回ラーニングプランを行ったわけでありまして、でございますけれども、県平均を見ますと、ラーニングプランをやっていないほかの市町の、うちの町も含めた平均で、県平均が上がっているんです。ラーニングプランをやらなくて、それぞれの教育委員会が独自のものをやっているんだけれども、ラーニングプランをやって、それこそさまざまなことをやったんだけれども、それが出ているというところは、県が上がっているのに何でうちの町だけというところが、中学校に関して言っているんですが、小学校は上がっていますけれども、そのこのところ、個体の問題なんですか。

先ほどの答弁を聞いていると、その学年のところは2年生のときにはこういう団体だった。その集団のグループの個体の状況がそういう状況だからしょうがないといったところを言っちゃうと、先ほど同僚議員が言ったように、それこそ目標設定もそれぞれの年々でグループが違うものですから、そういったものを目標にするというのはそもそも間違いであったんではないかと。というよりも、前年よりも状況、状況が上がるという、あくまでも具体的ではない抽象的なことでありますけれども、そういったものをラーニングプランの目標にすべきでなかったのかなと。

答弁を聞いていると、その年の個体が少し、いろんな状況があったかもしれない。この全国状況調査の公表に当たっても、これは児童・生徒が身につけるべき学力の一部分を測定したものであることを御留意くださいということで、確かにそのときの状況とかそれぞれのものがありますから、そのテスト結果だけで評価されるのは難しいと思うんだけれども、そういったものを目標にしてラーニングプランを4年間やった以上、しっかりとした形で、その目標に対しての成果というものを残さなきゃまずいというのを私は思うわけです。

そこはしっかりと、議会としても予算を認めて、決算も認めているわけでございますから、そういったものに対してしっかりとコミットメントをしてもらわないと困るのであります。そういったところで冒頭申し上げたのに、達成できなかったということを町民に対して言うべき言葉ではないと思うんです。調査報告会での文書でありますけれども、やはりさ

まざまなことをやったけれども、達成できなかったかもしれないけれども、全体的に上がったよということ、やはりそういったものを町民に対して示すべきではなかったかなと私は考えたわけで、本来は一般質問をやるべき立場ではないですが、やった理由というのはそこにあるわけで、やはりその予算に対しまして議決した責任は私もありますので、そういったものをしっかりとした形で理解してもらって、今後に活かしていただきたいというのがあるわけでありまして。

でありますから、繰り返しますけれども、目標をそういったことにしたところの、あの当時は県もそういった形で、知事もワーワーやった形で、非常にいろんな形があったにしても、やはり評価の段階においては、そういったことをしっかりと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（増田剛士君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、ラーニングプランの平成29年度に全国学力・学習状況調査の平均正答率は全国平均以上ということで、これを最終到達目標ということで4年間取り組んできたわけですがけれども、例えば今議員がおっしゃっているのは、町政報告会の中で、その目標は達成できたのでしょうかという質問に対しての答えかと思うんですけれども、我々として達成できたのでしょうかという質問に対して、事実としてお答えしないわけにはいかないのではないかということで、小学校はできましたけれども、中学校はできておりませんということをお答えさせていただいたところですがけれども、そこでも中学校では達成はできませんでしたけれども、こういう成果が見られましたよというようなことで、成果の部分も確保ということはもちろんできたわけでありまして、そういった意図ということであれば、これによって何かもっと成果もあったり、効果があったということもありますので、そういったところも表に出せるようなところはしっかりと出していく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

そういうふうに理解していただいて、ラーニングプランはことし最終年度でありますので、ちゃんとした形で報告されると思いますので、そういったところには先ほど答弁をいただいた中で、そういったことが入っておりますので、しっかりとした形でお願いしたいと思うんですけれども、当初このラーニングプランを事業化して、予算を上げるときに、教職員においてそれぞれレベル差があると。そのレベル差を埋めるために、臨時教員とかさまざまな講師とか、本来のベテランの先生に比べると大分劣るところの先生方を、町として静大の教授のもと、御指導のもと、またベネッセの協力のもと、そこがにおわせたいんだよというような形で聞いてきたわけでありまして。

であります、4年たって今の現状を見ますと、全ての教師に対して同じような形で指導を行うということですので、やはり、先生であります、教員であります、それぞれの経験の中、中学校は専門的などところを持った、中学校を振り返ってみると、やはり小学校の先生と中学校の先生は違う、理科とか物理とかそういったところの中の先生で、それぞれスキルを積み重ねたところがあるところでやられているところを、当初は少し指導力が落ちる先生方をレベ

ルアップするための指導であったのが、知らない間に全教員に対してそういった町の考えるそれぞれの生徒さんの結果をもとにする指導要綱というものを押しつけることによって、先生方のモチベーションが下がっちゃったということはないんですか。それを非常に危惧するんです。

先ほどの御答弁を聞いていても、全体として一丸となったものができていないと。でも中学校というのはそういうところなんだと私は思うんですが、そういったところ、当初少し指導力に欠ける先生方のレベルアップということで始まった事業が、全教員に対してある程度画一的な指導マニュアルにのっとりやるといいうほうに変わっていったことによって現場が混乱したということはないんですか。それについてあわせてお願いしたいと思います。

○副議長（増田剛士君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問を少し整理してお答えをさせていただきたいと思うんですが、指導力の劣った先生方のレベルを上げることが目標ではなくて、確かな学力を身につけさせるということがこのプランの目標だったと思います。そういった中で教職員への支援の施策として、例えば講師の先生だとか経験のまだ少ない先生方について、うちの指導主事なり、雇わせていただいた方がいたということですので、何もこのラーニングプランの目標がレベルの低い先生を上げるとかということではなかったと思います。

次に、このプランを流していく、あるいはずっとやっていく中で、当初からやはり吉田町の全教職員研修会をやったり、それぞれの学校で自分たちの結果を分析したりして、その授業改善に生かしていくという方法でやったので、特にモチベーションが下がったとか、そういったことはないとは私は考えております。

あと、ラーニングプランの実施委員会、各校長が集まって、プランの進行について協議する部分、そこでまずは了解をとったり、その次の担当者会議でもさらにそれを具体として進めていくリーダーに集まっていたいただいて、進め方等も確認をしながら進めておりますので、議員がおっしゃったような教職員のモチベーションが下がったとか、そういったことはないというふうに考えています。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

今の御答弁を聞いて安心しました。学校は、子供たち生徒にしても選べないものですから、吉田町に産まれたら吉田中ということで決まっております。この一つしかない中学校へ行って、義務教育課程を最終的に終わって、それぞれの進路へまた進んでいく、人生の一つの岐路に当たるところを、しっかりとした形で基礎学力を養うところが吉田中学校でありますから、期待しているものですから、あえてこういうことを言わせていただいたわけでございます。先ほどの答弁の中でもありましたけれども、授業スタイルという形でPDCAを回していくという形の中での教員の研修ということ町独自でやっているということでもありますけれども、教職員は県教育委員会から吉田町へ辞令が出て行くわけで、町の教育委員会持ちになると思うんですけれども、やはり県職であるということで、広くさまざまところの、静岡西部教育事務所のエリアの中でのいろんな交流なんか必要だと思うんですけれども、町独自の研修もいいと思うんですけれども、やはり予算的なもの、さまざまなものとして、やはりある程度大きいところの研修も必要だと思うんです。そういった状況もほかの市町に比べても、負けずにしっかりとした形で、そういった研修の場には中学校の先生方は出ていらっ

しゃるんですか。

○副議長（増田剛士君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

吉田町は静西教育事務所の管内ということになるかと思えますし、また当然のことながら県の職員、静岡県職員の職員ということで採用された職員ということになるわけですが、その中で、例えば県の教育委員会であるとか、静西教育事務所が行っている研修もあると思います。その中でも、例えば法定研修といって先生方に必ず義務づけられている研修、例えば初任研でありますとか中堅教員の研修とか、必ずこの年度になったら受けてくださいねというような法定研修というのがあります。それは必ず、当然のことながら受けていただいております。それ以外に、任意というか義務づけられてはいませんが、自分の指導力の向上であるとか、そういったもののために開催している、主催が教育委員会であったり教職員の研究会であったりということがありますが、当然のことながらそちらについても公務に支障のない範囲で、希望があれば先生方はそういった研修に参加されているという状況であると認識しております。その上で、町としても先生方に町の施策でありますとか、また町として指導主事もおりますし、そういった中で先生方の指導力の向上のためにということで研修を開催しているというような状況でございます。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） そうしますと、義務的なものは当然でありますのであれですが、それ以外の自発的な研修というのを門戸を開いているから、手挙げ方式というのかどうか分かりませんが、希望者があれば対応していくということである。

ただし、うちの町はそれ以外にラーニングプランに基づく研修をやっているわけでありまして、それこそ中学校の先生方の多忙化、先ほど冒頭にありましたように、部活の指導があって、生徒指導、全体的なことがあるというところで、本来うちの町以外のところは、そういったところの研修でそれぞれの学校が違う、町独自でやる研修は同じエリアの中での先生方の研修ですから、新たな考えというのはなかなか取り入れづらいと思うんです。ある程度広いところのエリアであれば、いろんな20、30の中学校から先生方が集まって、その中でグループになって研修をやるのか、その辺はわかりませんが、そうすると新しい情報が入ってくるということに出づらいつつ状況になっているということなんですか。そういうことはないですか。

○副議長（増田剛士君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問を少し整理をしていきたいと思いますが、まず、出づらいつつ状況になっているのかという最後のですが、出づらくないと思っております。それで、もう一度研修について整理させていただきますが、課長から説明があった法定研修、いわゆる必ずどの先生も教職生涯の中で行かなければならない研修というのがございます。これは当然悉皆です。あるいは法的に定められていますので出ていただきます。それ以外のものは全て任意になっているものですから、どこで研修を持っていくかという、私たちのように、いわゆる吉田町でいえば吉田町の小・中学校の研修を支えていくのは教育委員会になるわけです。それぞれの教育委員会でそれぞれの教育施策も違ってくるので、それぞれの教育委員会が研修を設置してやっていくのが現状でございます。

あと、任意のものについては、教育事業団体等がやっているものとか、あるいは民間の教育団体がやっているものの研修になります。その参加とか加入については、教職員自身が自分の興味等に応じて参加していくというふうな形が主流だと思っています。県の中でも総合教育センターというところで希望研修というのがあって、そういったものについて先生方が自分の課題に応じて希望をしていくというような、私はそれが一番理想じゃないかなというふうに思っています。あとは、例えば本町でいえばトリビンスプランに係るような研修、あるいは近隣で言えば川根本町でいうとR Gという事業の中でやっています。その他の市町も同じように研修をやっております。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

そうしますと、実際は先生に聞いているわけじゃないものですから、想像の域での質問なものですから、ちょっと整理しますと、うちの町の吉田中学校の教職員の皆さんも、うちの町以外の中学校の先生方も、研修ということにおいては、それぞれの教育委員会が独自で行っているもの以外、プラスアルファで付加的なもの、時間がなければ研修に行けないものですから、付加的なものに関してはそんなに変わらないよといった認識でよろしいんですね。

○副議長（増田剛士君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） さっき研修制度について少し説明させていただいたように、法的なもの、それぞれの市町教育委員会でやっているという指導も、あともう一つ任意の参加の研修のレベルと、そういうところで変わりありません。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田でございます。

大分いろんな形で話を聞いて、ラーニングプランの最終年度であります。来年度以降はどういう形になるかというのは、先ほど予算のことでもあるということで、同僚議員の中で評価がありますけれども、TCPという形になりますので、通告以外のことになりますのでTCPについては触れませんけれども、ラーニングプランとして一つの形での成果というのは、一つの例として、中学校も野球で優勝しましたよね。同じ生徒、やっぱり子供というのは指導者によって変わると思うんです。なものですから、教職員、教職員と私は言っているんですけれども、子供は教え方によって非常に大きく成長する。中学校の野球に関しましてですけれども、うれしい結果を聞いておるわけで、吉田中学校の野球部が優勝したと。やはり、その辺のところは生徒の努力もあるだろうけれども、監督さんの指導力、また父兄、地域の方々の見守りもあると。まさしくそれがTCP、教員、生徒、保護者、それと地域、そういった形での成果として成功事例があるものですから、やはりできたら学力の面においても、資質がある人たちはひとしく吉田中学校にいると思うものですから、そこをどういうふうに行っていくかというところで、先生方の指導力がないということを言っているわけじゃないんですけれども、決められた教員という指導力をいかに上げるかというのが、うちの町の教育委員会の指導力だと思うんです。

その点において、ぜひとも、今後においても学力テストの優劣に関しては私も余り興味がないものですからいいんですけれども、やはりしっかりと、これからの人生を決める吉

田中学校の大切な時期において、そういった成功体験を全ての生徒にとらせていただきたい、そういったような指導が行われる環境を今後とも継続して教育委員会には寄与するところがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一応終ひたいと思ひますけれども、答弁の中でちょっと耳ざわりなこともありましたが、それはまた個別に理由を聞きたいなど、ちょっと理解できないような御答弁をいただいたところもあるんですけれども、今後また注視していきたくと思ひますので、お願ひします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（増田剛士君） 以上で、13番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とし、議事進行を議長に交代します。

再開は11時05分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 大 石 巖 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

副議長にかわり、ここから議長が議事を進めます。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

私は、静岡県内で一番高い国民健康保険の負担軽減について、町の考えをお伺いをいたします。

国民健康保険は、年金生活者あるいは被用者保険に入れない働く人などが多く加入をしている医療保険制度でございます。協会健保あるいは共済組合などの保険料よりも国民健康保険税の負担は高い状況で、収入に対しても負担割合が高いという問題がございます。来年度から都道府県が国保の運営主体となり、これまでの市町の運営から共同運営というふうに改革をされることになっております。

吉田町は、平成26年度の均等割負担額が倍額の2万4,000円となって以来、1人当たりの国保税が県内で一番高い額となっており、これ以上の負担は加入者にとって大変大きな問題であると思っております。以下について質問をいたします。

1、平成27年度の資料によりますと、国保加入者1人当たり平均の国保税は吉田町が県内で一番高く、医療費の水準が県内20位であるにもかかわらず、なぜそうなっているのか伺います。

2、来年度からの県単位広域化によりまして静岡県が事業主体となりますが、県から請求

の来る医療費に係る納付金は100%納めなければならないという義務が生じます。町は加入者から100%保険税が徴収できるわけではありませんので、未収納の分を割り増し納付税として加算されることが危惧をされるわけですが、制度の改正に伴って保険税の値上げになるのかどうか伺いたいと思います。

3、これまでの保険税の基礎課税分は4方式、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額となっていました。このうち資産割額については、広域化の中で検討事項となっていると伺っています。県との協議の中でどういう議論がされたのか伺いたいと思います。

4、これからの吉田町の発展にとって、若い世代の定住、活躍が大きな力となってきます。若い世代の子育て支援として、18歳未満の子供に対する均等割額、人数割、この引き下げができないかどうか伺います。

5、高齢化に伴いまして医療費が伸びることが予想されますが、これ以上の保険税の増額を抑えるための制度上の改善策について伺いたいと思います。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員からの御質問でございます。県内一高い国民健康保険税についての1点目、直近の資料（平成27年度）によれば、国保加入者1人当たりの平均の国保税は吉田町が県内で一番高い。医療費の水準は県内20位であるにもかかわらず、なぜ高いのかについてお答えをします。

国民健康保険税は、安心して医療が受けられる財源を確保するために被保険者全員に賦課しておりますが、その算定方式は、まず過去の状況及び直近の受診状況から被保険者の医療費等を推計し、国民健康保険で負担する保険給付費等を算出いたします。

次に、国や県などの負担金や交付金等の特定の財源を差し引き、被保険者の皆様に御負担いただく保険税を決定しております。また、保険税は、国民健康保険税条例に定められた税率等を、一般的に応能割と言われている所得割額と資産割額、応益割と言われている被保険者均等割額と世帯別平等割額に区分し、算出されるものでございますが、全ての被保険者に均等に御負担いただくものではなく、軽減制度を設け、所得に応じた御負担をお願いしております。

議員が言われている直近の資料とあるのは、静岡県が取りまとめた平成27年度国民健康保険事業状況の中の1人当たり療養諸費費用額（医療費）と保険料（税）であると推定されますので、これに基づきまして答弁をさせていただきます。

この資料において、当町は県内で一番高い調定金額となっておりますが、これは過去において約1億9,000万円強の基金の取り崩しを行わなければ保険給付費を支払うことができない事態となったことから、やむを得ず保険税率の改正を行ったためでございます。なお、当町の国民健康保険事業特別会計は、他市町の多くが行っている一般会計からの法定外繰り入れを行っておりませんので、法定外繰り入れを行っている市町と比較すると、保険税が高くなる傾向がございますが、国民健康保険の運営は、保険税と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付費等の支出を賄うことが原則となっておりますことから、今後もこの原則を守り、独立した会計の中で解決できる制度として運用してまいります。

次に、2点目の県単位広域化により、県への納付金は100%の納付義務が生じ、収納率による割増保険料が加算されるおそれがあるが、保険税の値上げになるのかについてお答えします。

市町が運営する国民健康保険には、自営業の方や会社を退職された方などが加入されておりますが、少子高齢化が進む中であっては、年齢構成が高いため医療費水準が高い、所得水準が低く、保険税の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクが高い市町があり、その結果、国保財源が赤字となる市町が多いといった構造的な課題が指摘されてきております。

そこで、国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、医療保険制度の財政基盤の安定化等の措置を講じ、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近にあることから、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめこまかい事業を引き続き担うことになりました。

また、会計につきましては、県で国保の特別会計を設置し、今まで各市町村の保険者が行っていた医療給付費等の見積もりを行い、必要となる特定財源や各市町からの納付金を収入することになり、県から示される納付金額については、各市町の医療費水準と所得水準を考慮した方法で算定されるものと聞いております。この納付金は、市町に交付される保険給付費等交付金の財源となるものでございますので、議員からの御指摘のとおり、必ず県へ納付する必要があります。

納付金の支払いにつきましては、まず国費や県費等の特定財源を充当し、不足分について被保険者の皆様からの保険税を充当させていただくものでございますが、現時点では県から正式な納付金額が示されておりませんので、保険税率の改定が必要なのかどうかを検討することができておりません。

しかしながら、納付金を支払うための主な財源は、被保険者の皆様から御負担いただく保険税でございます。制度改正に伴い策定される県の国民健康保険運営方針案におきましても、収納対策の取り組み強化が検討されており、町といたしましても、引き続き収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の賦課方式として医療給付費分は4方式（所得割額・資産割額・均等割額・平等割額）となっている。資産割額については見直す項目になっているが、どういう議論がされたのかについてお答えをします。

資産割額は、かつて国民健康保険の被保険者には自営業者や農林水産業者の割合が高く、対象の固定資産も事業用のものが多かったことから、所得割額を補うものとして導入されたものでございます。現在でも農村漁村等の町村部において、その必要性が認められておりますが、大都市部においては実情に即していないため、採用していない都市が多いのが全国的な状況でございます。

県では、平成30年度の制度改革に向け、県内の賦課方式の統一を含めた保険料水準の統一を目指し、検討を進めてまいりましたが、現在の状況は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ資産割額を採用した4方式で賦課している市町も多いことから、運営方針を審議する協議会において、市町間で異なる保険料水準の統一は当面は行わないという方針を定めたところでございます。



したがって、各市町の賦課方式は町の裁量で設定できることになりましたが、県で策定を予定している国民健康保険運営方針案では、保険料水準の統一の目標時期の設定は制度移行後の市町の運営状況や全国的な状況などを踏まえ、平成32年度までに十分に県と市町との協議を行うと定められることから、町といたしましても県との協議を踏まえ、資産割額の見直しについて、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の子育て支援として18歳未満の子供に対し、均等割額の引き下げはできないかについてお答えをします。

当町の子育て支援として、18歳未満の子供に対し、小・中学生及び未就学児の医療費の無償化、放課後児童クラブ通所者の利用料は、兄弟がいる場合、第2子分を半額、第3子以降は無料とする事業を実施しており、また今年度からは、「よしだにこにこ子育て保健サービス」「出産祝い金」などを開始いたしました。

保険税の被保険者均等割額は、軽減世帯を除く被保険者お一人お一人に同額を御負担いただくものでございます。このため、均等割額の引き下げを実施することは、国の負担金及び交付金等の対象ではなく、あくまでも町の単独事業となりますので、財源の確保が必要になります。しがたいまして、18歳未満の子供のいない被保険者の皆様に、軽減した保険税の負担が転嫁されることとなるため、国民健康保険の運営上難しいものと認識しております。

次に、5点目の高齢化に伴い、医療費が伸びることが予想されるが、これ以上の保険税の増額を抑えるための制度上の改善策はあるかについて、お答えをします。

静岡県国民健康保険団体連合会が公表した平成27年度の年齢階層別1人当たりの医療費では、県は、5歳階層別の1人当たり医療費は、15歳から19歳が最も低く、その後年齢の上昇とともに高くなり、前期高齢者である65歳以上は40万円を超える医療費となっている。また、年齢階層別の医療費割合では、前期高齢者が全体の約62%を占めていると分析しております。当町におきましても、被保険者に占める前期高齢者の割合は年々増加しており、今後も医療費増加の傾向にあると言えます。国では、低所得者数に応じた保険者支援を引き続き実施しながら、医療費適正化の取り組みや医療水準に着目した評価、特定健診等の保険者努力支援制度のインセンティブの構築等の検討を始めていると聞いております。

また、本年11月30日には、国民健康保険中央会が主催する国保制度改善強化全国大会が開催され、当町も財政基盤の強化策等を国に要望したところでございます。現在、国保制度についてはさまざまな検討がなされている中でございますので、町といたしましても国や県の動向を注視し、的確な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

再質問をさせていただきます。

答弁いただきましたように、この町の国保の保険税は非常に高い状況が続いているわけで、説明をいただきましたように基金のこともありますが、26年度末の基金残高が約9,400万円、27年度末が1億4,000万円弱、28年度末だと1億9,000万円ということで、年々基金が積み上がっている状況になっています。財政基盤の安定化ということで、基金が必要ではないということではありませんが、こうしたように年々基金が積み上がっていく反面、各加入者の個

人の負担が年々高い水準で維持されているというのが非常に問題ではないのかなと思います。来年度から県単位化になりますと、県でも国の財政支援を受けながら基金を用意するというふうに聞いておりますので、そういう制度が改正される中で、町の基金がそれほど多額に基金を用意しなくてもいいのではないかなということも思います。

そこで、来年度以降の基金の残高といいますか、どれくらいの基金を吉田町として用意すればいいのか、そうしてお考え、あるいは検討されている状況があれば教えていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

基金についてお答えさせていただきます。今まで、基金は主に保険給付費の財源として活用させていただいてきております。議員もおっしゃいましたとおり、今後は県へ支払う納付金の財源としてまた活用させていただきたいと想定をしております。

今までの基金の積み立てに関しましては、吉田町の国民健康保険給付費等支払準備基金条例に基づいて適正に積み立てをしてきた結果でございます。また、過去におきまして、国から来ました国保課長通知におきましても、基金の保有は25%くらいを目安とするのが望ましいという答えも出ておりますので、それに基づいて適正に基金を積み上げた結果であると思っております。

今後でありますけれども、納付金がまだ示されていない中で、どれだけ基金を取り崩して納付金のところに充てさせていただくのかということが、今、当町でも算定できておりませんので、どれくらい規模を持てばいいのかということが今お答えできていない状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

県のほうでなかなか具体的に各市町に納付金額あるいは標準保険税額等を示されてこなかったということですが、新聞報道では、ほかの他府県についてはいろんな指標、数字が報じられていまして、静岡県はほかの府県に比べて、こうした検討状況がおくれているのかということで、町民の皆さんからも、どんなふうに検討されているんだということでの疑問が出されていますし、今後の保険税のことにしても、どうなるんだという不安が非常に大きいわけです。こうした中で、なぜ静岡県はそうした検討状況がおくれてきたのかということ、これは県の運営協議会の中でもいろいろ議論がされているんじゃないかなと思いますが、その点で状況がわかりましたら教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

県の公表は、国民健康保険条例に定められたことに基づきまして公表するというものになっているものだと思います。また、その公表時期やその方法につきましては、各県ごとに任されているものがございますので、他県は他県のお考えがあって、静岡県は静岡県のお考えがある中での公表ですので、私からはなかなか答えにくいところがあるものがございますけれども、担当課長として県との会議は何回も出席させていただいておりますので、その中で

県が述べていることをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

28年度から今日に至るまでに、5回程度広域化に向けた検討会が開かれております。また、その5回以外にも、課長レベルではなく、担当レベルのほうでいろいろな会議、財政運営部会だとか制度改正部会だとか、そういった部会のほうが開かれております。そういった部会や課長会議の中で練られたものを、静岡県の中で持っております国保の運営協議会のほうに図って、その諮った結果を今回の公表ということになっていると思います。

公表の内容につきましては、今回ホームページとかにも出ておりますけれども、数多くの数値のほうが発表されております。当初のころは、平成27年度決算を平成30年度と見立てて、いろんな数字のほうを検討していました。ある意味、練習段階とかよく県のほうでおっしゃっているんですけども、そういった数値のものでやっておりましたので、その数値の公表は数字のひとり歩きになってしまうということですので、今回、30年度のまだまだ仮数値と言われているものでございますけれども、ある程度の数字が公表できる段階に来たということで、県の運営協議会のほうでも御了承いただいたということで、今回の公表になったと聞いております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

答弁をいただいた中で、県に対する納付金について、収納できない分の割増加算ということでお聞きをしたわけですが、まだ県からの100%の納付の加算については、検討できるような材料がないというような答弁をいただいたわけですが、県単位化になりますと、行く行くは各市町同じような状況の保険税の負担ということになってくるんだろうとは思いますが、ただそれがいきなりというわけには多分いかないと思いますし、当面は緩和策ということで、現状と余り変わらない各市町、今の状況と変わらない額が示されるのではないのかなというふうな考えもしています。県が考えます標準保険料率の算定方法の試算の方法がいろいろ出ていると思うんですが、それと今の4方式の中で示されている計算方法、どういうふうに違ってくるのか、その辺の説明は県のほうからあったでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

「標準保険料率」と難しい言葉が出ておりますので、ちょっとその解説から入りたいと思います。標準保険料率というのは、県が厚生労働省令で定めるところで算定した各市町の保険料率の水準と言われているものでございまして、県のほうで一本で試算はするんですけども、賦課に関しましては、今、現状は各市町ばらばらでいいよということが許されている状況でございます。その標準保険料率に結びつくまでに、先ほど来からお話をさせていただいています納付金というものが決定されます。まず、県のほうで1年間どれだけ医療費がかかるのかというものを試算しまして、そのところに国費等を充てさせていただきます。そこでも足りない分を静岡県でいうと35市町に割り振ってくるんですけども、その納付金と、あと各市町国保でやっている単独事業がございまして、例えば人間ドックだとか特定健診だとか、そういった各市町の単独事業をプラスしまして、大体の各市町の歳出のほうが見えるようになります。その歳出に対しまして、町で受けます特定財源を差し引いた分、そこを国保税でいただく形になりますので、やり方としては全ての町同じようなやり方になります。そ

この標準保険料率というのは、今現在のところ県では3方式というものを、医療でいうと3です。後期支援でいいますと3、介護でいうと2、3、3、2方式で賦課するということまで決定しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

言葉でそういうふうに説明を受けても、なかなかぴんと来ないわけですが、11月27日に県の運営協議会が開催されたということで、これは県のホームページにデータとして掲載をされているわけですが、この中でいろんな資料が示されています。その中で見ますと、県のほうは30年度に県への納付金が幾らになるのかということの試算について、各市町ごと28年度と比べているわけです。そうしますと、吉田町の場合、県への納付金額の総額は減るといふ数字が出ています。いろいろ試算の表が幾つかパターンがあるわけですが、いずれも県への納付額は総額では減るといふ計算になっています。しかし、その横で1人当たりの平均納付額は増えるといふ数字が出ていますが、これはどういうふうな計算によるものなのか、どういうふうな根拠でこういう算定をされたのか、その点を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

議員からの御質問は、県のホームページに掲載されておりました28年度の納付金相当額と平成30年度の新年度、まだ仮数値でございますけれども、その納付金額の総額は減っているけれども、1人当たりの分は増えているといふことの御質問だと思います。

28年度の納付金相当額につきましては、単年度で30年度の制度改正をやった場合のことを想定しまして金額を計算したものでございまして、資料でいいますと8億5,700万円の納付金額が示されております。30年度の納付金につきましては、26、27、28年度と3カ年の平均の療養給付費の平均から計算した結果になっておりますので、ちょっとずつ医療費がならされているといった現状もございまして、また、被保険者の数も、28年度と30年度を比較しますと減ってくるであろうといふことも想定されておりますので、全体の医療費も少なくなっているといふことで、ちょっと医療費のほうが少なくなっているんじゃないかなと思います。

また、1人当たりのことにつきましては、28年度は13万1,000円に対しまして、30年度の納付金が13万6,000円と、そこで5,000円くらい増えているといふことでございまして、人数が減るといふことは、1人で背負う納付金も増えるといふことになりますので、1人当たりの納付金額が増えているんじゃないかなと想定しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） これはあくまでも試算ということでして、私の考えは約4,000世帯、6,800人ほど国保加入者が吉田町にはいるわけですが、加入者が減るといふ考えはちょっと発想はなかったんですが、実際にもう少し増えていくんじゃないのかなと思うんですが、実際問題、今吉田町は加入者が減る傾向にあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

22年から決算をやったときまでの28年度の被保険者の数の人数が今手元にあるんですけども、平成22年度では7,600人の被保険者がいらっしゃいました。平成28年度では6,700人の被保険者になっておりますので、国保の被保険者数は年々減少している傾向でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

わかりました。そうしますと、まだこの納付金を試算段階だということではあります、1人当たりの保険税がどのくらいになるのかということが一番心配なんです。その点どういうふうに試算されているのか、例えば今お話があった平均納付額というのは、イコール個人に対する保険税ではないということの説明をいただきましたが、吉田町の保険税が今平均11万5,000円ということですが、それがどういうふうに保険税になるのか、その辺の試算というのはされているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

議員がおっしゃる11万5,000円というのは、資料にもあったとおり、平成27年度決算の調定額ということだと思います。この数字と同じものというものは本算定のときでないと思えないのが現状でして、国保税は前年所得で所得割と資産割とかかかってくるものですから、まだ同じような計算はできていないのが現状でございます。ただ、今、当初予算とかをもうやり始めているものですから、ある程度の予算額というものは計算をしなければいけない時期なんですけれども、まだそれこそ試算段階でありますので、その数字というのは公表を控えさせていただきますと思います。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

なかなか作業がおくれているのではないのかなというふうな気がしますし、町民の皆さんも非常に心配をしている中身はまだはっきりしないということですので、これについては制度の改正も含めて、町民の皆さんによくわかるように説明をしていただきたいなというふうに思いますが、牧之原市は1人当たりの国保税が下がるというふうに言われています。その原因として、収納率が県平均よりも高いということと、それから医療費水準が県平均よりも低いということを理由として上げているようなんですが、吉田町も同じ条件ではないのかなというふうな感じがするんですけども、その点はいかがですか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

牧之原市の国保の被保険者の人の調定額というか、直接徴収した税が下がるのか、上がるのかというのは、牧之原市の国保の税率の改正を本年度行えば下がることでありますし、税率改正をしなければそのままイコールではないのかなというのが思います。ただ、納付金との関係をお話させていただきますと、納付金は先ほど来からお話させていただいておりますけれども、医療費と所得に関係するものでございますので、所得の高い市町は県内で負担が大きいと、医療もたくさん使っている市町は県内で負担が大きいというふうに納付金が決定されているのが現状です。そういったところで見ますと、牧之原は確かにうちの町よりも医療費指数というんですけども、医療を使っている指数が小さいのは現状でございます。あ

と、所得に関しましても、うちの町よりも少ないというか悪いというか、数字は小さい数字になっておりますので、吉田町のほうが1人当たりの所得は大きいと。そういった現状を踏まえたと、牧之原と吉田町は同じ納付金を計算されても、吉田町のほうがどうしても県内でいいと負担は大きいということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 吉田町が医療水準としては県の水準よりも低いという状況ですが、要するに所得がちょっと高いということが原因だというふうなことになりますか。端的に言えば。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

所得と医療指数、両方ともそうなんですけれども、県内の平均よりも吉田町は両方とも高い市町に属しております。現金でお金を幾ら払ったかというのは県内で低いほうなんですけれども、医療指数に関しますと、静岡県の中では吉田町が高い市町に属してしまいますので、医療指数と、あと所得が両方とも高い市町に属しております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

先ほどの県の資料の中に難しい表があったものですから、ちょっと教えていただきたいんですが、保険者努力支援制度ということで、各市町の取り組み状況という参考資料4という資料がありました。これを見ますと、マル・ペケがありまして、特定健診やメタボ検診でどうだったのかとか、収納率については40点でマルかペケかとか、そういうふうな数字がありますが、これは医療費の削減とか、あるいは収納率の向上への努力によって各市町が評価をされる制度が県の中で設けられていて、そしてその評価によって県からのそうした予算配分とかそういうものも左右されてくるのかなという点をちょっと危惧をされるわけですが、この制度についてわかりやすく説明をいただきたいと思うんですが。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

保険者努力支援制度のことについて御説明させていただきたいと思います。保険者努力支援制度というものは、平成27年の国民健康保険法等の改正によりまして、保険者機能を発揮しやすくする等の観点から、市町村国保についてもこの保険者努力支援制度を創設して、保険者の取り組みを客観的な指標で評価し、支援金を交付する仕組みをつくられたものでございます。

ここのところの議員さんがおっしゃいました表を見ますと、マルだとかバツだとかというふうに書いてあるんですけれども、マルの中にも点数が高いもの、低いものというものがございます。そうしたことで、各市町それぞれの取り組みを評価されまして、国のほうでというか、県のほうで予算が割り振られたものを、ここの35市町で1点幾らということで割り振らして、各市町のほうに交付金が来るものでございます。もちろん、ここはマルが多いほうが交付金がいっぱい来るものでございますので、ここのところにマルが多く、また得点も高いような取り組みを吉田町でも心がけていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これは国の国保の中での改正ということで、全国一律といいますか、こういう制度が導入されたということで理解をするわけですが、こうした成績表をマル・ペケ式で、それにしかももう点数が入っているということで、いや応なしにこういう競争を強いられる制度ということになるのではないかなと思います。これが広域化という組織の改正と合わせて一体で導入されるというのは、非常にこれからの国保会計の運営が非常に厳しい、実際に運営される町の職員の皆さんも非常に重圧になってくるのではないかなというふうに思いますし、特定健診等の受診率についても、これは吉田町はマルになっていますけれども、もっと率を上げろというような要求が来るのかなというふうな危惧をしています。

こうした制度改正について、もっといろんな問題点があるのではないかなと思いますので、引き続きこの点については私のほうとしても言及をしていきたいと思いますが、昨年も6月議会で同じような質問をさせていただきました。国の予算の中で、低所得者対策ということ、県の財政安定基金の財源ということで、国の予算の中で1,700億円が予算化をされてきています。来年度はこれが3,400億円の財政支援が図られるというような予定になっておりまして、これは1人当たりの加入者にしますと、約1万円の財政改善効果があるというふうに言われています。そうしますと、吉田町として直接的にこの国からの財政支援が保険税へのはね返り、保険税の減額になるというようなことを期待をしたいわけですが、実際に来年3,400億円の国のこういう財政援助が保険税の減税につながるのかどうか、その点の試算というのはされているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

国費3,400億円の件でございますけれども、平成27年度から低所得者対策の強化として1,700億円、また30年度の制度改正に合わせた財政支援の充実ということで1,700億円、その合計が3,400億円ということで私たちのほうも理解をしております。最初の1,700億円につきましては保険者支援、国保の基盤安定ということで、低所得者の方がいらっしゃる国保の会計のほうにお金を支援してくれるという制度になります。残りの1,700億円につきましては、先ほどもちょっと御説明のほうをさせていただきましたけれども、保険者努力支援の財源だとか、あと激変緩和だとか、そういったもろもろのものに使われるというもので聞いております。

そのお金が直接的に各市町の国保税にはね返ってくるかと申し上げますと、そもそも低所得者の方というものは、うちのほうでも賦課させていただいておりますけれども、所得割にしたらちょっと少ない所得割のものになってくるものでございます。低所得者の方がたくさんいるということは、入ってくる所得割の数字も少なくなってくるものでございますので、そういったもろもろのことを国のほうも考えていただいたものが、ここの保険者努力支援の低所得者対策でございますので、そういったものももう既に含まれているということでございますので、直接税に、計算上ですけれども、1人当たり5,000円から1万円になったということが直接税のところにはね返ってくるかということ、なかなか難しいと捉えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

国のほうがこうした財政支援の額を増やしているわけですが、こうした国費の投入が住民負担の軽減につながるようになれば、制度的には一番いいのかなというふうに考えております。当面としては県の財政基盤安定ということも大事かと思いますが、今後、個々人の負担軽減ということにつなげていければと思います。

同じように、これは先ほどの答弁の中にもありましたが、制度上の問題として、全国の知事会が国に対して1兆円の国庫負担増ということを要求をしています。1人当たりに換算しますと、3万円の軽減というふうな勘定になるというふうに言われていますが、そうしますと、協会健保と同じような保険料の負担割合となるというふうに聞いていますので、国のそうした負担割合の引き上げ、あるいは保健医療制度のセーフティーネットということでの国保事業、これは保険制度ですので、きちんと国のほうでこの制度の維持、充実を図っていただくということで、全国知事会でもそうした意見表明をしているところですので、国への働きかけをもっと強めることが大事かなというふうに考えています。

制度上まだはっきりしない点がありますので、町民の皆さんに対して国保の運営がこう変わりますと。そして負担もこうなりますという説明をもっと丁寧にさせていただくような期間的な余裕があればいいと思いますが、今の時期、なかなか大変だと思いますが、ぜひその点をお願いしたいと思います。

そして、やはり安心して暮らせるような、こうした吉田町にさせていただきたいというようなことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で、5番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は13時とします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 零時53分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 杉本幸正君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

8番、杉本幸正君。

〔8番 杉本幸正君登壇〕

○8番（杉本幸正君） 平成29年第4回吉田町議会定例会におきまして、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

富士見土地区画整理事業についてでございます。

富士見土地区画整理事業は、施行してから20年以上経過しています。富士見土地区画整理



組合（組合員）は、早く事業が終了することを望んでいます。土地区画整理事業の現状はどうなのか、また、町は組合事務局として今後組合をどのように指導、援助していくのかについてお伺いいたします。

- 1、富士見土地区画整理事業の現状はどうか。
- 2、児童公園は整備するのか。
- 3、富士見土地区画整理事業組合の町としての対応はいかがか。

以上3点についてお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 富士見土地区画整理事業についての御質問にお答えする前に、住吉富士見土地区画整理事業の経緯につきましては、当時杉本議員は町の職員として直接御担当されておりましたので、本当に全てを御存じのことと思いますが、本当に失礼を顧みず、簡単に説明をさせていただきます。本当にそのことにつきまして、議員に御寛恕賜りたいと思っていますので、よろしくお祈りいたします。

住吉富士見地区は、用途地域の第1種住居地域に指定をされており、良好な住環境を整えるための道路、公園などの公共施設や事業資金に充てる土地を減歩により生み出し、権利者の土地を換地により整然とした土地として提供する土地区画整理事業の整備手法を用いて、計画的に整備を図ることといたしました。

また、土地区画整理事業は、一般的に地方公共団体が施行者となる公共施行か、土地所有者または借地権者が共同により組合を設立して施行者となる組合施行のいずれかの方法により実施していくものでございますが、住吉富士見土地区画整理事業につきましては、平成4年11月24日に65人を組合員として県知事より組合設立の認可を受け、組合施行の方法により事業がスタートをいたしました。

事業を進めるに当たり、まず初めに、従前の土地の権利を仮換地先に移す仮換地の指定を行わなければならないことから、街区確定測量を実施をし、その成果をもとに換地計画の案を立案し、組合総会の議決を経て、平成5年12月1日に土地区画整合法第98条に基づきまして、全組合員を対象に仮換地の指定を行いました。

そして、仮換地の指定が完了いたしますと、工事への着手が可能になりましたことから、平成5年12月より地区内の道路築造等の工事に着手をし、平成11年3月に全ての公共施設及び宅地造成の工事が完了いたしました。

以上が住吉富士見土地区画整理事業の経緯でございます。

それでは、御質問の第1点目の富士見土地区画整理事業の現状はどうかについてお答えをいたします。

住吉富士見土地区画整理組合の現在の組合員は72名であり、平成30年度を最終年度とし、組合解散に向けて事業を遂行しているところでございます。

現状といたしましては、さきに述べさせていただきましたとおり、公共施設の整備及び宅地造成につきましては、平成11年3月に完了しており、保留地の処分が数区画残っている状況でございます。

この保留地につきましては、組合の事業報告書によりますと、当初22区画2,691.13平方メートルあった保留地が、現在では5区画873.11平方メートルを残すのみとなっております、町広報誌への保留地情報の掲載や、組合における県土地区画整理連合会が発信する不動産情報等への積極的な情報提供など、保留地処分に向けた取り組みは継続的に実施しております。

しかし、保留地の処分実績を見ますと、売却された保留地は、処分を始めた平成9年度から平成23年度までの間に全て売却をされており、平成24年度以降は1件もございません。この要因につきましては、東日本大震災の発生が大きく影響しているものと考えております。

今後、解散に向けて事業を進めていくためには、この保留地をいかに処分していくかが大きな鍵となってまいります。

次に、御質問の2点目の児童公園は整備するのかについてお答えをいたします。

まず初めに、土地区画整理事業における公園の定義につきまして御説明させていただきます。

土地区画整理事業により生み出された公園または緑地につきましては、土地区画整理法第105条第3項の規定により、特別な事情のある一定の場合を除き、換地処分の公告のあった翌日において町に帰属をされ、都市公園として管理されるものでございます。

また、住吉富士見土地区画整理事業により生み出された公園は、「児童公園」ではなく、都市公園の中の「住区基幹公園」として区分され、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園として位置づけられる「街区公園」となります。

この街区公園の用地につきましては、土地区画整理事業の要件でもございます施行地区の面積の3%以上、計画人口の1人当たり3平方メートル以上に当たる940.84平方メートルを公園用地として確保し、事業を進めてまいりました。

このような状況の中で、平成23年3月11日に東日本大震災が発生をいたしました。

これを受け、町では津波防災町づくりの命を守る対策の一つである津波避難タワーの設置を決め、直ちに設置のための津波避難シミュレーションを実施した結果、住吉富士見土地区画整理事業地区が属するE地区につきましては、事業地区内の公園用地が津波避難タワー建設用地として最適であるとの結果が得られましたことから、津波避難タワー建設につきまして組合にお諮りしたところ、賛成するとの回答が得られました。

このように組合員の皆様の御理解と御協力をいただき、公園用地を活用した津波避難タワーを建設することができました。

しかしながら、津波避難タワー建設時に組合員の皆様を対象に実施したアンケート調査の際には、「津波避難タワーの建設には賛成ではあるが、新たに公園を設置してほしい」や「公園用地については、買収してほしい」など、新たな公園用地の確保を求める意見もございましたが、現状は、津波避難タワーの空間を活用し、地域の皆様が集うための広場として御活用いただいております。

このような状況の中で、組合事業を完了させるためには、公園用地を都市公園として町に帰属しなければならないため、都市公園のあり方について現在県と協議を行っているところでございます。

しかし、協議の結果、新たな公園を生み出すことになれば、換地の変更やそれに伴う事業計画の変更などが必要となり、換地の位置の再検討や保留地の取り扱いなど、新たに問題が生じてまいりますので、新たな公園を生み出すことにつきましては、組合と慎重に協議を重

ねて対応する必要があると認識をしております。

次に、御質問3点目の富士見土地区画整理組合の町としての対応はいかがかについてお答えをいたします。

町では、用途地域内で3ヘクタール以上の土地区画整理事業を施行する組合を対象に、平成4年3月に吉田町土地区画整理事業助成要綱を制定をし、財政的な支援や技術的な支援を行っております。

住吉富士見土地区画整理組合についてきましても、設立以来、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、財政的、人的な支援を行ってまいりました。

具体的には、まず財政的な面でございますが、助成要綱第4条に基づき、道路等の公共施設築造に伴う工事費に対する補助、利子補給などの支援を行っております。

また、人的な面につきましては、通知文書の作成などの一般的な事務の支援のほか、工事発注や現場管理、県などの関係機関との協議に加え、換地計画、事業計画の変更の事務手続など、専門的な知識が必要な分野における技術的支援も行っております。

今後につきましても円滑な組合運営を図るため、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づきまして、組合への支援を継続をしております。

いずれにしましても、平成29年9月の第3回吉田町議会定例会における三輪正邦議員からの一般質問に対する答弁の際にも御説明させていただきましたとおり、組合が解散に向けてのさまざまなプロセスを検討していく中で、組合としてどのような取り組みができるのか、また、町としてどのような支援措置を講ずることができるのかについて、県担当部局の御指導をいただきながら、対応について検討してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本でございます。

一つお伺いしたいと思います。

富士見土地区画整理組合の役員、理事、あるいは監事が今何人いるのかということをお聞きしたいと思います、先に。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

役員につきましては、今、理事長が1人、あと副理事長がおりまして、そのあと役員の方、今ちょっと役員につきましても今後の方針もございまして、中で今検討しているものですから、役員もそれに含めて数人ございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今、理事長、あるいは副理事長ということでしたが、定款には7名とか法律では5名以上ということになっているわけです。そういう中で、組織していないということは、いろんな中で町の組合へ伝える状況が伝わっていかないんじゃないかなと、こう思います。そういう中で、いつごろをめどに組合の役員組織を確立してちゃんとするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言われました役員の定款の中の定数でございますが、定数の理事については7名、監事については2名ということにつきましては今でも、人数のほうは足りております。ただ、その人選につきまして、長年やっている中で高齢化も進んでいるものですから、そういう中で、新たに役員については見直していくということも必要ではないかというものは組合の中で議論がございますので、それに向けて、中の人選については今、検討している段階です。以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今、答弁でお伺いしましたけれども、役員の中には20年以上やっていますので、もう亡くなった方もいるのではないかなと、こう思うんですが、その辺の欠員というのはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

役員の方で、交代になっている方も何人かおりますが、その方につきましては引き続き息子さんが引き継いでいるとか、そういうことで継続してやっていただいているのが現状です。

以上です。

○8番（杉本幸正君） ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今、町長さんの最後のほうの言葉に、やはり組合と十分協議をしていくということですが、それに対して町としてはここ3年、あるいはことし理事と会合を持ったのかどうか、その辺を、総会は年に1度ということで決まっていますけれども、会合を持っているのか、理事会、あるいは組合員との全体会議等というような形で保留地が売れておらない、事業が行き詰っているということで非常に重要なことだと思うんですが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今ありましたとおり、総会については年1回ということで行っております。

そのちょっと回数の方、今はっきり把握はしていませんが、その都度役員につきましては、うちのほうから連絡をしたりであるとか、役員の方に来ていただいて、常に打ち合わせというものは開催しておりますので、連携のほうは密にとっているということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、役場に来ていただいて、伺っているといろいろということですが、それがはっきりとした理事会ということですか。ただ役員を呼んで、1、2名の役員を呼んでただ話をするということになっていませんか。そういうのがやはり組合員に十分では

ないかな、いろんなことが伝わらないということもあると思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

重要事項であるとか、いろんな方針であるとか、そういうものについて役員の中である程度もみまして、方針が決まった時点である程度理事会を開いて、下の組合員の方に伝えていくというような法則をとろうというところで、今、役員のほうともお話をしているところなんですけれども、今、例えば保留地の今後の取り扱いであるとか、この中にありました、先ほど言われた公園の取り扱いであるとか、そういうものにつきまして、まず理事会というよりも、その組合員にまず落とす前の段階のところのものについては、非公式ではございますが、役員の方と連携をとって、その中でまず方針を決めていくという段階が今の段階でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今一部の理事と役員ということですが、組合員が72名いるということで、やはり大事なことです。その都度、組合員がいろんな中の内容をつかんでいるということも必要ではないかなと、こう思うんです。ちょっとその辺が役員だけということでは伝わっていないような形ですので、やはり組合という一つのもので役員が知っているだけじゃないし、必要なものはおりにかなければならないと思いますが、その辺の考えを聞いてみたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言いましたとおり、ただ組合の中で、理事の中だけで議論をしていて、それ以外に出さない、別に内密なということで理事だけでやっているのではなくて、いつどのようなタイミングで組合員のほうにおろしていくかということにつきましても、その組合の中で早過ぎてもだめだし、遅過ぎてもだめだし、どの段階で組合の方々に今の情報を落としていくかと、決定事項をどう流していくかというようなことも、組合のほうでは検討しておりますので、そのタイミングを見計らってということで今の議論は行っておりますので、そのタイミングは組合の中である程度方向性が決まって、このタイミングということがございましたら、そこで理事会等で組合員のほうにおろしていきたいというふうに組合のほうでは考えていると思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の答弁、すごくいいわけですが、実際には組合員が知っておらないよという形で、今どうなっているんだという形でお会いすると、こういう質問が出ることもあるし、役員の中からも「どうなっているのか、杉本」という形で、役員ですらそういう形なんです。実際にそれがやっているのかどうかと、何回やったのかということ、ちょっとことしの4月からでもいいですから、お伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 杉本議員、まだ会議は開いていないということで、その準備段階の会議でという答弁ですから、質疑はずっと今平行線上ですから、少し切り口を変えて質問して

ください。

○8番（杉本幸正君） はい、それで、今の点はまた後日あれさせていただきます。

そういう中で、もう1点は、公園用地の関係ですが、平成23年に東日本の大震災が起こって、町長さんがいろんな中で、吉田町の避難所が必要だということで15基建った、その1基が公園の用地の中へ建ったわけですけども、そのときやはり法律でいくと、事業計画の変更をしなきゃいかんですよね。当然公園を潰すよ、それで換地をどうするかというあたり、換地の変更も、その辺を組合員の総会を開いて承諾を得ているのかどうかということをお聞きしたく思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど答弁の中にございましたとおり、津波避難タワーの建設につきましては、急を要するということもございまして、組合員の方に組合のほうからアンケートをとっていただきまして、組合の同意を得た中で建設のほうを進めております。

今後その公園用地、今津波避難タワーが建っております公園用地につきましても、先ほど答弁の中でもございまして、今後都市計画公園として町に帰属されるという中で、都市公園としてどう、あり方についてまず県と協議をいたしまして、新たに公園を生み出すさなければならないのか、今のまま都市公園として認められるのか、その辺を協議して、結果が出た段階で多分事業計画の変更であるとか、換地の計画の変更であるとか、そういうものの手続に入っていかなければならないと思いますので、その辺を今、県のほうとも協議をしながら進めているような段階でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 区画整理法の中に、事業計画の変更、換地計画の変更等は組合の承諾をとらなきゃならないよということになっていますよね。アンケートでさっきやったというのでは、それは急を要していて、その場はそうですが、やはり町としてはそういうものを組合の承諾を得るんだよということで指導すべきだと思うんですが、今ごろになって指導するというのは、やはり事業計画はやる前に変更して、それで承認を得て、実際に変更していくというのがこれが普通のあれだと思いますが、急いでいるから避難タワーだからいいよというものではないと思うんです。やはりしっかりした法律に基づいて組合を指導していきなりしていかないとまくないと、こう思うんですが、その辺について私はちょっと疑問を思うものですから、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今ありましたとおり、避難タワーが建っているところが、今、公園用地として換地されているところに避難タワーが建っているという状況でございますが、ただその今避難タワーが建っている公園につきましても、果たして都市公園であるかどうかという議論につきましては、今、県のほうと協議をしています。その結論が出た段階でないと、新たに公園を切り直して換地計画を変更しながら事業計画を変更していただくとか、その辺の手続をとるにも、今の段階では、そこ、避難タワーが建ったということで新たに公園を切り直すかどうかはまだ結論が出ていない段階で、事業計画の変更というものはできませんので、その辺も含めまし

て、今県と協議をしながら、必要であれば事業計画の変更であるとか換地の変更であるとか、そういうものを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 県へ聞いてみないとどうかというのはわからないということで、当然公園の上へ避難タワーができたということは、これ私避難タワーつくるのに反対するわけではないですが、やはり当然組合員が十分知って、やはり総会なり話をしてやるべきだと、こう思うんです。それだからいいよということではなくて、決まってから云々じゃなくて、当然もう上へ建っちゃっているんですから、変更なんですよ。それでタワーを、あそこは公園だよということで県の指導があったらタワーを潰すんですか。そういうことも考えられてくるんです。やはりそこでしっかりと手続を踏んでいくべきだと、こう思うんです。その辺がちょっとおろそかではないかなと、こう思っております。はっきり後で換地もやる云々じゃなくて、もうあそこへ避難タワーやるという計画のとき話しをして、計画変更していくと。その中で設置していくということで、換地は後になるかもしれませんが、それじゃ最終的にその辺が組合で何で戻せとか、県で云々といったときは、あそこ避難タワーを先ほど言ったように潰さねばならないと、莫大なお金がかかっちゃうよと、それでもいいんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど御説明させていただきましたが、建設後に皆さんの同意を得るだとか、皆さんの説明をしたわけではなくて、避難タワーの緊急性というところもございますので、その中でまず最初に、建設前に組合員の方に組合のほうからアンケートをとって、あそこに避難タワーができるのかどうかということについては、事前にアンケート調査をしていただいて、それこそ土地が組合のものでありますから、組合の同意を得ない限り、あそこにはタワーはできないものですから、その点もアンケートの中で同意を得させていただいて、その後に建設を進めていくような手順で、あそこの津波避難タワーについては建設をいたしました。

あそこに建っているのは変更かどうかという話なんですけれども、そこを今、県のほうと協議をしていますので、あれが都市公園として本当に都市公園というあり方についてどういうふうなものなのかということを協議して、その結果に基づいて、あのまま避難タワーの建ったまま都市公園として扱うのか、それともあれが都市公園ではないので、新たに公園用地として用地をどこかに生み出さなきゃならないのか、そこを今県のほうと協議をして、そこでその結論が出たところで、しかるべき手続というものを踏んでいきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番ですが、今の件、やはり早急に行っていかなきゃならないと思うんです。やはりあの地域の公園としてやったもんですから、どういう形かということで、十分県と話をして指導を得て、法的な問題はどうかということをしっかりやっていただきたいと思っておりますし、やはり組合員は非常に不安を持っているよということですよ。先ほど言ったように、私のところに話もあるわけですが、避難タワー建ったけれども、何にも音沙汰ないよ

と、いつ公園ができるだと、整備だと、あらからもう3年もたっているじゃないか、4年もたっているじゃないかとあるわけです。やはり大事なものを潰したというところへ建設したということで、やはりその辺の回答も早くしてやらなければならない。それは津波避難タワーも人命も大変かと思いますが、やはり区画整理は区画整理の法律があるわけです。そこをちゃんと理解してやらないと、このような形になってくる、こう思いますので、やはり担当課としてはその辺をしっかりと見て、あるいはわからなければ県の担当課、あるいは県の協会のコンサル、あるいは町のお願ひしているコンサル等に聞いて、法的なものをしっかりと解釈していただきたいなと思います。

これから公園の問題じゃなくて換地の問題も出てきますので、やはりそういうものが一遍にうまくいかなければ、非常にまた年数を費やすということで、私としては30年ということでは先ほど町長さんからありましたので、30年には換地も終わって組合が解散できるというような体制で進んでいきたいし、組合員もそういうことで望んでいると思うんです。やはり自分の中で非常に重い荷物をしょっていると。町もそうだと思うんです。いつまでもこうしようかと、また5年、10年という形になるかもしれませんので、その辺をどう考えているかちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員さんのほうからございましたが、決して法に逸脱しているものではなくて、法の手続に基づいて、それこそ区画整理法という一つの法律ございますので、それに逸脱したようなことはそれこそできません。それに、あくまでも土地区画整理法に基づいた考え方、公園につきましては都市公園法に基づいた考え方、そういうものがございます。それにあわせた手続というのもございますので、それに基づいて粛々と今のところ事業を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） いろいろな問題が絡んできますので、今、町あるいは担当課として事務局を抱えているわけですが、そういう中で組合の運営に関して十分町としての対応をしているかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

事務局のほうは今、うちのほうにあるということなんでございますけれども、まず事務局につきましては、富士見土地区画整理事業というところにつきましては、規模も小さくて組合数も余り多くないという中で、あくまでも事務の支援という形でうちのほう事務局を持たせていただいて、事務のほうを進めているところでございます。最終的にはどういう方向性でいくであるとか、大事な決定事項につきましては、あくまでも組合施行でございまして、組合の中で先ほど言った総会であるとか、理事会の中で決定事項を決めていただいて、指導をしていくと、決めていくという形になるかと思えます。

町のほうの支援としましては、先ほど答弁の中でもございましたとおり、あくまで土地区画整理助成要綱というものがございまして、その中で読み取れるものについては、町ではできる限り支援をしていっていると。今でも支援を行っておりますし、今後につきましてもそ



の助成要綱に基づいて、町のほうでもできる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、助成要綱に基づいて助成をしているということで、その中でまだ助成をしていないというのがあるんですか。まだ全部100%じゃないけど、利子とかそういう補給はその年度年度で来ると思いますが、それ以外の問題で工事に対して、あるいは区画整理に対して、こういう助成があるよということで、道路幅何メートルについては2分の1とか3分の1、あるいは全体面積については平米当たり400円というのがあるよね、そういうものについては全部100%助成済みですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

補助要綱の中に、今おっしゃいましたとおり、要は道路の築造であるとか、そういうものについて、6メートル道路であれば3分の2であるとか2分の1であるとか、そういう助成要綱ございますので、富士見につきましては、もう多分工事のほうは既に完了しておりますので、そういう道路についての補助というのは完了しているかと思えます。

その助成要綱の中におきましても、これをどういうふうに今の富士見の事業の中に、今の補助要綱をどう当てはめていったらこれは支出できるよ、支出できないよというものにつきましては、組合のほうから補助要綱の補助申請がございますというところでも、その申請の中で精査していかなければならないものですし、町のほうでも、これはその助成要綱の中で読み取れるというものがございましたら、支援できるものは支援していくというふうに考えておりますので、まずは全てが助成金がもう終わっているのかどうかというところは、まだ今後検討しながら、まだ支援できるものがあるかどうかにつきましては、町のほうでも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。今、補助要綱を私伺ったんですが、私はあの助成要綱の中にまだ未執行の助成していない部分はあるかということをお聞きしているわけですが、その辺はあるのかなのか、あったらどれぐらいあるのかということをお聞きしたい、なければならぬ結構ですから、簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その辺に含めましても、要は今全部もう出して、もうないですよというわけではございません。その中で、いかにどう支援していくのかということにつきましても、その助成要綱の中で支援できるものについてはまだ支援していきますし、既に精査した結果、もう支援は終わっているというものについては、もう完了ということになりますので、全部が100%もう終わっているというわけではなくて、その辺も含めて今後精査していきたいと、支援できるものは支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 杉本ですけれども。組合が資金が足りないということですので、やはり未執行の助成金があったら、分割でもいいし云々という話で、なるべく借り入れを減らしていくということで、あれで単純に考えると、私1,000万以上のお金が出てくるんじゃないかなと、まだ未執行の。

○議長（藤田和寿君） 杉本議員、未執行の助成金はないということで、今検討して、要請があってからまた精査するという答弁なものですから、未執行が今あって、それを払っていないという質問は少しおかしいと思いますので、もう少し……。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） ないということですが、実際には助成要綱の中にあるんじゃないですかね。区画整理の全面積に対して幾らという助成はしてないじゃないですか。このごろちょっとある人に聞いたら、いやそんなお金、あそこに助成要綱あるから町へよく話してごらんと話したんですが、まだもらってないというもので、私はそのままだいていないという話を信用して今させてもらったんですが、ないということはないと思うんですが。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、全部完了していると言ったのは、工事のほうの、先ほど言った工事費に対して助成要綱の中に、例えば幅員6メートルから8メートル未満の道路については、その工事費の3分の1であるとか、そういう規定がございます。そのところにつきましては、もう既に工事は終わっております。工事発注も終わって工事のほうも完了しておりますので、その点につきましてはもう未執行のものはないというふうな答弁をさせていただきました。

先ほど言った、例えば平米400円であるとか、そういうものにつきましても、組合のほうから上がってくれば、そのものについて過去の助成要綱、助成金の中で精査させていただいて、それがまだ未執行であれば、それについても補助要綱に基づいて進めていくということも可能だとは思いますが。

ただ、100%もう全て終わったかどうかというものにつきましては、その申請が出てきた段階で、その補助金の内容であるとか、そのものであるとか、その辺を精査しながら支援できるものは支援していきたいというふうに考えております。あくまでも先ほど言った未執行のものが無いというのは、工事費の関係では未執行のものが無いというふうに、うちのほうは把握しているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

私は工事費以外にもあるんじゃないかということをお聞きしたいし、まだ未執行だよということであるということで、大分組合としては大きな金額だと思うんです。そういう中で、やはりいつ払うのかということで、分割でも概算でも払って、利息を軽くしていくと。そうすれば利子も安くなっていくよということも考えられるので、そういうあれをとれるのかどうかということも1点ここでお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 議員、先ほどから言っているとおり、申請があってから協議して補助金要綱と照らし合わせて交付するということでもありますので、もう申請されたものは全て実施してあるという答弁なんですけれども、それでもまだ答弁求めますか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 工事費については100%ということでわかったんですが、それ以外に助成要綱がありますので、それに基づいた助成を、あるなら組合と協議して、どうして対応していくか、町として、やはりしていただきたいなと思いますしね、早く助成をするということも必要ではないかなと、組合が大分借入金を抱えているということで、その返済にも充てればいろいろな面で組合としてもあれしていくという、金融機関の信頼もあるし、利息の問題もあるしという、そういうことでその辺を町として組合の理事会なりに諮ってしていく必要があるのかなと思います。その辺についてをお伺いをしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど来ちょっと答弁させていただいておりますが、助成をしないとか支援をもうしないとか、そういうことは言っておりません。あくまでもそういう未執行のものであるとか、支援できるものは町としても精いっぱい区画整理事業のほうに支援していくと。あくまでも助成要綱に基づいた中で支援できるものは組合のほうに支援していくというスタイルは変わっておりませんので、それに基づいて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の件については、やはり組合の方が十分知られておられない方が多いんじゃないかな、役員でも。そういう中ではやはり組合から来るんじゃないかと、こちらから投げかけてくるということも必要だと思います。その辺どう思いますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど言いましたとおり、この助成要綱の中にも、要は事業の指導的なものであるとか、専門的なものであれば、それにつきましても支援していくというように書いてありますので、その辺は組合とも連携を密にとって、そういう中でできるものについてはやっていくというスタイルは変わらずに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、答弁したようにぜひお願いしたいなと私から思います。

それから、今、公園用地の中に避難タワーがずっと建っているわけですが、その関係で、やはりあれは組合が生み出した土地だよと、今、組合管理の土地だよということです。そうなると、やはりあそこを何らかの形で、無償でも有償でも賃貸借契約を結ぶというのが当然じゃないですか。やはり将来的にはどうなるのかまだわかりませんが、そういう中でいくと、組合のものでありますので、その辺のお考えはどうかということを知りたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その公園用地につきましても、今後、要は解散に向けて事業を進めていく段階では、その区画整理法の中でも3%以上の公園については確保しなければならないと。それに基づいては町のほうに帰属していかなければならないというふうになっております。先ほど来御説明

させていただいていますが、公園用地につきまして、そのところが町に帰属できるものなのかどうかと、都市公園としての管理ができるものなのかどうかというところについて、県のほうと今協議をしながら新たに公園用地を生み出すのか、今のまま都市公園として帰属できるのか、そこがはっきりしないことには新たな換地計画であるとか、新たな事業計画であるとか、そういうものが成り立っていきませんので、それをともかく早急に県のほうと協議をしながら今進めているという段階でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

県に聞きながらということですが、県のほうの回答がいつごろ出てくるのか、延び延びになって来年度になるのか、あるいはもっと先になるのか、そういうことになりまして、長引いちやうということで、その辺がめどとして町としてはいつごろ望んでいるのか、県はどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今のその協議が来月できるだとか、そのほうは区切ることはできないと思いますが、ただ事業計画の中では平成30年度を最終年度として今事業計画を進めているという中でございますので、その辺のものがつかなくては組合の解散に向けての道筋はできませんので、早急に回答を得て、事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番。

30年度には組合は事業が終わり、組合が解散するということになるので、そうすると2年ちょっとしかないわけです。そうすると、非常に難しいなと思いますし、やはり事業計画の変更、換地計画の変更についても、すぐ組合員が出そうということはないと思うんです。いろんな利害が絡んできますので、やはり長引くと。そうすると平成30年度にも終わらない可能性も出てきますよね。そうなったとき、今の公園用地が避難タワー建っているんですけども、あれは組合のものでありますから、組合と町とやはり無償で使うということは、書類的なものをちゃんと無償でも有償でも交わすということが必要かなと思いますので、その辺はどうかと、契約するののかしないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その30年度に向けてとは、うちのほうは今最終年度は30年度になっておりますので、事業計画の変更も含めて、今それに向けて進めているわけでございます。ただ、その中でその換地計画、新たに公園用地を生み出すであるとかそういうものが必要であれば、事業を延伸して、ある程度道筋ができた中で事務手続を進めるという中で、事業を延伸するという方法も考えられなくはないです。

先ほど議員さんのほうでありました賃貸借契約を結ぶということにございまして、今、公園に建っている今の避難タワーのあり方、その辺のものにつきまして、公園として最終的に管理するのは町のほうに帰属されるものですから、そうすれば、が公園も土地も管理して、

上を町のものとして管理していくと。それが今のまま、組合のままずっと置いておくという選択肢は、今の状態でいくとないものですから、それ、あるとすれば新たに公園用地を保留地とは別にどこかに組みかえたり、そういうことはあるかもしれませんが、とりあえずは町のほうに帰属されるという中で、その中でも公園というものは今後そのあり方について結論が出た段階で、今後どうしていくかということは結論づけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 議員はそういった説明はわかっていると思うんですけども、今の現状、賃貸借契約してないのはどうかということで質問をして、するのかもしれないのかどちらでもいいからその回答を求めていると思うんですが、それについて先ほどから御答弁をされていませんが、どうでしょうか。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 賃貸借につきましても、すぐこの賃貸借契約を結ぶという方向、賃貸借を契約するというのも一つの選択肢でございますし、そのまま帰属するというのも一つの選択肢でございます。そういういろんな選択肢の中で、今後その避難タワーの土地をどうするかということについては、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 私としては、もうタワーが建つ前からそういう形で来て、何年かたっているし、今後として30年に終わるということで、先ほどの答弁では延伸するか、延ばすかもしれないよということになると、あのままでずっといっちゃうわけです。やはりその辺をちゃんとすべきだと、行政として。いいよ行政のやるものだから換地でこうだよということではなくて、やはり行政として町民に姿勢を見せてくれないと、細かいことでもちゃんとすることが必要ではないかなと思うんです。そういう中ではぜひそういう点についてもきちっとしていくということは、貴重な土地を皆さん出して、道路を水路にとられ、公園とられて三十数%の減歩でやっているわけです。そういう中では大変組合としても貴重ななと思いますし、しっかりとした指導をしていくには、やはり必要かなと思うんで、その辺もきちっとやってもらいたいと、こう思います。

それについて私はそれ以上言いませんけれども、お願いごとですが、やはりすべきだということです。

それからもう1点、やはり……。

○議長（藤田和寿君） 今の答弁はよろしいですか。

○8番（杉本幸正君） いいです。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） やはり、組合が理事会があるよ、みんながあるよということですが、やはりできないものもあるよということではなくて、こういう方向で進んでいくということは、理事会と協議しながら、町と、それからその上においては組合員総員に説明をするということで、やはり不安を持たせないような施策が必要だと思うんです。今のままじゃポケット入れとくんでいいわこれで、ということは、理事会、一部の人の理事に話をしたよで終わっているんですけども、やはり将来的にはいろんなことをしているので、役員の組織をつ

くってしっかりと役員だけでも、あるいはそれによってはほかの組合員にも説明をということでは、その辺をしっかりとさせていただきたいなと思いますし、その辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

決して役場が組合任せにして何もしてないというわけではございません。

先ほど言いましたとおり、財政的な面ではあっても、あとは技術的な面であっても、県と協議をしながら、必要なものはどんどん組合のほうに情報を入れていくと。組合のほうも、あくまでも事業施行は組合施行でございますので、組合の理事の方が町と連携しながら組合の理事の方がどのような形で理事会を開いていって、どういうふうに進めていく上で理事の方を人選していって、どういうふうな組織で動いていくかというものはあくまでも組合のほうでも考えていかなければならないことでございますので、それに対して町のほうは、こういう方法がある、こういう問題があるというようなものも支援して、決して役場のほうは組合任せにしているわけではなくて、そういう面でも役場も組合員のほうと連携をとりながら、事業のほうを進めていくというふうな考えで町のほうはおります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今言われたように、やはり組合は区画整理法をわからないんです、はっきり言って。ある程度のことはこうだと言われればわかる、区画整理法とはいろいろなそういうところでやはり町が重要なポイントを占めていると思うんです。やはり組合が来るからとか、あれじゃなくて、町のほうから問いかけることが多いと思うんです。その辺をやはり国を動かすには町が何にもしないじゃないけど、表だけして中はやってないよじゃなくて、やはりしっかりとしたそういうあれをしていかないと、組合の活動もおろそかになるし、町の指導もおろそかになるということで、やはりこの事業がうまくいくには、町が組合を引っ張るんだよと。それで組合を引っ張っているんなことをしてくれよということが必要じゃないかなと、こう思います。そういう中ではやはりいろんな中で話し合いをすると。協議していくということが必要かなと思います。今答弁聞いていますと、その辺のあれが非常に薄いなと思いますし、町としてやはり行き当たりばつりのことだという、私、こう気持ち持っているんです。やはり組合を動かすのは吉田町だよ、町だよということで、それからいろんな問題もありますので、やはり十分話し合いをして進んでいきたいなと、こう思いますし、町長さんにもお願いですが、その点を職員の指導お願いしたいと、こう思いまして、私の一般質問終わらせていただきます。ぜひその点をよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で8番、杉本幸正君の一般質問が終わりました。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、6番、山内 均君。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 山内です。

通告に従い、災害への備え、避難所と避難訓練について伺います。

今回の質問の目的というものは、災害に対する意識を再び高めるとともに、災害に対し自分が避難する場所とか避難する方法を知ってもらい、災害からみずからを守ってもらうことをもっと意識をしっかりと向けてもらう、こういうことで質問をさせていただきます。

吉田町地震防災ガイドブックには、洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災の避難所を示す地図と災害別避難場所の適否の凡例が、また福祉避難所が地図とともに示されています。しかし、新たに吉田町コミュニティ広場「よきた」が建設され、防災公園には「オアシス館」ができるなど、時間が流れるとともに、状況も変化してきています。

一方、地震災害に対しては、地震の予知を前提とした大規模地震対策特別措置法の考え方が見直されました。南海トラフ沿いの地震対策は、予知から防災・減災へと向かいます。

豪雨災害においては、今までに経験のないような異常気象による大雨の被害が日本各地で頻繁に起きています。中小河川の氾濫や土砂災害を伴う被害が近年特に目立ちます。町の真ん中を縦断する湯日川も例外ではないと思います。

これからは避難経路を含めた多様な避難訓練の重要性がクローズアップされてくると思います。

そこで質問をいたします。

1、毎年防災訓練を行っていますが、町が求める具体的な目標は何でしょうか。

2、防災訓練は、地震に対し重点が置かれています。豪雨に対する訓練も必要と思いますが、いかがですか。

3、地震防災ガイドブックに示されているとおり、地域ごとに災害の種別があり、課題があります。課題に即した訓練が有効であると思いますが、いかがでしょうか。

4、避難所の設定は災害別にされていますが、豪雨と地震などが同時に起き、2次災害を招く可能性が大いにあります。検討はされているのですか。

5、避難所の配置にばらつきが見られます。収容人員にも限界があります。避難タワーのようにブロック設定が必要であると思いますが、いかがですか。

6、自主防災会の会長は、消防署職員OBや専門知識を持った人を選任し、中期的な計画のもと訓練を行うことが効果的であると思いますが、いかがですか。

以上質問、答弁のほうをよろしく願いたします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 災害への備え、避難所と避難訓練についての御質問のうち、1点目の毎年防災訓練を行っていますが、町が求める具体的な目標は何ですかについて、お答えをします。

まず、防災訓練であります。議員も御承知のとおり、吉田町では9月1日の「防災の日」に近い日曜日に実施する総合防災訓練、12月の第1日曜日の「地域防災の日」に実施する地域防災訓練、3月の「津波対策推進旬間」にあわせて実施する津波避難訓練を重要な防災対

策の一つとして位置づけ、取り組んでおります。

このうち総合防災訓練は、災害対策基本法や吉田町地域防災計画に基づき、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と、住民の防災意識の高揚を目的として実施しているもので、本年8月27日の総合防災訓練では、「災害対策本部の強化」、「地域の特性に応じた応急対策の検証」、「自主防災組織と地域の協働による防災力の強化」の3点を当町の重点項目に掲げ、訓練を実施したところでございます。

訓練の例を申し上げますと、災害対策本部機能の強化を図るため、防災システム「F U J I S A N」を使用した県との情報伝達訓練、吉田中学校体育館においては、医療機関との連携を想定した救護所開設訓練、吉田町特別支援学校体育館では、教育機関との連携による福祉避難所開設訓練を実施したところでございます。

次に、地域防災訓練についてでございますが、昭和19年12月7日に起きた紀伊半島の南東沖を震源とする東南海地震及び昭和58年5月26日に秋田県男鹿半島沖で発生した日本海中部地震において、多くの住宅災害や死者が発生しましたことから、訓練を生かすための日として静岡県が定めた「地域防災の日」に、地域の特性に応じた防災体制の確立と、防災意識の高揚による減災の実現を目的に実施しているもので、今月の3日に実施した地域防災訓練では、みずから命を守るためにとるべき行動の確認、地域における協力体制の確認を当町の重点項目に掲げ、取り組んだところでございます。

各地区の自主防災会では、地域防災指導員によるA E Dを使った応急手当訓練、消防団員による可搬ポンプ車を使った消火訓練、また、車椅子を利用する避難行動要支援者に対する津波避難支援訓練などを実施し、自分と家族の命はみずから守る自助と、皆で助け合い支え合う共助による減災の実現に向け、訓練を実施いたしました。

また、津波避難訓練につきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な被害を教訓に、静岡県では3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定め、津波に対する正しい知識の普及や避難場所、避難路の点検等を通じて津波避難における課題を再認識することを目的に実施しているものであり、本年3月12日に実施した津波避難訓練では、即時行動の実践、避難場所及び避難施設・避難経路の確認、避難行動要支援者への支援体制の検証を当町の重点項目に掲げ、実施いたしました。

津波の被害が想定される地域の自主防災会では、津波避難施設までの避難経路や避難時間、要配慮者への避難支援などの検証により、津波からの確実な避難を図るための訓練を行ったところでございます。

第5次吉田町総合計画前期基本計画においては、施策の方向性の一つに、防災訓練の継続的实施を掲げており、防災訓練を実施することで、住民お一人お一人が災害時において迅速かつ的確な行動がとれる姿を目指すとともに、防災に対する意識の高揚と知識、技能の向上を目指し、取り組んでまいります。

次に、2点目の防災訓練は地震に対し重点が置かれています、豪雨に対する訓練も必要と思いますが、いかがですかについてお答えをします。

1点目の御質問に対する答弁の中で、町では総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を重要な防災対策の一つに位置づけ、訓練に取り組んでいると申し上げたところでございますが、このほかにも水防訓練や土砂災害防災訓練を実施しております。

水防訓練でございますが、集中豪雨や台風等による水害を最小限度にとどめるため、消防



団が実施しております。

水防訓練の目的は、水防体制の強化、水防技術の習得、水防意識の高揚等であり、これまでに消防機関との伝達訓練、国土交通省静岡河川事務所所有の排水ポンプ車を使ってのポンプ操作訓練、土のうを使っての工作訓練を実施しております。

本年度は、11月19日の模擬火災訓練とあわせ、吉田公園西側町有地において、土のうを活用した水防工法の技術習得を目指した水防訓練を実施したところでございます。

また、土砂災害防災訓練は、梅雨や台風を控えた時期である6月の土砂災害防止月間にあわせ、毎年実施をしております。

本年度におきましては、6月8日に、大雨等により土砂災害の警戒が必要な神戸向原地区の皆様を対象に、静岡県、牧之原警察署、静岡市消防局と連携をし、土砂災害危険箇所の確認や避難場所及び避難経路を確認していただく訓練を実施したところでございます。

次に、3点目の地震防災ガイドに示されているとおり、地域ごとに災害の種別があり、課題があります。課題に即した訓練が有効であると思いますが、いかがですかについてお答えをします。

吉田町地震防災ガイドブックは、個々の災害に即した課題を記載したものではありませんが、地震の基礎知識や被害想定を初め、想定される巨大地震への備えと、災害が起きたときの行動をまとめたものであり、加えて、災害事象別に適した指定避難場所と避難所を記載したものでございます。

御質問にあります課題に即した訓練でございますが、自主防災会が実施する訓練について申し上げますと、沿岸部における自主防災会では、津波に対する確実な避難を課題とし、津波避難施設までの避難経路や避難時間、要配慮者への避難支援などを検証しながら、訓練に取り組んでいただいております。

一方、北区地区では、津波による被害は想定されておりませんので、沿岸部の津波による被災者の受け入れを想定した避難所運営訓練や図上訓練を実施するなど、各地域の自主防災会では課題を洗い出し、解決に向けた取り組みに努めていただいております。

次に、4点目の避難所の設定は災害別にされていますが、豪雨と地震など同時に起き、2次災害を招く可能性が大いにありますが、検討はされているのですかと、5点目の避難所の配置にはばらつきが見られます、収容人数にも限界があります、避難タワーのようにブロック設定が必要であると思いますが、いかがですかについてお答えをします。

避難場所の指定につきましては、災害対策基本法第49条の4に基づき、施設の整備状況、地形、地質等の状況を総合的に勘案し、施設または場所を洪水や津波等の異常な現象が起こった場合を想定しながら、避難場所に適した施設を指定しているものでございます。

御質問にありますような豪雨や地震などが同時に発生した場合は、もちろんリスク回避ができる最適な施設への避難誘導に努めてまいります。

津波避難タワーの設置場所につきましては、突然の巨大地震により大津波が発生した場合、想定される津波浸水地域にお住まいの皆様の命を守ることを念頭に、5分で避難できるよう津波避難シミュレーションを実施した結果に基づき、20の避難街区の設定を行い、最適な避難場所を決定してきた経緯がございます。

津波以外の災害による避難につきましては、津波による避難の場合と異なり、ブロック設定をする必要はないと考えております。

次に、6点目の自主防災会の会長は消防署職員OBや専門知識を持った人を選任し、中期的な計画のもと訓練を行うことが効果的であると思いますが、いかがですかについてお答えをします。

大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるためには、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えが必要であり、また実際に災害が発生した場合には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難場所の運営といった活動が必要となってまいります。このような活動に対して、非常に重要な役割を担っていただいているのが自主防災会でございます。

自主防災会の活動は、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、お互いに協力し合いながら活動に取り組むこととなり、また災害時には関係機関との連絡及び調整を担うため、自主防災会の会長には、地域の意見をまとめる見識、能力、経験等が求められることも事実でございます。

町の総合戦略では、地域防災力の強化を図るための施策として、地域防災指導員養成講座を開催することで、地域防災指導員が2人以上いる自主防災会の割合を平成31年度までに100%とする目標を掲げております。

こうした地域防災指導員につきましては、自主防災会の防災委員として位置づけ、自主防災会会長の相談役や補佐役はもちろんのこと、各自が持っている知識を十分に自主防災活動へ生かしていただきたいと考えております。

また、消防職員や消防団のOBなど、専門的な知識や技能を有する方々が自主防災会に参加していただくことで、地域防災力の向上につながることは間違いありませんが、自主防災会の会長という職にとらわれずに、こうした人材を有効に活用することが必要であると考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

答弁をいただきましたきょうの質問の目的というのは、皆さん多分御存じあると思います。きょう本当は傍聴する人がたくさんいるとよかったですけれども、ここにガイドブック、これが全戸配布されていますよね。その中に今言われたことが全部こう書いてあるんですけども、それで一つ一つ聞いていきます。このガイドブックの中から、いろんなこれを含めたやつでちょっと一つ一つの質問をさせていただきます。

まず第1問目に、具体的な目標は何ですか、目標ですね、目的です、どちらでもいいですが、具体的な目標に対して聞いたかったのは、今いろんな訓練をやっていますよという話が出てきました。この防災ガイドの中にもレベル2の、皆さんよく知っていると思います、地震と津波のライフラインの被害とか、そういうものが全部入っています。その中で、具体的に訓練をするときに、どのくらいの目標、例えばどこかに出ていると思うんですけども、目標、その想定される被害に対してどういうことがあったときに、どのくらいの目標に向かって訓練なり、施設なりをしますかということをお聞きしたいんですけども、吉田町にはそういうのは、具体的な数値というのは持っていますか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの御質問につきまして、防災訓練を実施するに当たり、具体的な数値を持っていますかというようなどころだと思います。ちょっと御答弁をさせていただきますが、まず防災訓練につきましては、毎回、総合防災訓練も地域防災訓練も、その都度その都度、県の基本計画も決まってまいりまして、それに伴い吉田町の目標も掲げ、ここは数値的な目標はございませんが、そうした重点項目を決めた中で説明会を開いて、それぞれの自主防災会の皆様にこういった項目、重点項目を掲げた中で、そこをクリアしていただくための訓練を実施してくださいというようなどころも説明しながらやってきているところでございます。

例えば今、第5次総合計画なんですけれども、以前の第4次の総合計画のほうでいきますと、具体的な数字を申し上げますと、訓練の参加人数を1万5,000人という形で、4次の計画のときはそういった具体的な数字を上げて目標に向かって訓練をやってきたという経緯もございます。先ほども説明ありましたとおり、訓練をやるためには、地域防災指導員なんかのお力もおかりをしたいというところの中で、そうした指導員の数につきましても、今回の第5次の前期計画のほうに目標を掲げて入れさせてもらってあるというところでございます。

当初、初めに言いましたそれぞれの防災訓練について、数値的な目標というものは特に掲げてはございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、答弁の中で、重点的という言葉が出てきましたよね。要するに、その重点的という言葉の根拠は何ですかと聞きたいんです。根拠です。根拠とか数字とか、具体的なものを持ってきて初めてそこに向かっていけるわけでしょう。今言っていると。こういう訓練をやって、こういうことをやって、町で県でとか、そういう中で出てきますと。県はいいですよ。ただ、吉田町の場合にはこう訓練全てのものがそうですよね、一つの単位を持って、数字を持って、それに向かってやっていくということが一番効果的な方法が出ると思うんです。その中では当然考えられるのは、考えるというよりも、当たり前のこととしては、人命の救助ですよ。その人命の救助に関しては、今そういう意味でその数字がもっと出てははっきりしてくれれば、もっと具体的に迅速にいろんなものができるのではないかという意味で聞いているんですけれども、そういう意味での今言われたその重点的という意味ではどういう決め方というか、どこでのイメージなんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

議員おっしゃられます数値的な根拠というものにつきましては、根本的には第4次被害想定に基づく被害に基づく数値になるかと思えます。個々の訓練につきましては、先ほど町長の答弁の中でもありましたとおり、重点項目、地域防災訓練につきましては、自助と共助のところを重点的にやっていただくというところで、訓練を実施したというところでございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、別にその文句を言っているわけではなくて、一つの物事をやっていくときに、できた

らそういう具体的なものがあると、非常に具体的な訓練であり、方向性ができるということですよね。そう思って今回の訓練にちょっと参加というか、見せていただいて感じたものですか、それを今お聞きしました。そしてそれをもとにしてこれから聞いていきます。

実はここに皆さん知っているだろうか、今回あえてこれを聞いたことの理由がありまして、県・国では、想定地震の予知はしないと、できないということが今さら出たんです。それはもうできないでしょう。それは無理だとは感じています。ただし、今回はなぜその地震のはできないということで、この質問をなぜ聞きたいかという、前回イタリアで地震があったとき、こういう記事があるんです。大地震を予測できずに安全宣言をして、科学者6人が有罪判決になったんです、ありますよね、そして2審で無罪になりました。日本ではパーセントで出すじゃないですか。あのパーセントで出すことが物すごい意味がわからなくなっている、わからないですね。ただこういうことがありますので、もう一度改めて防災というものが何かということ、もう一回確かめていきたくった。それで、今第5次のここにちょっとあるんですけれども、ここ非常に疑問に思っているんですけれども、第5次総合計画の地震分野の地震防災対策の30ページに、ここに現状と課題ということで、地域の災害特性に合った防災対策を実現するため、住民にきめ細やかな防災指導を継続して実施することが必要ですと。この文章は私が解析するに、町が防災に対する重要な課題を持って、そしてそれを自主防災会と同時に連携をして、そして町の人たちと一緒に連携をして、そしてやっていくということですよ、この文は。それは一つお聞きしますけれども、課長のほうではこの文章の中ではどのような一つのイメージをお持ちですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃられるように、例えば津波災害でいいますと、津波の浸水区域、それから津波の影響受けない地域とございますので、それぞれ地域によって災害特性が違ってくると思います。そんな中で、やはり地域の特性に応じた訓練も実施しながら町も連携をしながら、きめ細かな町としても指導が必要だということで考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞きたかったのは、町と自主防災との関係。自主防災に対する町の指導であるとか、そういうものの関係をちょっと町ではどうに考えているか。いろいろやっていくと。聞いていきますと、自主防災会に大体基本的なことはお願いをしていますよね。先言っちゃったらいいな、この地域は今、津波の防衛に関しては非常にやっています。どこを見に行ってもよくわかります、みんな真剣にやっています。それと、そこにはそういう課題があります。川尻に課題があります。これからやっていきますけれども、豪雨に対しての課題があります。住吉の課題、北区にも、大幡にも、片岡にも課題はあります。その課題をそれぞれが地域防災と町と住民とが一緒になってやってほしいんです。

津波のことに関しては確かに3.11からある形でよくわかります。この映像を見たり、大変なことはわかります。ただし、この訓練に関して北区のほうの訓練で、今町長からいろいろな訓練のそれありましたけれども、残念ながら北区のほうに関して、我々のところに関して、今回周りの住民の人から出たんですけれども、課題が非常に曖昧なんです。私の中では明瞭になっていますけれども。さっき町長の中であつた、受け入れるんだつたら受け入れるため

の訓練をしなきゃならない。そういう意味で地域ごとに課題があるやつを地域ごとに、地域の人たちに意見出してもらって、そうしてやって、それぐらいやっていって初めて全体的な様子ができると思うんです。そこには必ず地域によって違いますから、そういう意味で自主防災会と町の関係、町がこう今言った沿岸部に関しては津波の関係やっていますよと、向こうに関しては受け入れのことをやっていますよと。それをもっと町と連携を、自主防災会との連携の中で自主防災士を含めた、しっかりとした目的をとってもらおうと、もっと充実するのではないかと思うんですけれども、私は見た目では、今それが少ない感じがして、北区のほうにとっては集まって解散するんです。それは訓練ではないでしょう。これずっと思っていて、勘違いしている人多くいると思いますよ。それは設定が明確でないから、そういう意味で自主防災会に対して町のほうからこれからそういう、私の希望としては、課題を町の人たち、地域の人たちからいろいろ集めて、そしてそこにある課題をそのとおりに指示をさせていただいて、協議していただいて、そして両方丸くなってというか、一つの塊になってやっていただきたいと思うんですけれども、その点ではちょっとどう感じていますか。現在の津波の避難訓練の方法に関しては情報は入っていると思いますけれども、今の回答は、討議はどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの訓練につきまして、町と自主防災会との連携というところだと思いますけれども、例えばある自主防災会では、実績といたしますか、あれをちょっと申し上げますと、自主防災会の中で地域防災指導員の方々も中心になって、タウンウォッチングみたいのをやっていただきながら、地域の住民の皆様がそれぞれのお住まいのところ、どういった危険があるのかというところを探しながら町の中を歩いて危険を見つけて、どう対応していけばいいのかという訓練をやっているところもございます。

今言われた北区のほうにつきましては、もちろん津波から被災をする方々の受け入れという形をお願いをしたいというところもございますので、北区のほうでは、もちろんHUGとかそうした図上訓練をやっていただいております。そうした中で、平成23年の静岡県総合防災訓練を吉田町でやったときに、自彊小の体育館を使って、実際の避難所の運営訓練もやっているというところも実績もございまして、こうしたところを含めて、また地域防災指導員の方々と一緒になって町もきめ細かに訓練の指導であるとか、訓練の方法であるとか、そういったところを自主防災会の皆さんと一緒にこうやっていけたらなというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今まさに言われたとおり、地域地域のぐあいというのは、地域でしかわからないものがいっぱいありますので、ぜひその辺を、自主防災会に任せることは大事なことですよね。任せることも大事ですけれども、その中で私のイメージとしてはもっと連携をしっかりとっていただきたいと。

今言われた一つの理由を見ますね。この地域ごとの訓練というのは、今言った北区のほうには受け入れる役割があります。そのときに、今、体育館で実際のHUG、避難所運営訓練ですね、それをやったことがあるよというんで、自分ではちょっと北区の自彊小学校の体育

館ですか、やっているの見たことないんですけども、机上ではやっていますけれども、そういうのを今言われたように、各地域の避難する避難場所、避難所、そこにこう、そういうのをぜひやっていただきたいです。そして今言った、もう予知ができない状況が気象庁言われましたが、それとこれからは地域の地方自治体のやっぱり責任が問われる状況になってくると思うんです。そういう意味で、今言った避難所運営訓練って、今までどこでやったかちょっと教えていただけますか。どこで何度ほどやりましたか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

例えば今、私が言いました避難所運営訓練、HUGというものですが、これはあくまでも机上の訓練でございます。これにつきましては、北区に限らず各自治会でもやっていただいているというところがございます。

それで、先ほど申し上げました平成23年8月末でございましたが、ちょうど東日本大震災が起きた年です。このときに静岡県の総合防災訓練がこの大井川の周辺で行われまして、吉田町としては、訓練を会場を三つのゾーンに分けて、そのうちの一つが北区のほうの避難所のゾーンという形で自彊小の体育館を利用して実際の避難所運営訓練を実施したというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 自分が見た経験がないものですから、お聞きしたんです。これは、毎年藤枝の総合庁舎で全員集まっていますよね、静岡県の地域の人たちが、チームの人たちが。あのときにはそういう訓練はやっているんですけども、なかなか地域に行ったときにやらないということは、なぜ現場でやらなきゃいかんというのは、見えてくるのが、避難するのは人間だけではなくて、犬であるとか動物、それと色々なアレルギーを持った人とか、いろんな人がそこに一緒に一堂に来るんですから、これは訓練でしかできないです、訓練でしかできなです。だからそういう意味で、ぜひその地域地域のニーズに合った訓練をやりたいと思うんですけども、そこではぜひお願いをしたいと思うんですけども、その辺でちょっと考えをお聞きをいたします、地域でのそういう方法を、これからの法則としての町の考え方と自主防災への伝達の仕方。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃられたように、避難所の運営訓練につきまして申し上げさせてもらいますと、やはり今おっしゃられたとおり、避難する方々それぞれ違った方々も来ますし、もちろん動物、ペットも避難を一緒にしてこられる方もいらっしゃいます。また、女性の視点からも避難所の運営というものは大変必要になってくるというところもございますので、こうしたことにつきましても、先ほど来言っていますとおり、町の地域防災指導員たちに正しい知識を得ていただきながら、それぞれの自主防災会に入っていただいて、訓練の計画から実際の訓練の運営まで、そこまで町と一緒にきめ細やかに指導していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) もう少し切実な記事があったんですけども、静岡の駿河区で要援護者を地域でどうして守るかという記事がここへ出ています。これが出ているんです。これ当然前々からありますこの個人情報の問題とか、そういうものがあるものですから、ここにも同じように書いてあります。何人いるかわかるけれども、現状は何も書いてないと。対応の仕方がないよと。これに対しては私はこれから聞きますけれども、そういうものも含めて、やっぱり実際のところで訓練をしていただきたいということです。

ちょっと戻りますけれども、12月3日に防災訓練ありましたよね。そのときに全体の人数が8,000幾つとお聞きしました。3日の防災士のフォローアップ講座で、井野先生が教えてくれた吉田町の3分の1くらいが、実際に地域に入っていて、地域ごとの人数を把握してないでしょう。把握していますか。

○議長(藤田和寿君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監(大石剛久君) 防災課でございます。

訓練の参加者でございますけれども、もちろん自主防災会ごとに訓練参加者の報告をさせていただいております。その中で今議員おっしゃられた12月3日の地域防災訓練につきましては、まだ速報値という形で自治会別にしかわかっておりませんが、実績報告等も出させていただくことになっておりますので、それぞれの自主防災会の参加人数、それから高齢者、外国人、そういった細かいところまで参加者を把握をしているというところでございます。

以上です。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) ことしその参加の要綱で、65歳以上何人ですかとありましたでしょう。それがうちの組は1人組長除いて全員ですよ。要するに若い人たち、なかなか出てこない状況があるということは、やっぱりその地域の課題、そして一番最後に触れたその地域の知識を持っている人たちに入っただけませんかというのは、そこの人たちが入ることによって、例えばうちの組も28軒ありますけれども、いるんです1人や2人、号令をかける人。この人が言ったらもうみんなが動くという人。そういう人たちを引き込むことによって、間違いなく訓練ができるんです。そうして今言ったカウントに関してやっていますけれども、参加して集まって帰った人たちも1人なんです。そういう意味で、それを考えると、もうちょっと何ができるかというやつをしっかりと考えていただきたいと思うんです。

あとは、地震に関しては、ぜひ地域の場所を使った訓練というのをやってください。そしてそのときには、要支援者のこともしっかりと入れていただきたい。私は自彊小学校にいますので、自彊小学校には放課後児童クラブがありますよね、建物が。あそこに弱者と強者を分けたりとか、そういういろんなのが出てくるはずですよ。そしてそのアイデアのもとにやっていったら、みんな真剣にやっていくと思いますから、ぜひその辺を考えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長(藤田和寿君) 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監(大石剛久君) 防災課でございます。

ただいまの御質問の件ですけども、避難所等々の訓練につきましても、昨年、福祉避難所の設置運営マニュアル等も策定をしたという中で、そのマニュアルの検証も行いながら訓練も行ったというところもございまして、一般の避難所の中に福祉スペースをつくるとか、あと2次的に福祉避難所に移動していただくとか、その搬送方法はどうかとか、そういった

ところも訓練やったところでございますけれども、そういったところを各地域のほうにおろしていきながら、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひそこに住んでいる人たちの意見を取り入れながら、そうやってください。そうすれば皆さん真剣になってやる状況ができると思います。

あと、雨についてちょっとお聞きします。豪雨に関して、先ほどの質問の中にありましたけれども、湯日川が吉田町を縦断していますよね。あの湯日川の水の根源、大体飛行場でしょう。飛行場の調整区域、調整池の大体どのくらいが限界なんですか。調整できる限界、1時間当たりの雨量。なぜ知りたいかという、その雨量はかってテレビで一般的に出ますので、その雨量を見て、これから答えてくれるのを勘案して、どこに避難したらいいか、避難時期をどうしたらいいかというやつを多分判断をされると思いますので、ぜひその湯日川が耐え得る飛行場の調整池の範囲、雨量はどのくらいを想定されているんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

湯日川のほうにつきまして、今議員がおっしゃられるようなところの回答にはならないかもしれませんが、例えば湯日川の北のほうに千草橋がございまして、そこに県の水位計がございまして、その水位計をもとに町としましてもその水位で、例えば避難をしていただかなければならない水位が来たときに、避難勧告を出したりとか、そうした基準を設けておまして、そこが避難勧告を出すのが270センチというような……すみません、今の数値は申しわけありません、間違っておると思いますが、判断をしなければならぬ水位を定めているというところがございます。河川以外にも大体内水位のほうも心配されるわけですが、大体今までの経験値からいきますと、内水で20ミリの雨が3時間くらい降れば、ちょっと道路冠水もしてくるといような状況であるというところがございます、今の山内議員の質問とはちょっと違うかもしれませんが、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。ほかの課から聞きますか。

よろしいですか。

○6番（山内 均君） わかりますか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 静岡空港の調整池の容量ということで伺いましたので、私の知っている限りでお答えさせていただきます。

県で持っています開発行為に準じていますので、50分の1確率の調整池は持っております。あの静岡空港は大きいですので、掛ける2倍の容量がその中で池として持っていられるということで、大体ちょっと今手元に50分の1確率が何ミリかというところが定かではないですが、大体80ミリぐらいではないかと思えます。すみません、推測の域で申しわけないですが、ただ、調整池はそういうちゃんとしたものができるというところをお伝えしたかったわけでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。



○6番(山内 均君) 調整池に関してはわかっています。しっかりと見て確認はしています。ただし、今の段階で断面がとれているかどうかは別の話ですけれども。これは多分理事だとよくわかると思うんですけれども、80ミリが1時間に降って、そして現在あちこちで100ミリを越すような雨があるじゃないですか。もうこういうの想定できなかったですよ。

それと、例えば理事にちょっとお伺いしますけれども、あそこの飛行場にもし1時間に100ミリの雨が降ったら、恐らく鉄砲水で来るじゃないですか、来ると思います。今言われた80ミリという数字はやっぱりみんなが避難する限界の数字として、今言われた、また後でしっかりと聞きに行きますけれども、その数字をどっかに出しておかないと、それが避難するときの基準になると思いますから。そういう形で鉄砲水なんかもありますけれども、どうなんですか、理事から見たそういうような水が出たときの見解、雨が降ったときの川に流れる流量の見解。

○議長(藤田和寿君) 理事、船橋準幸君。

○理事(船橋準幸君) 理事の船橋でございます。

河川関係の御質問ということで、私のほうでお答えさせていただきます。

県の計画がこれから立てられるということでございますので、どれくらいの確率の計画をお立てになられるのかわかりかねますが、さくちや川で申し上げますと、5年に1回の流量を流す断面を目標設定にしていることからすると、やはり5分の1から10分の1が当面の範囲内なのかなと思ってございます。流域全体で降る雨と、それから局部的に降る雨については、やはり小さなエリアを対象にしたときに、例えば80ミリ対応できる調整池であっても、部分的に100ミリその地域だけ降るという話になれば、その地域だけでの判断と。全流域に対しては大きな氾濫ではないかもしれないですけれども、集中的に、その局部的に浸水することは当然考えられるだろうと思ってございます。

ただ、雨水処理については、当然処理をするために財政措置の話になります。そのときにはやはり経済効果みたいな話になって、なかなか工事も思い切った大規模改修というのは難しい話になってございます。そういったときについては、いかに命を守るかという話になってくるだろうと思います。そういった場合については、やはり事前にある程度雨量予測がつく場合については、避難所等への移動という話にはなりますが、目の前に大雨が降っているときに避難をするというのは、逆に命を守る観点からすると非常に難しい。そういった場合についてはやはり2階建てに住んでみえる方については、1階から2階へ。それから例えば車とか家財等があれば、できるだけ近場の高台のほうに少しでも移動するみたいな形で、先ほど来議員のほうから御指摘されているように、自分が住んでいるところの地形、気象、総合的な特性を踏まえて、まず自分の命は自分で守る、それから自分の命が守れない場合については、地域と一緒にになって共助をしていく、その後に全体的な指揮については公助をしていくということで、三者の役割が非常に重要なことだと思っております。

以上でございます。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 今、言われたとおり、雨が降っているときにこの問題がちょっと地元で出たんですけれども、避難所が自彊小学校へなりますよね。あの湯日川を越えていくことはおかしいだろうと、わざわざ危険なところを通ることはないだろうと。まさにそういう今言われたその危険回避の理由というかそれが言われたものですから、これも質問しようと思

ったんですけれども、このように言っていただきましたので、非常にありがたいと思います。ぜひやってください。

それと、今基本的には、今の今までいろいろ言わせてもらいましたけれども、当然この防災の新しくできたり、いろいろ状況は変わってきましたので、それによってこの見直し、この見直しというのは当然やると思うんですけれども、この見直し、こういう避難所とかそういうところの見直しの予定というのは、これから町では予定としてはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、防災ガイドブックでございますが、避難所、それから緊急指定避難所も載せてございまして、今後、議員からおっしゃられたよきこともございますし、現在総合体育館のほうも耐震改修もしておりますので、そちらのほうも例えば避難所、避難場所の指定という形で、その時点時点でまた修正をさせていただきたいというふうに思っております。加えて、その中にも当該地震に関連する情報も入っておりますし、そこら辺はまた、今国のほうでは暫定的な機関以外に南海トラフの情報についての防災対応も今検討しているというところで、そういったものが決まってくれば、そういったものも盛り込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひさっき言った大幡会館と住吉の体育センターに関しては、同時に起きたときにはここは完璧に2次災害起きますので、それを含めてまたしっかり検討していただきたいと思います。

それから、今年ちょっと見せていただいて、住吉へ行ったんですけれども、三輪議員が去年質問したとおり、マンホールトイレがトイレに埋まったまま、二つは見つけてくれたんです。それで、そこで聞いたら、これは教育員会にちょっと聞きますけれども、何で出してこないか、何で上までふたをコンクリやっておかないのか、隣にありますよね、見たことありますか。あのマンホールトイレがあるところ、住吉小学校の中庭。ないですか、見てください。1カ所だけマンホールが上に出ているのがあります。あとのところは全部後で埋めたところが10センチから15センチ沈んでいるんです。そこを探しても出てこなかったです。二つしか出てこなかった。今さらですよ、1年過ぎて。ただし理由を聞いたら、あそこは危険だからと言われたと、学校側から。それは本当なんですか、危険だからコンクリでやらないと、そんなことは情報として入ってないですか。要するに、ふたを最初からやっておいたらいいじゃないですかという話です。危険だったらあらかじめ下にコンクリを張って、ふたを見つけておいて、その上に人工芝やっておいてやれば危険じゃなくなるわけですから、そういう意味でその辺は学校のほうの対応でも、ぜひあそこやっていただきたい。そして、そうしないと仮設のトイレがテント張るみたいなんですけれども、できないですよ。その辺でまたちょっとお願いをしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の議員おっしゃられているのは住吉小学校のマンホールトイレだと承知しております。やはり地域住民からもそういった要望がございますので、防災課のほうとしまして、かさ上

げをするなり、その場所がわかるような対策をとっていくということで考えております。  
以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひその上を張る方法もやってください。そして、仮設トイレができたときに、心配していたのは水。できたって水が流せなかったら全然意味ないですから。必ず汚れますから。

そのときに、きょうの静岡新聞に仮設のトイレのパイプを埋め込んで水を出す、情報は入っていると思いますけれども、これぜひやっていただきたい。そうすれば仮設のトイレがきれいに使えます。現実的に仮設トイレはどこで分担されるかわからんから、本当は合併式のトイレでやれるのが一番いいんですけども。ぜひそういう意味で、こういうこともありますので、あそこの訓練をやるに当たって、ぜひ上まではかって、本当は実際に誰かが使ってくればいいんですけども、本当はそこまでの訓練が原則的には必要になるでしょうけれども、そういうものをぜひやっていただきたいと思うんですが、その点はこういうものも含めて回答をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

住吉小学校のマンホールトイレにつきましては、その場所に井戸といいますか、打ってございまして、そこから井戸水をくみ上げてポンプで流すという仕組みに、もともとなつてございます。また、議員おっしゃられた新聞等々も私も拝見しましたけれども、そういったのもまた一つの策というところで参考にしながらというところでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、いざというときには電気が切れますので、ぜひそれも含めてこういうものをやっていただいて、これは消防ポンプはくみ上げるような、岩手での方式ということですので、ぜひ近くにありますので、見に行くなり何かしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時51分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会13日目でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第88号の質疑

- 議長（藤田和寿君） それでは議事に入ります。  
本日は、提出された第85号議案、第86号議案及び第87号議案を除く補正予算に関する議案について質疑を行います。  
日程第1、第88号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。  
これから第88号議案についての質疑を行います。  
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力のほどお願いいたしたいと思っております。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
- 

◎散会の宣告

- 議長（藤田和寿君） 以上で本日の日程は全て終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。  
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時02分

開議 午前 9時00分

### ◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会15日目、最終日でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

### ◎委員会活動報告

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会の活動報告をいたします。  
委員会調査報告書を配付させていただきました。ごらんいただければ幸いです。  
本委員会で決定した事項について、調査の結果を吉田町議会会議規則第73条の規定により報告をいたします。

1、調査事項 包括ケアシステムについて。

2、調査目的 団塊の世代が75歳を迎える2025年に備えた地域包括ケアシステムを調査・研究する。

期間は、調査の経過に示すとおり、平成29年6月7日から29年11月16日まで行いました。

総務文教常任委員会では、福祉課から、団塊の世代が75歳を迎える2025年に住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現についての説明を受けるところから始めました。福祉課の協力には感謝しております。

平成27年7月18日、福祉課への質問事項は、現在、町が取り組んでいる高齢者支援事業、ボランティアの養成講座、居場所づくり、ワンコインサービス等の現状と課題及び2025年を予測した地域の実情に即したサービスについてを決定いたしました。

7月26日は、福祉課より質問に対する回答を受け質疑を行い、委員会の調査項目を、2025年を予測した、町が取り組んでいる事業の現状と課題を検証することに決定しました。

8月25日、見守りネットワークと居場所づくりの調査についての協議をしました。居場所づくりについては、おしゃべりサロン・カフェ、みんなの居場所「ふつか会」を見学、調査することを決定いたしました。

9月5日の委員会では、9月2日、みんなの居場所「ふつか会」を藤田、遠藤、三輪美由

紀の各委員が、9月3日、おしゃべりサロン・カフェを三輪正邦、山口、増田、山内の各委員が調査した結果の報告をいたしました。

また、協議の結果、新たな3カ所の調査先と調査事項の再検討を行い、調査日、時間、参加委員を決めました。手芸を楽しむサロン、10月7日8時から、参加委員は三輪正邦、山口、山内の各委員。喫茶「杉のこ」は、9月27日10時から見学をし、参加委員は三輪正邦、山口、山内の各委員。ふれあいの場「野いちご」は、10月6日9時から、参加委員は藤田、遠藤の各委員です。

10月20日、調査事項、居場所づくり調査報告のまとめを行い、調査は報告書をもってまとめとすることを決定しました。

11月16日、最終報告の確定をしました。報告は第4回定例会の最終日に行うことを決めました。

意見では、女性の元気さが目立つ一方、男性の活動が少ないと感じた。

参加者が固定化されていないか心配な部分もある。

おしゃべりサロン・カフェでは、参加者が引きこもりがちな友達を誘ってくることもあると説明を受けた。

みんなの居場所「ふつか会」では、メンバーが近所のひとり暮らしの知人を誘うなどの報告があった。

会への参加が高齢化し、高齢者が運転免許を返納しており送迎してもらわないと参加できない。

移動手段としての送迎支援を望む声も多くあった。

ボランティア養成講座の受講修了者が居場所づくりの立ち上げに大きな力になったとの調査結果があった。居場所づくりに有効な手段であり、ボランティア養成講座受講者の活躍できる場の提供とシステムづくりを望むなどの意見が出た。

まとめとしては、総務文教委員会の調査事項を通して、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築への一助である居場所づくりについて、吉田町の現状と課題を調査することができました。居場所づくりは、多くのボランティアの方の力強い意志と熱意や多くの施設の協力で支えられていることが調査結果から得られました。

歩いて参加できる範囲に居場所やサロン等があることや、ふだんからの地域づくりや近所づき合いが元気を支えることも調査できました。口伝えで居場所への参加者が増えているという報告からも、居場所づくりの活動を知らない人も多いのではないかという調査結果を得ました。

今後において、町としては関係団体や地域と一層協力をしてPRを行い、団塊の世代が75歳を迎える2025年に備えた地域包括ケアシステムの構築を望むものであると結論づけました。

以上が総務文教常任委員会の報告です。以上をもって総務文教常任委員会の包括ケアシステムについての調査活動を終了としました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。  
委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎議案第88号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） これから議案審議に入ります。

初めに、既に質疑が終了している第88号議案の審議を討論から行います。

引き続き、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは審議に入ります。

日程第2、第88号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第88号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第83号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

前回の全員協議会におきまして、体育館のシャワー室がなくなったという経緯はお聞きをいたしました。今回、料金設定に対しての異論等はありませんけれども、料金を設定する中で、シャワー室の設置の要望であるとかアンケートであるとかそういうものをとった結果、シャワー室はこれからは要らないということで確定をされたのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

シャワー室につきましては、前回の全員協議会でお答えいたしました。国体の準備のときに撤去したということで、正確には平成13年度の改修工事のときに撤去されたということです。当時の状況といたしましては、もう利用する人がいなくなって倉庫として使われていたという状況がございました。

それで、ただいま御質問にありましたように、アンケート等の中にもシャワーを設置してほしいという意見は1件ございました。我々、基本計画をつくるときにシャワー室の設置も考えましたが、周辺あるいは先進地等を視察してきている中で、どこにもシャワー室は設置されておりましたが余り利用がなかったということで、今回の工事につきましては、耐震改修工事をまず第一に考えて、それから雨漏りの修繕、それからバリアフリーということでトイレの改修等まではやっております。今回、シャワー室までには至りませんでした。今回の料金設定についても、シャワー室はもともとなかったということで入っておりません。

ただ、今後シャワー室を設置する場合、今まで更衣室にシャワーがあったときは男女2基ずつあったそうです。今回、半分を倉庫にさせていただきました。その倉庫につきましては、健康づくりのいろいろな用具を入れる場所がなくなったので、改めて倉庫をつくり直しまして今回入れるということで、シャワー室は今回はつくらないということになっておりますが、今後またそのシャワー室が要望等ございましたら考えたいと思います。

今回の使用料につきましては、シャワー室の使用料は今回の使用料の中には含まずに、牧之原市が現在やっておりますが、もしつくった場合はコイン式で、牧之原市の場合は1回3分100円ということでやっておりますが、そういうことがいいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、設置条例の一部改正ということでありますので、今、担当課長から詳しく、関連より少し広がった答弁もいただいておりますので、十分議案と関係づけて質疑を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 詳しい説明ありがとうございます。

その中で、料金を設定するに当たって、今コインの使い方とかそういうものを含めた将来的なものというのは、要するにもちろん設定の中に、私が言いたいことは、耐震工事をして利用者が安心・安全でできるようになった。いろいろな安全の部分はたくさんできたときに、そういうものを含めて町の人たちが低料金で十分にできるシステムを、その料金設定、今回は例えば今の設定された中にシャワーとしてそういうものを入れることができなかつたのかなという疑問でやりましたので、これから、先ほどの答弁で考えてくれるということでよろしいんですか。

○議長（藤田和寿君） 今回の議案等は、先ほど課長から答弁があったとおり、調査して今後については検討するという御答弁いただいておりますが、再度求めますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） やるという答えだけいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。



○教育長（浅井啓言君） 議長からも少し先ほどありましたように、本83号議案は吉田町体育館設置条例の一部改正に関する条例ということで、体育館の耐震補強工事についても皆さんに御提案させていただいてお認めいただいた方向で進めているものでありますので、シャワー一室云々というのはこの設置条例の一部を改正するところには特に関係ないと思いますので、その辺を理解していただきたいと思いますし、どういうふうな耐震工事をやるかについても全て皆さんのもとで御理解をいただいたということで進めているものでございますので、その辺をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 今、教育長から答弁があったとおりの形でありますので、質疑の中である程度わかったこともあると思いますので、その辺で御理解いただきたいと思いますが、よろしいですか。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ございますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この体育館の設置条例、利用料金の改定が一つの中身になっているわけですが、これは来年度の予算との関連もあるわけですので、3月の予算の提案とあわせてこうした条例の改正についても提案をされるのが普通じゃないのかなと私、考えるんですが、なぜこの時期にこの条例改正案を提案したのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

この時期に提案させてもらいましたのは、受け付けの申請が60日前までということになっております。ということは、4月から利用を考えておりますので、2月には利用の申請をしていただいて許可を出すという状況がございます。周知期間も必要でございますので、今回の議会に上程させていただきました。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

内容確認の中で、トレーニング室の更新の機器類について説明をいただきました。こうした更新の内容等、それからそれに伴う利用料金のアップということですが、この点についてあらかじめ町民の皆さんに、こうした内容で体育館が新しく利用できますよということの周知徹底をまず図るべきでないのかなと考えますが、その点の徹底状況、周知状況について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

住民の周知につきましては、今後、町のホームページ、それから体育館の利用者会議が1月でございます。また、体育協会の会議等でもお知らせをしてみたいと思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

今、料金改定ということでございますが、トレーニング室利用カードを現在持っていてまだ使っていない方もあると思いますが、これについての取り扱いが全然お話がなくて、今の料金改定の説明とかそういうもののPRとかはわかりますが、これについてはどういうふう  
に扱うのか、その辺をはっきりとお願いします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの利用カードにつきましては、引き続き利用できるということで皆さんにお知らせしてまいりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

1回50円というのが100円になるわけですね。そうした場合、サービスとして、それは1回は1回ですか。それとも、1回行ったら今度、ちゃんと印をするところがあるんですけども、1回50円だから今度100円になるから2つをあれするのか。その辺が、できれば1回は1回で勘定してくれれば町民サービスということで十分ね。前もって買っているものだから、そのほうが十分町民に対してはサービスという点では受けがいいとは思うんですけども、2回で100円になっちゃうと、何だというふうになると思うんですけども、その辺でお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 料金は一応100円ですので2回ということで、サービスは機器が新しくなったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

それなら事前にできればそういうことを言っていたら、このカードを早く使い切ってしまうというような形をとるのが一番だと思うんです。それはしましたか。そういうことをしない上で変わっちゃったから、それが2回分になるよというのはちょっと、前もってお金払って買ってこのカードを持っている人にはサービスの的にはちょっとあれだと私は思うんです。その辺、どこにも載っていないもので、できれば1回は1回でカウントしてやったほうがいいと思うんですけども、もうそれは変わらないんですか。

○議長（藤田和寿君） 検討状況の報告もあわせて答弁していただければわかりやすいと思いますので、どのように検討した結果こうなったということもあわせて説明していただければと思いますが。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

利用につきましては、あくまでも100円は100円ですので、50円のを2回やると。ただ、今後、皆さんに対する周知を徹底させていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） どのような内容で検討したかということで説明していただければね。一回一回じゃなくて、課内で検討したと思うんです。その経過を話していただければ納得していただけると思うんですが。もう少し詳しく、結果だけじゃなくて途中経過の話をしていただければ質問にも関連してくると思いますが。

答弁をお願いします。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この総合体育館、教育委員会部局というだけではなくて組織全体として取り組んでいるものでございますので、ちょっとその観点で御説明をさせていただきますが、この利用料金については、内部の充実を図りながら余り過度な負担を求めない程度ということで、今回上程させていただいた金額を当局としては考えたわけでございますが、この金額をまず議会でお認めいただけるかどうかというところをスタートにしたいというふうに思っております、もともと出ている利用者カードの取り扱いについて、一旦、町が収入をさせていただいているものに対するカードでございますので、それを内金として扱うのか、払い戻しを求められる、それに応じる対応をするのか。

いずれにしても、今後、4月1日からサービスを提供させていただくものについては利用料金100円ということでお認めいただければ、条例の規定上は100円の使用料ということになりますので、それに対して、これまで出ている町が収入したのものについて、利用者側にどうやってそれを提供させていただくのかということについては、利用者側の皆さん方に御迷惑をおかけしないような形で十分に配慮をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今の利用カードの取り扱いについては、今ここで考えて決めたんですか。それとも、前からこの扱いについてはどのように扱うのかというのを決めてあって今ここで発言されたんでしょうか。どちらですか。もし以前から決めてあるなら、どういう形でそういうふうになったかというのを説明してください。

○議長（藤田和寿君） 検討していなかったならそのまま言っていたらいいですし、今後検討するなら検討するということで想定外だったか、それも含めて言っていたら取り繕った答弁だとあれだと思いますので、しっかりとした形で事実を答弁していただければと思います。議案から少し離れてしまいますので、貴重な時間ですので明確な答弁をお願いします。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの取り扱いにつきましては、まだ残っている人たちもありますので、それはそのまま利用できるということで担当課のほうでは……

〔発言する人あり〕

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 50円だから10枚つづりで500円ですので、そのまま500円は500円ですので、100円になった場合はその50円を2枚使ってそのままトレーニングルームを使っただけということで、そこまでは話をしてありました。

○議長（藤田和寿君） そういう状況で課内では話があるということではありますが。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 言葉がはっきりしないものであれですけれども、それを事前にちゃんと協議して決まっていたと、こういうことですか。それとも、今この場で教育長と話をする中でそれを決めたんですか。どちらですかと私は聞いているんです。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの他で使えるようにと言ったのは、前々から、料金を改定するということから話し合ったものです。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） カードを使えるか使えないかということは、それもそうですけれども、あくまでもこのカードは500円で買って10回使えるものだから500円しか使えませんよ。ですから、5回しか使えませんよということを、だから1回行くと2つの印が打たれますよということを事前に決めたんですか。それとも、今、教育長とそこで話を決めて決めたんですかということを、私はどちらですかと聞いているんですよ。それを教えてください。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今ここで決めたものではありません。既にそのカードが1回50円の使用料金の中で運行しているので、今度、1回100円というのを認めていただければ、当然100円であれば2回という方法が考えられるということで事務局案として持っていたと、そういうふうに理解していただければいいと思います。

○議長（藤田和寿君） 先ほど理事からも説明があったとおり、今回、料金改定が決まった後、その辺について事前に払ってある町民の皆様への、前払い金というんですか、そういったものに関しては町民に理解があるような形で別途対応するという御答弁もいただいておりますが、それ以上何か、今、教育長からもありましたが、ありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） このカードを持っている方というのが大体どれくらい残っているかというのはちょっと大変かもしれませんが、どれくらいカードを購入してくれた方があってという数が、ある程度使っちゃってあるなら、残り少ないならサービスで一回一回でやると、私はそういうふうに気持ちの問題だもんで思うんです。そういう寛容な心でやったらいいかなと思うんですけれども、そういう把握をとというのは特別できないということですね。

ですから、まだたくさん残っていてたくさん利用する回数があるよというなら、それは1回100円だからということで、そういうことでもお金のあれはあるんですけれども、体育館改修するもんで大体先に使っちゃって残っているのは少ないねというふうな感覚であるなら、残った人は一回一回でいいじゃないかなというふうに思ったものですから今聞いたんですが、別にわからなかったらいいです。

そういう私の意見だけでも、条例が決まった後でもそれはまたできることだと思うんです。その辺を考えていただければなというふうに思って、今、残りが大体どれくらいかわかりますかということをお伺いしているんですけれども、その辺どうですか。

○議長（藤田和寿君） その辺も含めて先ほど理事から答弁いただいて、しっかりとした形で対応するといった形で……

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の御発言の趣旨がよく理解できていないかもしれませんが、料金というのは地方自治法の中で条例で定めなきゃいけないですね、使用料という。その使用料を今回お決めいただく議案を提案させていただいたわけです。

それをお認めいただければ、条例に対しては何人も従わなきゃいけないわけですね。それをもし今、既存のカードを持っている方だけを優遇するような減免措置を定めなければいけないということであれば、条例上に規定しない限りはできないものですから、そこまでのことを提案されるかどうかということをおっしゃっているんだと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 今、理事から反問がありましたが、9番、八木 栄君、いかがですか。  
9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

ですが、そういうものが少ないのであれば、残っている回数がわかるようなら、できたらそういう多少のサービスはどうかというふうに私は思ったというところです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、私どもの提案している議案というのはそういうものを含んでおりませんので、ただ思っただけじゃなくて、議案を修正しろということなのかどうかということをお聞きしているわけでございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今回提出された議案に対しては、修正等、そういうことはありません。

○議長（藤田和寿君） 修正がないということだと、今、理事から御答弁があったとおり、条例でそういった減免のことは明記しなきゃならないということでもありますので、そういった御意見があったといったことでよろしいですね。

○9番（八木 栄君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第84号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第89号議案 吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第90号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回は廃止ということでありますが、内陸フロンティアの開発の地域のところということであるんですが、廃止する東側というか東北側というか、民家であるとか工場であるとか結構あると思うんですが、これを廃止することによってその方々への影響というようなものはどのように考えておられるでしょうか。特に、もうほかにも道があるから全然、ここを廃止したことによって地域住民というのか勤めている方も含めて影響はないですよというのであればいいんですけども、そういったことも考慮された中でのということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 町道の廃止に伴った周りへの周知というか状況をということで解釈をしました。回答させていただきます。

この議案という前に、内陸フロンティアの工事に入りますには工事の説明会を行っております。それには地権者の方もいらっしゃいますし、耕作者の方もいらっしゃいますし、周りの企業の代表者の方もいらっしゃいます。そういう中で状況を説明させていただいている中では特に問題はなかったというか、それに対する反対とかこういう要望、要望も、例えば農作業車がそのときは通れるようにしてくださいだとか、ここの舗装が傷んでいるとかというお話はありましたけれども、廃止に関しての要望というかそういうものはなかったことと、工事の説明会等を通してお伝えをしていますということで回答させていただきたいと思いますが。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第91号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第92号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。



---

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第93号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

◎議員派遣について

○議長（藤田和寿君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第122条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 日程第11、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所

管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で平成29年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 寒い日が続いておりますけれども、各当局から上程いたしました議案につきましてお認めいただきまして、まことにありがとうございました。

ことを振り返って、町政の責任者として私にとりましては、職員の不祥事によってですね、議会の皆様はもちろんのこと、町民の皆様に対しましても、行政に対する信頼を失墜させたことについて本当に申しわけなく、おわびしなければならないと思っています。改めて皆様におわび申し上げます。

当然のごとくでありますけれども、失墜しました行政に対する信頼は、私はもちろんのことでございますけれども、職員の皆様に対しましても、信頼の回復を胸に刻んで一生懸命頑張るよと。

何はともあれ、我々は我々の日常を振り返って、我々に落ち度がなかったか、正さなければならないところは正さなければならないと。常に町民の目線に立って行政は執行しなければならないと思っております。

我々も一生懸命頑張りますので、ぜひとも議会の皆様におかれましても、我々の努力につきまして御理解と御支援を賜りたいと思っております。

これで皆様とは年を越して来年3月の議会で相まみえるわけでございますけれども、ぜひとも皆様におかれましては、常日ごろ私が皆様に申し上げますように、議会定例会というものは、まさに町民にとりましてもう本当に関心を持って、そういうふうな形で見てもらえるような場に、我々も頑張りますので、議員の皆様にもぜひとも頑張っていたいただきたいと思います。

また来年、議会の皆様にはよきお年をお迎えの上、3月議会に元気な顔をお見せくださいますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

本日ここに平成29年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動を初め何かと御多忙かと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶とします。

---

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これをもって平成29年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午前 9時45分